農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2010 11 NOVEMBER

地域社会と協同組合

- JAバンクシステムの構造と機能
- 協同組合内協同の創造からの農協見直し
- 条件不利地域の買い物難民と協同組合
- 住宅市場の現状と長期展望

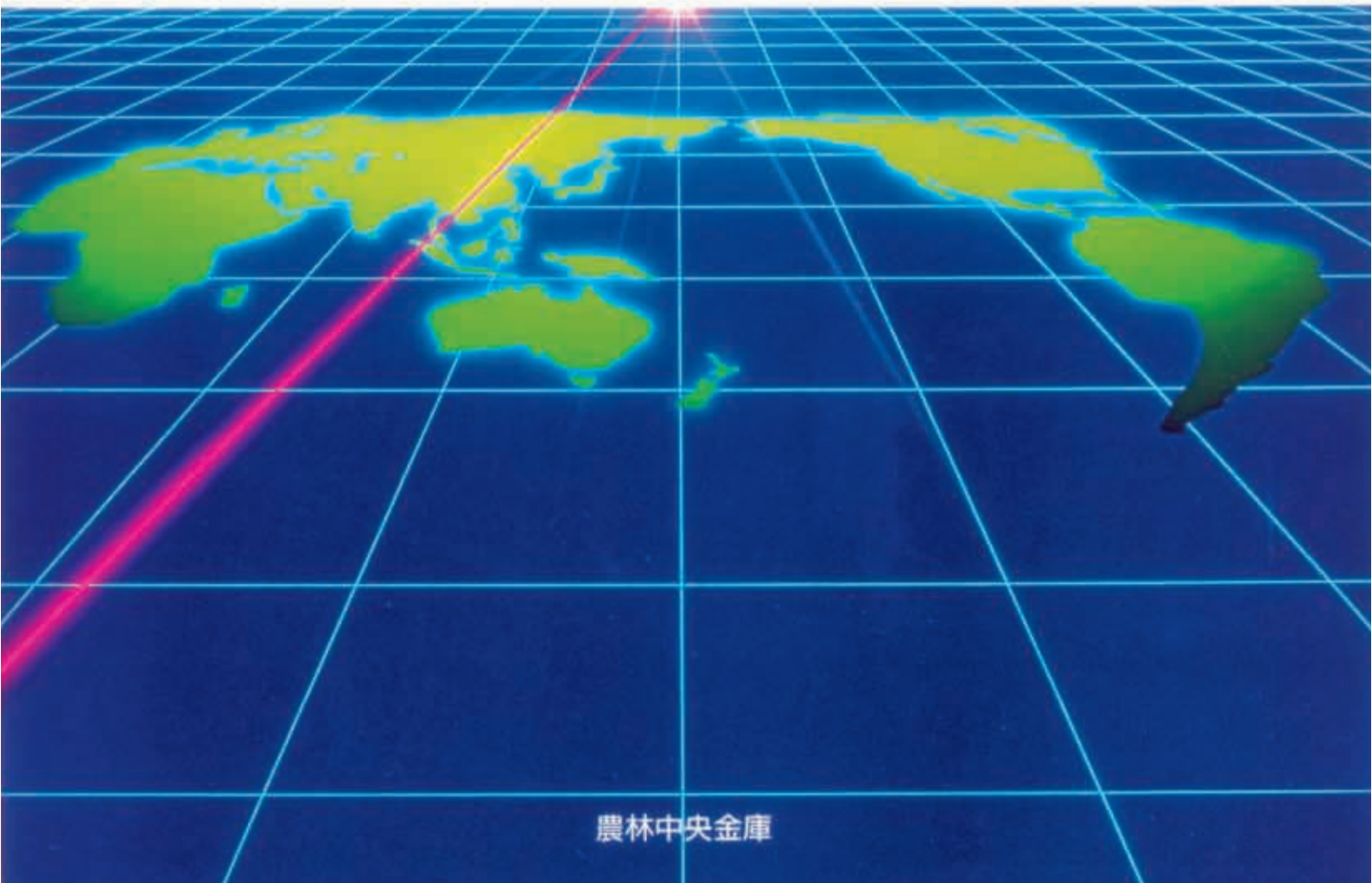

農林中央金庫

今月の窓

地域の活性化と協同組合

南米大陸の中央部に位置する農業国パラグアイでの調査機会があった。公式テーマは，今般の世界的不況がパラグアイ経済に及ぼした影響を明らかにすることであったが，数多くのヒアリングをつうじて，協同組合と地域とのかかわりについて改めて考える機会でもあった。

パラグアイも今般の世界的な不況と無縁ではなく，さまざまな国内対策がとられた。しかし，この国の財政事情は厳しく，対策の基本は民間の活力の利用に置かれた。

もともとパラグアイでは，歩道の整備は道に面する敷地の所有者が行うことにされている。そのため，首都アスンシオン市内の歩道は，土地の区画ごとに異なる舗装がなされていた。その是非はおくとして，これは公的な投資が民間のそれに置き換えられていることを意味している。

同じような負担は農村部でも明らかであった。パラグアイの東南部に位置する農業地帯の農協を訪問したのは大豆の収穫期の終わりの時期であり，組合員が数十トンクラスのトラックで収穫した大豆を農協の大型エレベーターに搬入していた。これらの施設がすべて農協の投資であることは当然であるが，説明では，公道からエレベーターまでの搬入路の敷設やメンテナンスも行わなければならないという。

設備投資を行う農協の負担はこれにとどまらない。公道それ自体の整備も自治体から求められることがあり，多くの場合は応じているという。このように，パラグアイの農村部では，地方自治体の財政に道路を含めた生活基盤の整備を行うほどの力はなく，また，国からの支援も限られているため，道路などの基礎的な社会資本の整備は，農協などの民間負担で行われている。パラグアイの農協は，このような貢献も行っているのである。

わが国でも，身近な生活道路の補修を住民自らが行うことによって，公共事業のコストを削減しながら，事業の実をあげたことで注目されている事例がある。これは住民の取組みであり，この点でパラグアイの農協のそれとは異なるが，地域の基盤を住民自らが整備したという意味では共通する面もある。

地域経済の悪化は，地方財政を逼迫させるとともに，地域の活力を削いでいる。このような状況で，事業の経費を圧縮するだけでは，現状維持は可能であっても，活力を回復することにはつながりにくい。

地域においてヒト・モノ・カネという資源をもっているのは公共団体と農林漁業の協同組合であるという指摘がある。その市町村が財政上の制約で動きがとれなくなっているとすれば，同じ地域の民の代表である農協・漁協が，現在の事業とともに実施可能な地域ビジネスに取り組むことによって，雇用を含めた地域経済の活性化に貢献する必要があるのではないだろうか。

パラグアイも日本も，協同組合が地域のなかで経済的役割を発揮することが従来以上に求められている。

（（株）農林中金総合研究所　常任顧問　田中久義・たなかひさよし）

農林金融　第 63 巻　第 11 号〈通巻777号〉 目　次

今月のテーマ

地域社会と協同組合

今月の窓

地域の活性化と協同組合
（株）農林中金総合研究所　常任顧問　田中久義

破綻未然防止システムを中心に
ＪＡバンクシステムの構造と機能
斉藤由理子 —— 2

相互扶助の原理から共生の原理へ
協同組合内協同の創造からの農協見直し
蔦谷栄一 —— 15

条件不利地域の買い物難民と協同組合
一瀬裕一郎 —— 32

住宅市場の現状と長期展望
渡部喜智 —— 50

談話室

漁業資源の管理と漁業者
長崎県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長　馬場元朝 —— 30

本棚

生源寺眞一　著
『農業がわかると，社会のしくみが見えてくる』
佐藤純二 —— 49

統計資料 —— 68

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

JAバンクシステムの構造と機能

――破綻未然防止システムを中心に――

調査第一部長　斉藤由理子

〔要　　旨〕

1　2002年１月にJAバンクシステムが導入されて８年が経過した。JAバンクシステム導入時の最優先の課題は，JAバンクに対する信頼性の確保であったが，これまでの推移をみると，JAバンク全体として財務の健全性は強化されており，一定の成果が上がったと考えられる。

2　JAバンクシステムにおける破綻未然防止システムを，預金保険機構，金融庁等の公的当局のプルーデンス政策と比較すると，その事前的措置には，早期是正措置より厳しい格付指定基準の設定，オフサイト・オンサイトのモニタリング，資金運用制限や経営改善などの事前対応，不良債権処理などがあり，かつ事後的措置についても，流動性供給を行う相互援助貸付，指定支援法人からの資本注入などの救済機関への資金援助など，公的当局に劣らないほど多彩な措置がそろえられている。

3　また，①基本方針に定める責務を遵守しない場合に脱退させるというペナルティがあること，②農協，信連の代表を委員に含む経営管理委員会やJAバンク中央本部委員会などが基本方針等を決定しており，会員自らが意思決定に参加していること，③法律上の裏づけを持つ制度であること，④早期是正措置の発動よりも早い段階で経営の悪化を把握し事前措置を取っていることが，システムの実効性を高めていると考えられる。

4　JAバンクシステムをドイツとオランダの協同組合銀行グループの相互援助制度と比較してみると，①会費がリスクに対応した可変料率制度になっていないこと，②会員が明示的に運営コストを負担していないこと，③全国銀行である農林中金が制度の支援の対象となっていないこと，という違いがある。これらは，モラルハザードの抑制手段の整備，破綻未然防止システムのコストとベネフィットの比較の必要性等からみて，今後の中期的な検討課題であると考えられる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　JAバンクシステムの導入
（1）　JAバンクシステム導入前後の金融危機の状況とプルーデンス政策
（2）　JAバンクシステム導入前の農協のプルーデンス政策
（3）　JAバンクシステム導入の経緯
2　JAバンクシステムの構造
（1）　基本的な構造
（2）　実効性を高める仕組み
（3）　破綻未然防止システムの成果
3　欧州の協同組合銀行の相互援助制度との比較
4　今後の検討課題

はじめに

2002年１月にJAバンク基本方針が制定され，これに基づきJAバンクシステムが導入されて８年が経過した。

JAバンクとは，農協，信農連（以下「信連」という），農林中金で構成される金融サービスグループの総称であり，JAバンクシステムとは，農協，信連，農林中金が，実質的に「ひとつの金融機関」として機能するよう一体的に取り組む仕組みである。その内容は，①破綻未然防止システムと，②一体的事業推進の２つを柱としている。

JAバンクシステム導入時を振り返ると，農協も含めて金融機関の破綻が増加し，かつペイオフ解禁（当初予定01年４月，実施02年４月）を控えていたため，JAバンクシステムの最優先の課題は，JAバンクに対する信頼性の確保であった。導入後のこれまでの推移をみると，JAバンク全体として財務の健全性は強化されており，当初の課題であった金融機関としての信頼性の確保は達成できたと評価できるだろう。

本稿では，JAバンクシステムの導入の経緯を振り返り，またその構造を分析する。さらに欧州の協同組合銀行の事例と比較した上で今後の検討課題について考えてみたい。

1　JAバンクシステムの導入

（1）　JAバンクシステム導入前後の金融危機の状況とプルーデンス政策

90年代初めにバブルが崩壊して以降，日本経済は景気の停滞とデフレが長期化し，地価や株価など資産価格の下落は10年以上続いた。金融機関は多額の不良債権を抱え，90年代半ば以降には，経営破綻に至る金融機関が続出した。特に97年末には大手の証券会社，金融機関が相次いで破綻し，金融システムに対する不安が強まり，98年には日本長期信用銀行と日本債券信用銀行が一時国有化された。

この間，破綻金融機関の処理を含めて，公的当局におけるプルーデンス政策がどのように整備されていったかを整理しておこう。プルーデンス政策は，金融システムの

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

安定のための政策であり，事前的措置と事後的措置に分類することができる。事前的措置には，競争制限的規制，健全性規制（自己資本比率規制等），モニタリング等が含まれ，事後的処理には，流動性供給，保険金支払，資金援助等が含まれる。また，ここでは，勝（2008）の整理を参考にして，プルーデンス政策には，公的当局によるものに加えて，JAバンクによる取組みを含む金融機関の自主的な取組みも入れている。

バブル崩壊以前の公的当局によるプルーデンス政策の中心は，「護送船団方式」と呼ばれる競争制限的規制であり，監督当局である大蔵省の裁量的行政が行われていた。それが，80年代から90年代にかけては金利・業務・参入等の自由化が進み，また98年に銀行の検査・監督機能は大蔵省から金融監督庁（当時）へと移った。そして，競争制限的規制に代わる事前的措置や破綻処理制度も含めた事後的措置の整備が不十分なまま，バブル崩壊とその後の金融危機を迎えることとなった。

金融危機に対応して，90年代後半にはプルーデンス政策に関する様々な公的な制度

第1表　プルーデンス政策とJAバンクシステム

		公的当局	JAバンク（農協·信連·農林中金）による自主的な取組み（注2）	
			JAバンクシステム導入前	JAバンクシステム
事前的措置	競争制限的規制	金利規制，参入·退出規制，業態規制，長短分離規制［大蔵省］		
	健全性規制	自己資本比率規制，大口融資規制［金融庁］		レベル格付指定基準（実質自己資本比率8%未満），資産査定実施基準（分類債権比率，貯貸率等）［JAバンク中央本部］
	リスク管理の強化	金融検査マニュアル［金融庁］		
	モニタリング	銀行検査·監査，オフサイト·モニタリング［金融庁，日銀］	経営指導·監視［相互援助制度］	財務と業務執行体制のモニタリング［JAバンク中央本部·県本部］ 資産精査，業務執行体制にかかる実査［農林中金］
	事前対応	早期是正措置，早期警戒制度［金融庁］		資産運用制限，経営改善［JAバンク中央本部］ 資本注入，利子補給，債務保証［JAバンク支援協会］
	不良債権処理	不良債権の買取·管理回収［整理回収機構］		不良債権の買取·管理回収［系統債権管理回収機構］
事後的措置	流動性の供給	中央銀行貸出（最後の貸し手機能）［日銀］	貯金払戻しのための貸付［相互援助制度］	相互援助貸付［信連，農林中金］
	破綻金融機関が存続するケース	資金援助［預金保険機構］	債務超過農協への財務健全化のための貸付［相互援助制度］	相互援助取り決めによる援助を行う連合会，指定支援法人に対する資金援助［貯金保険機構］
	破綻金融機関が存続しないケース	保険金支払，救済金融機関への資金援助［預金保険機構］	救済農協に資金援助［県，県内系統，全国·県の相互援助制度］ 保険金支払い，救済農協に資金援助［貯金保険機構］	利子補給，債務保証，資本注入，資金贈与［JAバンク支援協会］ 保険金支払い，救済金融機関への資金援助［貯金保険機構］

資料　預金保険機構ホームページ（http://www.dic.go.jp/），貯金保険機構ホームページ（http://www.sic.or.jp/），金融庁ホームページ（http://www.fsa.go.jp/），「JAバンク基本方針」等から筆者作成
（注）1　金融危機対応を除く。
2　貯金保険機構についても便宜上この中に含んでいる。下線部分。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

が整備された（第１表）。事前的措置としては，早期是正措置の導入（98年），金融検査マニュアルの公表（99年），健全な金融機関への公的資金注入の仕組みの整備（98年）などが行われ，また，事後的措置に関しては，ペイオフコストを上回る資金援助のための公的資金の活用（98年）も可能となった。金融整理管財人制度，ブリッジバンク制度，特別公的管理など破綻金融機関処理のための仕組みも整備された（98年）。また，東京の二つの信組の受け皿金融機関として東京共同銀行が設立（95年）されたが，それが金融機関一般を対象とした整理回収銀行（96年）となり，さらに住宅金融債権管理機構と合併して，整理回収機構となり（99年），破綻金融機関及び健全金融機関からの不良債権の買取・回収，資本注入など行うこととなった。

(2) JAバンクシステム導入前の農協のプルーデンス政策

JAバンクシステム導入以前の農協系統信用事業のプルーデンス政策は，事後的措置としてのセーフティネットが中心であった。フォーマルな制度として農・漁協およびその連合会のみを対象とした農水産業協同組合貯金保険機構（以下「貯金保険機構」という）と系統内の自主的な制度である相互援助制度（全国，県）があったが，実際に農協が経営困難に陥った場合には，隣接する農協等との合併や事業譲渡を行い，当該農協において役員の責任追及や組合員の出資金の放棄（減資）が行われ，また県段階では，県からの支援，および県相互援助制度を含む県内の農協系統組織から支援が行われた。そして，県段階では対応しきれない場合に，全国段階で全国相互援助制度と貯金保険制度からの支援が行われることが通常であった。第１図で貯金保険制度による支援が行われたケースについて，それぞれの方式による資金援助の割合をみると，県内支援（県行政，県相互援助制度，県内の農協系統組織）の割合もかなりのウェイトを占め，特に02年のJAバンクシステム導入以前においてそれが５割以上を占めるケースが多いこと，またケースごとに各方式の負担割合が異なっていることがわかる。

第１図　農協に対する資金援助実績（構成比）

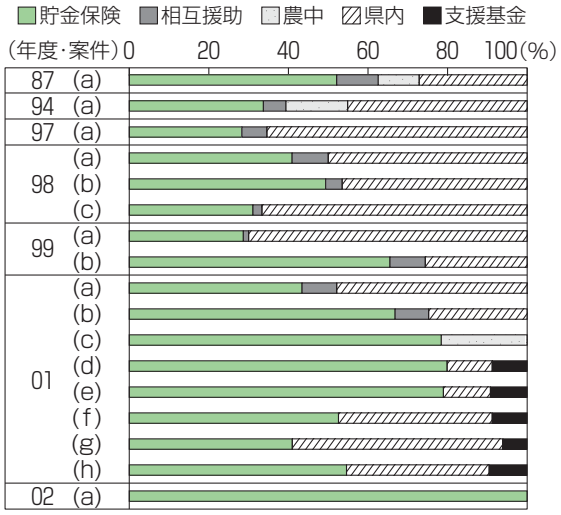

資料　農水産業協同組合貯金保険機構「農水産業協同組合 貯金保険機構年報 平成21事業年度」
（注）1　農水産業協同組合貯金保険機構年報に記載されているもののみ。
2　年度は貯金保険機構運営委員会議決日による。複数年度実施分も議決日の年度に含んでいる。複数回議決のケースは最初の年度に含んでいる。
3　相互援助は全国相互援助制度，県内は都道府県，県内農協系統，県相互援助制度を含む。

(3) JAバンクシステム導入の経緯

90年代以降，農協にも不良債権を抱えて

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

経営が悪化するものがみられるようになった。特に90年代後半に大規模な支援を必要とする農協や信連がでてきたことから，農協系統のセーフティネットの限界も意識されるようになった。上記のとおり，相互援助制度は自主的な制度であって法的強制力が無く，また貯金保険制度と相互援助制度以外の支援が破綻処理においてかなりの部分を占めており，このこともあって破綻処理に関するルールは細部においてまで必ずしも明確とはいえなかった。これらの結果，迅速な処理が難しくなり系統としての負担が拡大したケースもあった。また，事後的措置が中心であるために対応が遅れたとも考えられる。

そして，農協系統における健全性確保のための取組みとセーフティネットの充実が必要という議論が農協系統および監督当局において高まった。99年２月に農林水産省，貯金保険機構，全中，農林中金などをメンバーとした「農協系統信用事業等に関する実務者協議会」が発足し，同年７月に中間整理を行った。そのなかで，貯金保険制度の預金保険制度と同様の対応，同制度における信連・農林中金の取扱い，相互援助制度の拡充・強化等が論点としてあげられた(注1)。さらに，有識者を委員とした，農林水産省「系統信用事業のセーフティネットのあり方に関する懇談会」は，00年２月に「系統信用事業のセーフティーネットの整備の方向」をまとめた。そこでは，激動する金融情勢の下で，セーフティネットの一層の整備を図る必要があるとされ，その際には，貯金保険制度や破綻処理は，他の金融業態のセーフティネットと基本的に同様の整備を行うとともに，農協・信連・農林中金からなる系統信用事業の特性を踏まえた整備を行うという基本的な考え方が示された(注2)。

これらを受けて，貯金保険制度の整備のために，00年５月に農水産業協同組合貯金保険法改正案，農水産業協同組合再生特例法案の農協金融２法が可決，成立，01年４月から施行された。これによって，管理人制度，協定債権回収会社業務および金融危機対応業務の導入など，預金保険制度に準じた整備が行われた。さらに，貯金保険制度で資金を援助する対象に信連・農林中金が追加され，貯金保険制度において系統信用事業の特性を踏まえた整備が行われたといえるだろう。

農協系統では，00年10月の第22回JA全国大会において，組合員と地域に支持されるJAバンクの確立に向け，農協・信連および農林中金の総合力を結集しつつ一体的な事業運営の枠組みにより業務を展開していくことが決議された。

また，農林中金および農協系統にかかる必要な法整備のため，01年６月に農協改革２法が成立した。これは農林中央金庫法の全面改正，農林中金・信連統合法の一部改正（名称を再編強化法「農林中金及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に変更），貯金保険法の一部改正からなり，農林中央金庫法の全面改正では目的規定に農林中金は「農林漁業者の協同組織を基盤とする金融機関」と，農林

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

水産業協同組織の一員としての性格が明記され，また農林中金に会員の代表等から成る経営管理委員会を置くとともに，職務に専念する金融専門家から成る理事会がおかれることとなった。再編強化法では，農林中金は経営管理委員会および総代会の承認を受けて，農協の再編と強化に関する基本方針（自主ルール）を定め，また基本方針に即し，農協・信連の信用事業について指導することとなった。また必要な場合には指定支援法人から資金面で支援が行われることとなった。さらに，貯金保険法の一部改正では，指定支援法人が農林中金の指導に基づき行われる合併等について法定業務を行う場合，貯金保険機構に資金援助を申し込むことができるようになった。

これらの法改正を受け，01年の農林中金の臨時総代会で基本方針が承認され，農林中金内にJAバンク中央本部が，県段階にJAバンク県本部が設置され，02年１月の再編強化法の施行にあわせ，JAバンクシステムはスタートした。

このJAバンクシステムの導入の準備と平行して，経営問題を抱えている個別農協の処理が重点的に進められ，02年４月の預貯金のペイオフ一部解禁時点では，すべての農協が早期是正措置の発動基準である自己資本比率４％（国内基準）を上回った。

（注１）「系統信用事業の安全網拡充，年内に具体策，農水省が中間整理」日本農業新聞 99年7月30日による。

（注２）「『懇談会』報告書の要旨」日本農業新聞 00年2月2日による。

2　JAバンクシステムの構造

(1)　基本的な構造

前述のとおり，JAバンクシステムは一体的事業推進と破綻未然防止システムという２本の柱からなる。

JAバンク会員は農協・信連・農林中金からなり，農林中金は，総合戦略の樹立，基本方針の制定，基本方針に基づく信連・農協への指導を行い，また，農協・信連は，基本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する，信連はまたJAバンク県本部を設置して，管内農協を指導するというそれぞれの役割を担うこととなった。また，基本方針は農林中金のJAバンク中央本部で協議，経営管理委員会，総代会が承認することになっている。また，制定・変更された基本方針は主務大臣への届出を行う。

JAバンク会員の責務は，①JAバンクの一体的な事業推進，②JAバンク全体の安全・効率運用の確保，③経営状況等の報告，④資金運用制限ルールの厳守，⑤経営改善ルールの厳守，⑥組織統合ルールの厳守，⑦指定支援法人への財源拠出である。

破綻未然防止システムは，その名前のとおり，事前的措置が中心であり，しかも行政の早期是正措置の発動よりかなり早い段階で問題のある会員を発見し，措置を講じるものである。そのために，早期是正措置の発動基準（国内基準）である自己資本比率４％を大きく上回る，実質自己資本比率８％未満を資産運用制限・経営改善・組織

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

統合の基準とし，また内部監査体制，貸出・審査体制，余裕金運用体制など業務執行体制の整備状況も資産運用制限等の基準としている。

農協についてのモニタリングから資産運用制限等の措置にいたる流れをまとめてみると，農協は信連経由で農林中金に財務および体制整備モニタリング資料を提出・報告し，農林中金・信連は，資料により状況の点検・把握を行い，一定の基準に該当した場合には，オンサイトモニタリング（資産精査または業務執行体制にかかる実査）を実施する。さらに指定基準に抵触した場合には水準に応じてレベル格付農協に指定し，指定された農協に対して所要の経営改善指導を行い，資金運用制限を課す。さらに，必要な場合には指定支援法人から資本注入，利子補給，債務保証，資金贈与等の支援を行う。個別指導や指定支援法人への支援の要請にあたっては，中央本部委員会での審議，経営管理委員会の承認が必要である。

前掲第１表で，JAバンクシステムの破綻未然防止のための措置を預金保険機構や金融庁など公的当局のプルーデンス政策と比較してみると，JAバンクシステムには，その中心である事前的措置として，早期是正措置より厳しい格付指定基準の設定，オフサイト・オンサイトのモニタリング，資金運用制限や経営改善などの事前対応，不良債権処理などがあり，かつ事後的措置についても流動性供給を行う相互援助貸付，指定支援法人からの資本注入等の救済機関への資金援助があるなど，公的当局のプルーデンス政策に劣らないほどの多彩な措置がそろっていることがわかる。

なお，JAバンクシステムと貯金保険制度との関係をみると，03年度以降は貯金保険機構からの支援は行われておらず，指定支援法人は破綻未然防止の位置づけから経営困難に陥った農協への支援を行い，貯金保険機構は貯金者保護のための支援という棲み分けが行われている（ただし，破綻未然防止を目的として手厚い支援を行えば，経営困難な金融機関の存続の可能性は高くなるため，貯金者保護と破綻未然防止との間の明確な線引きは難しいだろう）。

JAバンクシステムによる支援には財源による制約があることを考えると，公的資金の投入が可能な貯金保険制度の支援が望ましいケースがあると考えられる。貯金保険法では，貯金保険機構は貯金保険の支払いや救済組合への支援にとどまらず，相互援助制度により援助を行う信連・農林中金，経営困難組合に支援を行う指定支援法人に資金援助（資金贈与，資金の貸付・預入，資産の買取り，債務保証，債務の引受，優先出資の引受，等）による支援を行うこと，すなわちJAバンクシステムにおける破綻未然防止のための措置への支援も可能とされており，こうしたケースへの対応が可能となっていると考えられる。貯金保険制度には預金保険機構と同等の機能を持つとともに，自主的なセーフティネットを持つなどの農漁協系統信用事業の特殊性に，適切に対応することが求められる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

(2) 実効性を高める仕組み

JAバンクシステムが実効性を持つためには，各会員がそれぞれの役割に応じて，その責務を果たしていくことが重要である。また，破綻未然防止システムでは保険金の支払いを上回る厚い支援が期待できるために会員にモラルハザードが生じる懸念があり，それを抑制する仕組みが必要となる。JAバンクシステムにおける以下の点は，これらに対応していると考えられる。

第１に，農協・信連・農林中金からなるJAバンク会員は基本方針に定める責務を遵守しなければならず，遵守しない場合には勧告，警告を経て，JAバンクから脱退させられることになる。脱退した場合にはITシステムやJAバンクの商標の利用ができないなどのために金融業務の継続が難しくなる可能性があり，脱退は当該農協にとって重大なペナルティになっている。

第２に，農林中金の総代会，経営管理委員会，JAバンク中央本部委員会など農協・信連・農林中金等の代表者を委員に含む会議体が，基本方針や個別指導，支援協会への支援要請等を協議・承認し，それに基づいて農林中金が指導を行うことである。会員自らが意思決定に参加することが役割や責務等の遵守に向けた力となり，会員相互の監視という点ではモラルハザードの防止につながっていると考えられる。

第３に，JAバンクシステムは，業界の自主的規制ではあるが，再編強化法で農林中金が基本方針を定め農協・信連の信用事業を指導することが規定されているなど法律上の裏付けを持つ制度である。また制定・変更された基本方針は主務大臣への届出が必要であり行政によるチェックが行われている。

第４に，オフサイト・オンサイトのモニタリングを行って，それに基づいて必要な指導が行われていることであり，特に早期是正措置よりも早い段階で経営の悪化を把握して事前措置をとっていることである。

(3) 破綻未然防止システムの成果

このように実効性を備えたJAバンクシステムを導入し，破綻未然防止システムが機能した成果として，農協系統信用事業の健全性は強化されてきた。第２表のとおり，農協・信連・農林中金全体として健全性は改善されている。リスク管理債権比率（リスク管理債権／貸出金）は，信連では01年度をピークとして09年度は1.8％まで低下，また農協は03年度の7.5％をピークに09年度に3.6％まで低下している。09年度の他業態の水準と比較すると，全国銀行は2.0％，うち地銀は3.1％，第２地銀は4.0％，信金・信組は6.0％であり，農協は第２地銀，信金・信組を下回る水準となっている。また第３表のとおり，08年度の農協の自己資本比率は17.6％であり，都銀，地銀，信金，信組を大きく上回っている。

また，貯金保険機構による農協に対する資金援助（金銭贈与，資産買取り，劣後ローン，債務の保証の合計）は，97年から03年度まで年間平均100億円程度行われていたが，04年度以降は行われていない。このこ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第2表　農林中金、信連、農協の不良債権比率（リスク管理債権）

（単位　%）

	農協系統	農林中金	信連	農協
98事業年度末	5.4	5.0	8.0	4.9
99	5.8	5.6	8.9	5.1
00	4.7	3.2	7.8	5.6
01	5.1	3.3	8.7	6.2
02	5.5	3.4	7.8	6.8
03	5.8	3.6	6.8	7.5
04	5.2	3.0	5.0	6.9
05	4.4	2.4	3.2	5.9
06	3.8	2.2	2.5	5.1
07	3.4	1.9	2.2	4.4
08	3.0	1.7	2.0	3.9
09	2.9	2.2	1.8	3.6

資料　農林水産省「農協系統金融機関の平成21事業年度末におけるリスク管理債権等の状況について」

第3表　業態別自己資本比率

（単位　%）

	都銀等（主要11行）	地銀・第2地銀	信用金庫	信用組合	農協
自己資本比率	12.4	10.5	11.8	10.2	17.6

出典　農林中金「JAバンクシステムにおける取組み」（平成22年4月22日）

とは，04年度以降については，破綻未然防止の目的の範囲内でJAバンクシステムによって必要な支援が行われたことを示していると考えられる。

なお，JAバンクシステムのもう一つの柱である一体的事業推進については，JAバンク中期戦略が策定されそれに基づいて実践が行われている。秋吉（2010）によれば，JAバンクの第１次中期戦略（04～06年度），第２次中期戦略（07～09年度）の戦略の軸は店舗再構築による効率化と住宅ローンの強化であった。この間の農協の信用事業の事業管理費等の変化をみるために，利用可能な04年度と08年度で比較してみると，この４年間で事業管理費は4.2％減少し，事業総利益は3.0％増加，事業総利益から事業管理費を差し引いた事業利益は34.8％増となった(注3)。店舗再構築等による経費削減とそれに伴う収益の改善がみられる。また，農協の貸出金は，03年度から09年度末に12％増加したが，このうち住宅ローンは40％増と高い伸びとなり貸出金全体の増加額を押し上げた。このように，一体的事業推進についても中心的な戦略で一定の成果をあげたことが確認できる。また，住宅ローンは比較的リスクが低い貸出であり，健全性の改善にも寄与したものと考えられる。

（注３）農林水産省「総合農協統計表」による。

3　欧州の協同組合銀行の相互援助制度との比較

ところで，欧州の協同組合銀行グループにも，JAバンクシステムのように経営難に陥った会員銀行を同じグループ内で資金援助等を行い支援する制度でかつ会員銀行の破綻を未然に防止するため制度を持つものがある。このような制度を本稿では相互援助制度とする。Kollbach, Benna（2008）によれば，EU加盟国とスイスのうち８か国の11の協同組合銀行グループが相互援助制度を持っている。

このうちドイツの協同組合銀行グループとスイスのライファイゼンバンク・グループの会員銀行は公的な預金保険制度への加盟を免除されているが，他の６か国の協同組合銀行グループは，預金保険制度にも加入している(注4)。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第４表は，ドイツの協同組合銀行グループ，オランダのラボバンク・グループおよびJAバンクについて，その相互援助制度の内容，公的預金保険制度への加盟の有無，相互援助制度以外のグループの一体性に関する項目を比較したものである(注5)。独蘭の２グループとJAバンクの相互援助制度を比較すると，モニタリングの実施，モニタリングに基づく改善措置の実施等共通する部分も多いが，JAバンクの場合には支援対象に全国銀行（農林中金）を含まないこと，基本方針によれば指定支援法人への負担金割合は各県における問題発生の有無等に応じて格差をつけるとされているが，個別経営のリスクに対応した可変保険料率ではない。

また独蘭の場合には保険金や資金援助以外の相互援助制度にかかる経費（一般管理

第4表　独･蘭･日の協同組合銀行グループの相互援助制度等の比較

		協同組合銀行グループ <ドイツ>	ラボバンク･グループ <オランダ>	JAバンク （農協･信連･農林中金） <日本>
相互援助制度	制度名	金融機関保護機構	クロスギャランティ･スキーム <第1段階：地方金庫間の損失保証制度，第2段階：破綻リスクへの保険）>	JAバンクシステム （破綻未然防止システム）
	制度根拠	私的契約	1992年信用システム監督法および民法典	再編強化法等
	運営主体	BVR（ライファイゼンバンク･フォルクスバンク全国中央会）	ラボバンク損害保険会社 （全国金庫）	農林中金，JAバンク中央本部および同県本部
	支援対象	全国銀行，ローカルバンク，グループ内子会社	第1段階：ローカルバンク 第2段階：全国銀行，ローカルバンク，全国銀行の子会社	信連，農協
	支援方法（流動性の供給を除く）	貸付，資金贈与，保証，資本注入	第1段階：損失に対する地方金庫間の資金贈与 第2段階：破綻懸念会員への保険金支払い	貸付，資金贈与，保証，資本注入，利子補給
	支援の上限	上限規定あり	自己資本	規定なし
	モニタリング	実施	（全国銀行の監督・検査権限により実施）	実施
	改善措置	実施	（全国銀行の監督・検査権限により実施）	実施
	可変保険料率	会員を格付し会費に格差	必要自己資本に比例した会費	貯金量に比例
	除名	規定	規定	規定
	経費負担	会費による	会費による	支援基金の経費は会費による
	事前的措置／事後的措置	近年，事前的措置を拡充	第2段階は事後的措置中心	事前的措置中心
公的預金保険制度への加盟		加盟していない	加盟	加盟
一体性	中央機関（全国銀行等）の監督権限	ない	金融監督システム法で規定	監督権限はないが，再編強化法により指導権限あり
	グループ全体のリスク管理	実施されていない	実施	実施されていない
	グループ全体の連結	自主的に連結を実施，公表	法律で規定	連結していない

資料　金融機関保護機構定款，ラボバンク全国金庫およびラボバンク損害保険会社への聞き取り調査，「JAバンク基本方針」，廣住(2007)により，筆者作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

費等）が会費で賄われているのに対してJAバンクシステムでは支援協会の経費のみ会費で負担されている。

さらに，中央機関（全国銀行や全国中央会）による会員銀行の監督，リスク管理，連結の有無について比較しよう。これらは次のようなロジックで相互援助制度と結びつけて考えることができる。すなわち，相互援助制度が強いほどそれによるモラルハザードの可能性が高くなるが，モラルハザードの防止のためには，グループの中央機関が会員銀行の監督・検査を行う権限をもち，かつ日常的にグループ全体のリスク管理を行うことが効果的と考えられる。またグループ内を連結することによってグループを一つの金融機関としてグループ内で監視することができ，またグループ外にも一つの金融機関の姿を開示して，銀行監督および市場からのチェックが可能となる。これらの項目が行われているほど，相互援助制度は強いがモラルハザードは抑制されており，さらにグループの一体性が強いということになる。ラボバンク・グループの場合には相互援助制度は法的根拠を持つ制度であること，中央機関の監督権限があること，グループ全体でリスク管理を行っていること，法律で規定されたグループの連結を行っており，相互援助制度もモラルハザードを抑制する力も一体性の程度も最も強い。一方ドイツの協同組合銀行グループの中央機関は監督権限をもっておらず，グループ全体ではリスク管理は実施していない。ただし，ローカルバンクが利用する統一的なリスク管理システムを導入する，ローカルバンクに格付を行うなど，近年様々な改革を行い，さらに03年以降自主的にグループの連結を行い，公表しているなど，一体化を強化する動きがみられる。そして，日本の場合には，農林中金は指導権限を持っているが，JAバンクの監督権限を持たず，JAバンク全体としてはリスク管理や連結決算は行っていない。

（注4） EUにおける預金保険制度と相互援助制度の関係を確認すると，94年の預金保険制度に関するEU指令（94/19/EC）は，EU加盟国に1つまたは複数の預金保険制度の導入・承認と，預金取扱金融機関に預金保険制度への加盟を義務付けたが，例外として，預金保険制度と同等以上の預金者への保護を提供する，金融機関そのものを保証する制度に加盟している金融機関については，加盟国は預金保険制度への加盟を免除することができるとした。

（注5） ドイツとオランダの協同組合銀行グループの相互援助制度の詳細は斉藤（2008）を参照されたい。

4　今後の検討課題

最後に，JAバンクシステムについて今後検討の余地があると思われる点をあげて，むすびにかえたい。

これまでみてきたように，JAバンクシステムの導入によってJAバンクの健全性は強化されており，事前的措置を中心とした破綻未然防止システムは一定の成果をあげてきたと考えられる。しかし，今後もJAバンクシステムは環境の変化に対応して変更・整備していく必要がある。毎年金融情勢等の変化に応じて基本方針の変更が行われているが，以下では，特に欧州の協

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

同組合銀行グループと比較した相違点を中心に，今後検討すべきと思われる点をあげている。

第１は，モラルハザードの抑制手段の拡充についてである。モラルハザードの抑制手段の一つに，会費の可変料率制がある。これは，リスクの高い銀行から高い会費を徴収することでリスク抑制のインセンティブとするものだが，前述のとおり，JAバンクシステムにおける指定支援法人への負担金は個別経営のリスクに対応した可変料率制ではない。ラボバンク・グループのクロスギャランティスキームの負担金の基準は規制上の必要自己資本額であり，一方ドイツの協同組合銀行グループの負担金は各行に対する格付を基準としており，両者とも経営の抱えるリスクに対応した可変料率制である。ただし，可変料率制にはリスク量の算定にコストがかかることや問題銀行が高い会費を払うことで経営を悪化させる可能性が生じるという問題もあり，十分な検討が必要であろう(注4)。

また，相互援助制度内の抑制手段の整備に加えて，グループでのリスク管理や連結決算の実施がラボバンク・グループでは行われている。これらに関しては，日本の農協は総合事業制のために実現性は低いと考えられるものの，格付会社のグループ格付の実施の条件であり，また自己資本比率に関するEU指令で同一グループ間の貸出のリスクウェイトを０％とすることが認められる条件ともなっており，JAバンクシステムにおいても中期的な検討課題と考えられる。

第２は，破綻未然防止システムのコストについてである。まず，独蘭との相違点は，JAバンクシステムでは指定支援法人への負担金以外には会員は明示的に一般管理等の経費を負担していないことである。誰がどのように負担するかということは別としても，経費を含めた破綻未然防止システムのコストとベネフィット（これは量的な把握が難しいとは思われる）との比較が今後必要になってくるのではないだろうか。

また，国内基準行の最低所要自己資本比率４％を上回る自己資本比率８％をクリアするために必要な自己資本コストをどう考えるかということもある。極端なケースかもしれないが金利が上昇したとき，あるいは組合員の高齢化が進んで自己資本の拡充が難しくなる局面など，検討が必要とされる場合も想定される。

第３は，農林中金の位置づけである。農林中金は貯金保険制度の対象となっているが，JAバンクシステムの支援対象には含まれておらず，独蘭の相互援助制度と比較した違いの一つである。農林中金は世界的な金融危機の影響による08年度の赤字決算に際して，会員からの大規模増資を実施し，大規模増資が可能となった要因の一つにはJAバンクシステムによって農協・信連・農林中金の一体性が強化されたことが考えられるが，JAバンクシステムにルール化された支援ではなかった。一方，ドイツの協同組合銀行グループの全国銀行であるDZBANKは今回の金融危機で同様に08

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

年に赤字決算となったが，その際に金融機関保護機構からの支援を受けている。

最後に，第１から第３の点は，破綻未然防止システムの制度設計についての中期的な検討課題と考える。破綻未然防止システムがこれまで８年間にわたって運営されるなかでJAバンクの健全性強化が進んできた結果，喫緊の問題を抱えているわけではないからである。その一方で，JAバンクシステムにおける一体的事業運営の比重が高まっているが，JAバンクシステムおよび農協全体の基盤を考えてみると，農家の高齢化が進み，正組合員の減少が続くと見込まれる状況にあり，また農業の生産額は長期的に減少するという厳しい状況にある。こうした従来からの組織・事業基盤の縮小，弱体化にどのように対応するかということが，現下の大きな課題であるといえるだろう。そのためには，JAバンクシステムにより農協・信連・農林中金が一体となって取り組んでいくことに加え，農協の総合事業の力を発揮すること，そして特に地域の実情にあった的確な取組みを実施することが重要となろう。

（注４）預金保険料率研究会（2004）に可変料率制の問題点等が整理されている。

＜参考文献＞

・秋吉亮（2010）「JAバンク中期戦略（2010～2012）について」『金融財政事情』2010.7.19
・勝悦子（2008）「金融グローバル化とプルーデンス規制―バーゼル規制を中心に」黒田晃生編著『金融システム論の新展開』（社）金融財政事情研究会
・斉藤由理子（2008）「欧州の協同組合銀行グループの相互援助制度と一体性―オランダ，ドイツを中心に―」『農林金融』2008年６月
・佐伯尚美（1999）「系統農協金融の不良債権問題と破綻処理システム―新しいセーフティネットのあり方をめぐって」日本農業研究所研究報告『農業研究』第12号
・佐藤隆文（2010）『金融行政の座標軸―平時と有事を超えて―』東洋経済新報社
・全国農業協同組合中央会（2001）『信用事業 JA教科書 第６版』（社）家の光協会
・農水産業協同組合貯金保険機構（2010）『農水産業協同組合貯金保険機構 平成21年度』
・廣住亮（2007）「欧州協同組織金融機関における競争力強化への方策」『金融調査情報』18-13
・逸見尚人（2001）「新たな農協金融システムの構築に向けて―JAバンク構想が目指すもの―」『農林金融』2001年10月
・本間勝（2002）「預金保険と銀行破綻処理の国際比較」財務省財務総合政策研究所研究部『PRI Discussion Paper Series』(No.02A-21)
・増田佳昭（2008）「中央会制度の変質と運動センター機能再構築の方向―『基本方針』にみる『自治』と『官治』」小池恒夫編著『農協の存在意義と新しい展開方向』（株）昭和堂
・三輪昌男（2001）「農協改革の逆流と大道―『集権と大競争』から『分権と棲み分け』へ―」（社）農山漁村文化協会
・預金保険料率研究会（2004）「預金保険料率研究会中間報告」平成16年６月18日
・Kollbach, Walter and Benna, Ralf（2008）“Protection Scheme of the National Association of German Cooperative Banks” 26 February 2008, 1st International Cooperative Dialogue のWorkshopにおける資料

（さいとう　ゆりこ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

協同組合内協同の創造からの農協見直し

──相互扶助の原理から共生の原理へ──

特別理事　蔦谷栄一

〔要　　旨〕

1　農業と地域は危機に直面しており，農協の危機に直結している。農業と地域の再生に農協が役割を発揮できるか，その存在意義が問われている。地域社会農業の確立と地域コミュニティの再生がそのポイントを握る。

2　ところで日本で農協が発展したのは，江戸時代の「自治村落」で培われてきた相互扶助の精神の存在が大きく作用しており，これが農協運動の源流となった。ドイツをモデルとした1900年に成立した産業組合法の施行以前から自然発生的に組合は存在した。

3　村落共同体の「自治村落」のベースとなったのが村による土地の共同所有である。1873年の地租改正による近代的土地所有権の導入は，村落共同体の脆弱化をもたらした。

4　こうしたなかで村落単位で設けられてきた農家小組合が地域活動をリードし，産業組合，農会の発展に大きな役割を果たした。

5　経済更生運動で町村単位に統合・設置された産業組合は，その後，農会とともに農業会となり非常時体制下に組み込まれたが，戦後，1947年の農協法により農業会を実質引き継ぐかたちで農協として再スタートした。

6　農協は，合併を繰り返し広域化・大型化し，組合員，地域との関係が希薄化してきたことは否みがたく，合併がかなりの程度まで進行した現在，あらためて協同組合内協同として村落レベルでの活動強化が必要とされる。

7　村落には集落営農，各種部会，農家組合等，多様で多層なコミュニティが存在するが，その中心となっての活動が期待されるのが集落営農である。

8　大型合併は，一方で管轄地域内外の多様なコミュニティとのパートナーシップを形成する可能性を広げるメリットをもたらすことにもなった。

9　協同組合内協同との連携強化や，協同組合間提携を含む管轄地域内外のコミュニティとのパートナーシップの形成には，あらたな時代環境にふさわしく，かつこれまでの相互扶助の原理をも包み込んだ原理が必要とされるが，「共生の原理」とするのがふさわしい。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　農業・地域の危機の構造
2　農協運動の源流
(1)　産業組合法発足の経過
(2)　産業組合法発足以前
3　自治村落の実態と変化
(1)　江戸時代
(2)　明治以降
4　農協と村落共同体
(1)　産業組合・農業会時代
(2)　農協法の成立とその後
5　村落共同体の脆弱化
(1)　村落共同体の構造
(2)　協同組合内協同としての集落営農
6　時代環境に対応した農協への脱皮
(1)　協同組合内協同の創造
(2)　協同組合間提携の拡大強化
7　必要な3つの整理と共生の原理
(1)　地域コミュニティ
(2)　地域社会農業
(3)　内発的発展論
(4)　共生の原理
おわりに

はじめに

今，農業は経営収支の悪化と絶対的な担い手不足の進行により危機的状況に置かれている。地域も人口の流出と活力の低下によって空洞化し地域コミュニティの脆弱化は著しい。農業と地域は農協の基盤であり，これらの危機は農協の危機に直結する。

組織論，事業論，経営管理論，理念論等々，さまざまの切り口からの農協論が提示されているが，基本は農協がリードし，かかわりながら，農業と地域の再生を可能にしていくところにある。

農協批判が相次いでおり，批判のための批判も多いが，本質的にはこうした状況のなかでの農協の存在意義が問われているということができる。反論すべきは反論しながらも，農協の組合員ばなれ，事業優先等の批判については真摯にこれを受け止め，新たなビジネスモデルを構築しながら農協の存在意義を具体的に示していくことが求められる。事業の確保が農協の社会的活動展開のための必要条件であることは間違いないが，農協基盤の弱体化に手を打たずしての事業推進では，将来展望を獲得することはできない。

時あたかも今（2010）年がレイドロー報告30周年にあたるとともに，「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」15周年でもある。そして2012年は「国際協同組合年」となる。今年から再来年にかけての期間を，農協陣営に引きつけて言えば農協見直しの大きな節目としていくことが期待される。

本稿は，地域の実態を踏まえての農協のあり方と，地域再生への農協のかかわりを中心に整理することをねらいとする。あらかじめ本稿での強調点をあげておけば，①農協運動の源流は「自治村落」としての村

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

落共同体の相互扶助の原理にあること，②発生史的に農協運動の基本単位は村落にあり，合併によって大規模化した農協が本来的機能を発揮していくためには，あらたな地域協同組織としての協同組合内協同を創造していくことが必須であること，③協同組合内協同として多様かつ多層なコミュニティが存在するが，その中心として位置づけられるのが集落営農であること，④農協が地域活性化を具体的にリードしていくためには地域コミュニティ論，地域社会農業論，内発的発展論を踏まえることが必要であること，⑤農協内外の環境変化にともない相互扶助の原理をも包み込んだあらたな原理として「共生の原理」が求められること，等となる。

1　農業・地域の危機の構造

農業の危機の背景には地域の危機が存在している。地域が地域として自立してこそ，農業，特に「地域社会における生活と農業の一体的な関係を基底として成り立つ地域農業」であるところの地域社会農業は成立可能となる。

この関係を示したものが第１図である。食料自給率の低下，安全・安心の確保をはじめとする基本的な農業問題は距離・時間の拡大でかなりが説明可能であるが，距離・時間の拡大の一方で，関係性，循環の希薄化・喪失を招いてきた。関係性は，人と人の関係（村落共同体をはじめとする地域コミュニティ等），人と自然との関係（感性，体験等），自然どうしの関係（生態系，生物多様性等）の総体である。この関係性は循環を包み込んでいる関係にあり，循環しているがゆえに生命が育まれ，持続性を持つことができる。すなわち循環を中心として関係性が構築・成立しており，この関係性をもとに農業が成り立つという構造になる。ところが市場経済が優先し，距離・時間が拡大するなかで，関係性・循環の喪失を招いており，農業そして地域が危機にさらされているのが現状である。関係性・循環を回復させ，距離・時間の縮小をはかり，地域とともに農業を再生していくことが求められている。そしてここで想定される農業は欧米型，あるいは新大陸型の農業ではなくて，あくまで地域社会農業となる。

ここで地域社会農業にいま少しだけ触れておきたい。地域農業は距離・時間を縮小して地域単位で取り組まれながらも，その視野に置かれているのは農業だけであるのに対して，地域社会農業は地域農業の振興と同時に，新鮮・安全の提供，健康づくり，食文化，食育等の地域住民の生活と福祉と

第1図　農業・地域が直面する危機の構造

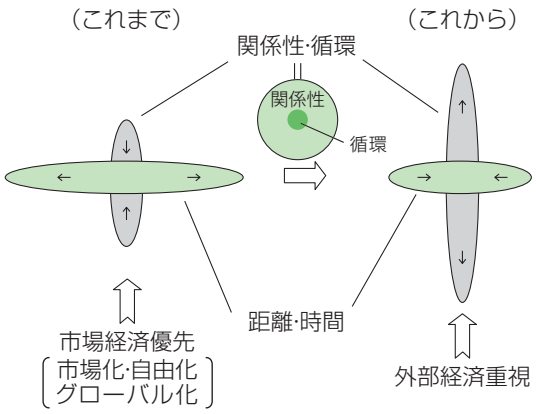

資料　筆者作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

一体になった農業が想定されている。そしてこうした取組みの核に置かれているのは生産者と消費者，高齢者や女性も参画しての身近な交流，農村と都市との提携，住みやすい環境づくり等をつうじてのコミュニティである。

具体的な農業の方向性，さらには農協の関係については既に本誌で展開してきていることから(注1)，本稿では地域社会農業に触れるにとどめ，「はじめに」で述べたように，あらたな時代環境のなかで人と人との関係性である地域コミュニティをいかにして再生していくのか，農協論としてこれにアプローチしていくことにする。

（注１）「集落営農の実態と兼業農家の位置づけ」本誌06年12月号，「『水田維持直接支払い』による非主食用米生産」同08年10月号，「地域社会農業からの基本計画見直し」同09年６月号，「地域社会農業における農協の役割と機能」同09年11月号，「農協農業貸出伸長の今日的意義と課題」同10年５月号，等。

2　農協運動の源流

日本で農協が発展したのは，江戸時代の「自治村落」で醸成されてきた相互扶助の精神の存在が大きく作用しており，これが運動の源流となったというのが筆者の考えである。もちろん，協同組合運動は，イギリス・ランカシャーで1844年に発足したロッチデール公正開拓者協同組合に端を発し，これが今日の協同組合運動の出発点であることは事実であり，協同組合原則を大いに尊重すべきであることに対して異論はない。

しかしながら，日本農業の特徴として指摘される村落共同体による生産と暮らしのなかで培われてきた相互扶助の精神は，日本農業の特徴として指摘され得るのみならず，農協運動の源流として明確に位置づけておくことが必要であり，これが農協見直しの出発点となる。

(1)　産業組合法発足の経過

現在の農協法は戦後，1947年に成立しているが，農協は戦前の産業組合―農業会の流れを引き継いで今日に至っている。

産業組合法は1900年に成立したが，1891年に帝国議会に提出された信用組合法案が原案であり，これはドイツに留学した経験を持つ平田東助（当時内務省法制局部長）と品川弥二郎（当時内務大臣）が，「当時の日本は地租改正と米価下落等が重なり，農村は自作農を中心に苦しみに喘いでいた。…この窮状を救えるのはシュルツェ系の信用組合を日本にも普及させる(注2)」しかない，という思いをもって起草したものである。

この信用組合法案は審議未了で不成立となったが，1897年になると今度は内務省ではなく農商務省から産業組合法案として議会に上程された。これは「農村振興を主眼とするならば，都市信用組合型のシュルツェ系の原則によるのは不適切で，農村に根を張っており，信用以外にも購買，販売，生産等の事業をも包括しているライファイゼン系の原則によるべき(注3)」との意見を織り込んで作られたものであった。

これもやはり審議未了で不成立となった

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

が，あらためて1900年に第一次案とほぼ内容を同じくする第二次産業組合法案が上程され，成立した。

このように産業組合法の成立にあたっては，都市信用組合型のシュルツェ系でいくべきか，総合事業・農村型のライファイゼン型でいくべきか，激しい論争が展開され，結果的には両者を折衷した形で成立した。経過はともかくとして，ドイツの協同組合がモデルとなり，法制度もドイツにならったものであった。

（注２）阿部（2000）８頁
（注３）前同（注２）９頁

(2)　産業組合法発足以前

ところで産業組合法発足前の1898年には，産業組合と認められるものが351組合にのぼっていた(注4)。信用組合，販売組合（製茶組合，生糸販売組合が主）が多く，加えて購買組合，「製産組合」（当時の表記），利用組合もあった。これらはドイツをはじめとするヨーロッパの協同組合をモデルとしたものではなく，自然発生的に生まれたものであった。

さらに江戸時代にさかのぼれば，二宮尊徳による報徳社や大原幽学による先祖株などの協同組合的流れが存在したこともまた知られている。そして，これらの報徳社や先祖株の「仕法も，村落共同体に依拠して育まれた村人たちの知恵を体系化し，発展させた側面があった(注5)」とみることができ，「自治村落」での相互扶助が取組みのベースとなっていたといえる。

ところで「共同体のかたちがある程度浮かび上がるようになるのは中世に入ってから(注6)」とされているが，「自治村落」としての共同体となったのは，近世の江戸時代であるとされる。生産集団であり武装集団でもあった武士団を核とした農村共同体が，江戸時代に入って武士は都市で暮らすようになり，武士は支配階級として君臨しながらも，「庄屋，百姓代などをとおしての間接支配が一般的」になり(注7)，「自治村落」としての実態が形成されていった。

（注４）暉峻（2003）64頁
（注５）渡辺（2008）233頁
（注６）内山（2010）30頁
（注７）前同30頁

3　自治村落の実態と変化

次に「自治村落」としての村落共同体の実態について確認する。そのうえで，産業組合等の展開について見ることにしたい。

(1)　江戸時代

児玉幸多『近世農民生活史・新版』（児玉（2006））によれば，近世の村落社会を構成する身分階層はかなり複雑でありながら，「むしろ住民の大半が，高持百姓あるいは本百姓として，ほぼ平等の立場に立つようになったことが近世農村の特徴(注8)」であるとしている。

小共同体の具体的なものとして，田植え，繭かき，屋根葺き，井戸掘り等での労働力を貸しあう結，同一の信仰を持つ人々の結社である講をつうじての冠婚葬祭時の手伝い，慰安，娯楽，さらには本家分家の関係

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

を中心とするマキ（一族），結婚の仲人や元服の時の烏帽子親（えぼしおや）等の親分・子分関係等があげられている。「村民は，このような大小の共同体またはその補充の役目をなす諸関係のなかで生活をしていた。」[注9]まさに生産と暮らしを総合した地域社会のなかで相互扶助の精神が培われ「自治村落」の内実が形成されていった。しかしながら村法，「郷例」に背けば村八分等の制裁を受けることになった。

（注８）児玉（2006）251頁
（注９）前同（注8）252頁

（2） 明治以降

こうした「自治村落」の基盤となっていたのは幕藩制的土地所有を基礎とした，村による土地の共同所有であり，渡辺（2008）は村落共同体を「土地の共同所有機能を根幹とする，村人たちの強固な結合体」[注10]と表現している。したがって1873年の地租改正による近代的土地所有権の導入は，「近世と近代を分かつ大きな画期」[注11]となり，これに1887年登記法施行，1889年地券廃止・土地台帳規則制定の実施があいまって，「村は土地の共同所有を本質とする村落共同体という性格を弱めて」[注12]いったものである。

このように近代＝明治時代への移行にともない，村落共同体の脆弱化が進行する一方で，村落を単位として農家小組合への取組み等が展開されてきた。以下，楠本（2010）によって農家小組合について整理する。農家小組合は地方によって，農家組合，農事改良組合，村落農会，農事実行組合等とさまざまに呼称されている。農林省（当時）は農家小組合を，一定の地区内の農家を網羅して，生産，流通，消費，社会その他農村の全般的な活動を目的とする一般事業を行うものと，畜産，園芸等特定の事業を目的とする特殊事業を行うものとに二分していた。しかしながらその実態は，「誠に種々雑多で，あるものは農家の生活全般にわたるあらゆることをやっているかと思えば，あるものは豚のみを中心に集まっているもの，またあるものは農家だけで作っているものもあれば，あるものは区域内の全員が参加してつくっているという具合である。…本来，農家が中心となり，申し合わせによって出来た，何等強制も法律的な窮屈さもない任意団体」[注13]であるとされる。また，「従来農村には，多数の農家小組合が設立せられ，それぞれ農事に関する各般の事業をおこなっていた。その事業のおもなものは，共同設備，共同販売，共同作業，金融，社会的施設，基本財産の造成等である。これらの団体はいずれも村落を区域とし，その大部分は産業組合のおこなう事業をおこなっていた。」[注14]とされる。

この「農家小組合は，明治10（1878（筆者注））年代に全国各地で『農談会』というかたちで自発的に形成されたものを，府県行政が取り上げて，いわゆる明治農政の実行主体として組織的に育成普及することによって展開した。」[注15]その先駆けをなしたのが鹿児島県であり，1921年ごろまでにはほぼ全国に普及設立された。ちなみに1928年の農林省調査では，全国の農家小組合の数は157,439であり，一般事業を行うもの

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

69%，特殊事業を行うもの31%の構成比となっている。

その後，1930年ごろまでの10年間は，主として帝国農会―府県農会―町村農会（いわゆる系統農会）の下部組織として拡張普及され，さらに経済更生運動期になると農事実行組合等として法人化が認められ，国家農政施策実行の末端組織として位置づけられることになった。そして1943年の農業団体法の成立により産業組合とともに農業会に統合され，さらに1947年の農業団体整理法によって強制的に解散させられたのであった。

なお，ここで農会について補足しておく。農会は農業改良の推進役として大きな影響力を発揮した。やはり老農の知恵・工夫に学ぶことをねらいとした農談会をベースとして組織化したもので，産業組合法より1年早い1899年に農会法が成立している。当初は農政活動は展開していなかったが，全国農事会が帝国農会に改称し，1910年に帝国農会が法制化されてからは，「帝国農会は地主の主導下に全農業者の利益団体として，帝国議会のなかの大圧力団体となり，いっそう強力な機能をはたすための政治的発言力をもつ[(注16)]」ことになったものである。

あらためて農家小組合，農会，産業組合の関係を整理しておけば，村落単位で農家小組合が設立され，その農業改良に関する部分が農会に組み込まれ，その下部組織として発展し，帝国農会となってからは地主の利益集団的役割を果たすことになった。

これに対して産業組合は，「規模零細で経済力の劣弱なために単独では商品経済に適応することが困難な小農民が，一定の公権力を持つ『自治村落』を単位として，そこでの近隣相識の関係と相互扶助の関係を基礎に，主体的に一定の組織をつくり，その組織的な規制力のなかで，主として流通・信用の面で，一種の『規模の経済』を実現し，商人資本，金貸資本を排除して，商品経済にみずからを適応させようとする組織[(注17)]」であったといえる。

産業組合は発足してしばらくの間，農民の組織率は低かったが，経済更生運動にともなう1932年の第７次産業組合法改正によって，農家小組合を農事実行組合として法人化し，これを一括産業組合に加入する道を開くことによって普及拡大した。ただし，産業組合の発展にあたっては地主の力が大いに寄与したことが知られている。

いずれにしても村落単位で設けられた農家小組合が産業組合，さらには農会の発展に大きな役割を果たした。

(注10) 渡辺（2008）80頁
(注11) 前同235頁
(注12) 前同235頁
(注13) 楠本（2010）78，79頁
(注14) 前同85，86頁
(注15) 前同81頁
(注16) 暉峻（2003）64頁
(注17) 前同64頁

4　農協と村落共同体

農協の歴史は，先にも触れたとおり産業組合―農業会―農協と推移してきた。産業組合以前に自然発生的にスタートした組合

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

組織は，当然のことながら村落単位で設けられてきたが，経済更生運動以降，次第に産業組合と村落共同体は乖離し，組合員とも距離は離れてきた。

(1) 産業組合・農業会時代

発足当時の産業組合は，「一町村一組合ではなくておおむね村落単位[注18]」であったことから，「個々の農民にとっても組合の存在意義が具体的に呑みこめた[注19]」関係にあった。

しかしながら1929年の大恐慌にともなう経済不況が我が国をも襲い，「株価が半値に落ち込み，北海道，東北は打ち続く冷害に泣き，一方，米価も下落し，農家経済も赤字という，まさに都会でも農村でも，恐慌の嵐が吹きすさ[注20]」んだのであった。このため農林省は救農土木事業と「自力更生」をスローガンとする経済更生運動を展開した。

政府のこうした運動に呼応して産業組合側は，1933年から産業組合拡充五ヵ年計画を実施した。これは①産業組合の未設置町村の解消，②農業者の全戸加入，③産業組合の四種兼営化の推進，④貯金の倍増，等を目標として展開された。これが産業組合の伸長によって既得権を奪われていった地方の米穀問屋，肥料問屋等の商系の反発を招くこととなり，いわゆる反産運動を燃え上がらせることとなったことを付言しておく。そしてこれまで村落単位で設立されてきた産業組合は，町村単位へとシフトしていくことになった。

その後次第に戦時体制へと移行し，1939年に小作料統制令，1942年に食糧管理法が導入され，1943年には農業団体法が施行され，産業組合は農会とともに農業会となり，非常時体制下に組み込まれて，協同組合として自主性を発揮していくことは著しく困難となった。

(注18) 一楽（1984）152頁
(注19) 前同152頁
(注20) 阿部（2000）19頁

(2) 農協法の成立とその後

戦後，GHQは，地主支配からの小作人の解放と，戦争遂行のための統制機関となっていた農業会組織を崩壊させることに重点を置いた。これにともない農地解放が行われるとともに，1947年11月には農業協同組合法を成立させている。

農協法成立までには，極力時間をかけて農民の新しい協同組織を育成し，行政も深くこれに関与していくこととし，とりあえずは「農業会の戦時統制団体的性格を払拭するための最小限の法律改正[注21]」にとどめようとする日本側と，戦争遂行のための統制機関となっていた農業会組織の崩壊を前提とするアメリカ側との間で激しい攻防が展開された。

農協制度は日本側，アメリカ側のベクトルの異なる主張のなかでの妥協の産物ともいえるが，ここで特に注目しておきたいのが，日本側が主張しながらも農協法に反映されなかった「農業実行組合」の設置についてである。農林省は小規模自作農による農業生産では生産性向上には限界があると

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

して，農業実行組合による生産の協同化を目指していた(注22)。この農業実行組合を農協の下部組織にして，農協の市町村―府県―全国の三段階制を想定していた。しかしながら「実行組合の基盤である村落が，村落会等の形で，戦時下に果たした役割や，組織がソビエト的であるとしたGHQ側の強い反対(注23)」によって断念を余儀なくされたのであった。農業実行組合による生産の協同化がはかられ，これが村落の核となり，農協の下部組織として位置づけられていたならば，農業の担い手問題そして農協と組合員との距離・関係も大きく異なったものとなったに相違ない。

とにもかくにも日本側の意向に反して，GHQは短期間での農協の設立を強制したことから，「戦後の農業協同組合は，農業会の看板の塗り替えにすぎず，産業組合以来の物的資本をそのまま引き継い(注24)」でスタートした。これにともない自己資本過少であった農協は経営悪化を招き，1951年の農林漁業組合再建整備法施行等による整備促進を余儀なくされたのであった。

これらを乗り越えて今日の農協に至っているわけであるが，農協の広域合併によって，農協の大型化が進行した。1950年に13,314あった農協は，2010年１月１日現在で730組合となっており，60年の間に５％にまで減少している。これで市町村の数1,784(10年１月１日現在)を割ってみると，１農協当たり2.4市町村をカバーしていることになる。大規模合併は，農協の組合員との距離拡大をもたらしたことは否定しがたい。

(注21) 小倉・打越（1961）743頁
(注22) 梶井（2006）59頁
(注23) 阿部（2000）59頁
(注24) 一楽（1984）153頁

5　村落共同体の脆弱化

以上，歴史的にみて農協運動の源流は村落共同体で培われてきた相互扶助の精神にあり，また産業組合発足以前に自然発生的に生まれた組合は村落を単位として形成されてきたことをみてきた。その村落共同体の形骸化と併行して担い手不足は進行し，一方で農協は大型合併することによって村落との乖離幅を広げてきた。あらためて村落共同体の現状を確認し，担い手問題の方向性を見いだしていく必要がある。

(1)　村落共同体の構造

明治時代に入っての地租改正により村による農地の共同所有が崩れたのにともない，「自治村落」としての村落共同体は本質的な変化を余儀なくされた。脆弱化したとはいえ依然として水田農業での共同作業等によって村落共同体は維持され，相互扶助の精神も受け継がれてきた。

しかしながら水田農業の縮小とともに，水田農業の機械化，化学肥料・農薬使用等農業近代化による装置産業化がすすみ，共同作業は大幅に減少してきた。また農家経済に占める農業所得のウェイト低下の一方での人口流出や農外依存度の増加は，相互扶助の精神の希薄化をもたらし，まさに地域，村落の存続自体が揺らいでいる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ところで2010年世界農林業センサスの結果（暫定値，10年２月１日現在）のなかに，「実行組合の有無別農業集落」がある。実行組合がある農業集落は101千集落で，全集落の72.5％に存在しているが，10年前に比べて6.6％もの減少を示している。この実行組合は，農林水産省の用語解説によれば，「農業活動における最も基礎的な農家集団である。具体的には，生産組合，農事実行組合，農家組合，農協支部などさまざまな名称で呼ばれているが，その名称のいかんにかかわらず，総合的な機能を持つ農業者生産者の集団をいう。ただし，出荷組合，酪農組合，養蚕組合など農業の一部門だけを担当する団体は含めない。」とされている。戦後，農協法成立時点で農業実行組合を農協の下部組織として位置づけることは認められなかったものの，地域・村落では村落共同体を維持し，「自治村落」として機能していくために実行組合を設け，地域農業を守ってきた。その実行組合が減少し形骸化することによって地域の脆弱化を招いている。

ここで長野県JA上伊那管内の実行組合の実態を簡記しておく(注25)。管内では集落単位で農地を所有している組合員の組織として設けられている「農家組合」（行政は同じ組合を「農政組合」と称している）が実行組合に該当する。農家組合には農地所有者ではあっても農業をしていない人も含まれており，次第に農家組合としての機能は低下してきている。現状，農家組合は農協からの連絡事項の伝達，購買事業での注文とりまとめ，総代選出等の機能を果たしている。別途，農家組合の下に10人から15人単位で「実行組合」と呼ばれている班が設けられ，農家組合の下部組織として機能している。また農家組合と生産部会（作物別）は重なってはいないが，集落営農とは重なり合う部分が多い。

（注25）JA上伊那からのヒアリングによる。

（2） 協同組合内協同としての集落営農

このように村落共同体は空洞化，脆弱化が激しく，農家組合等の実行組合はまだある程度残っているとはいうものの，減少を続けているとともに機能も低下している。農協法の成立過程では実行組合による生産の協同化も検討されもしたが，土地持ち非農家も含まれる実行組合による地域営農維持は困難であり，あらためて時代環境の変化に対応した生産組織が求められている。言ってみれば大規模化した農協を前提にして，農協のなかにあらたな「小さな協同・協同組合(注26)」である協同組合内協同を創造していくことが不可欠とされる。

そこで注目されるのが07年の品目横断的経営安定対策にともなって設けられた集落営農である。農林水産省の10年２月１日現在での集落営農実態調査によれば，集落営農組織数は13,577，農地集積面積は495,137haで，１組織当たり面積は36.5haとなっている。水稲作付面積1,621ha（09年度）の31％，１農業経営体当たり平均耕地面積が2.2ha（10年）であることを勘案すれば，集落営農によって実質的な農地集積は進行

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

しているとみることができる。

一方，認定農業者については，農水省調査によれば，09年９月末現在248,577人で，１年間の増加数は前年の8,604人に対して4,098人と増加幅は大きく減少しており，対前年比伸び率も1.6％にとどまっている。その主たる要因は高齢化により，規模拡大計画が立てられない農家が多いことがあげられている。したがって，現状を取り巻いている壁を突破していくためのカギを握るのは集落営農であるとみることができよう。そして集落営農の課題である担い手の確保，経営の効率化，社会的信用の獲得等をクリアし，持続性を確保していくためには法人化していくことが必要である。

先に取り上げたJA上伊那では実質的に昭和50（1975）年代から集落営農についての取組みが開始されており，任意組合での集落ぐるみ型にとどまらず，集落ぐるみ型での農事組合法人，オペレーター型による有限会社も設立されている。(注27)

すなわち，ここでは集落営農組織を２階建てとみなし，１階部分を地域における農地や水利や諸関係をまとめ調整する組織，２階部分を担い手やオペレーターなどが中心になって組織した農業生産の実働組織と位置づけ，２階部分については法人化していく方向で推進をはかっている。この１階部分が農家組合とおおむね重なっている。

（注26）田中（2008）30頁
（注27）拙稿（2006）参照

6　時代環境に対応した農協への脱皮

ここまで相互扶助の原理を切り口にして，集落営農による担い手の確保も絡めて村落レベルを中心に論を展開してきた。農協は合併を重ねることによって広域化しており，農協の立ち位置はおのずと変化している。農協は立ち位置の変化に対応して協同組合内協同の創造や協同組合間提携の推進を抜きにしては，今後の発展は望みがたい。

（1）　協同組合内協同の創造

農協の合併にともない広域化したことにともなう農協の内外に広がるコミュニティとそのネットワークをイメージしたのが第２図である。

もともと村落単位で作られた産業組合は組合員との関係が直接的で，組合員にとって組合はごく身近な存在であった。これが次第に広域化するとともに，村落共同体の脆弱化・空洞化が重なって，組合と組合員との距離が遠くなっただけでなく，これまでの農家組合等の実行組合をつうじての間接的な関係も希薄化している。

したがって農協内では村落レベルで村落共同体に代わるあらたな地域協同組織としての協同組合内協同の創造が求められることになる。農協では協同組合内協同として集落営農，各種部会，農家組合等多様でかつ多層なコミュニティが存在するが，その中心として位置づけていくことが期待され

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第2図　農協の内外のコミュニティのネットワーク（イメージ図）

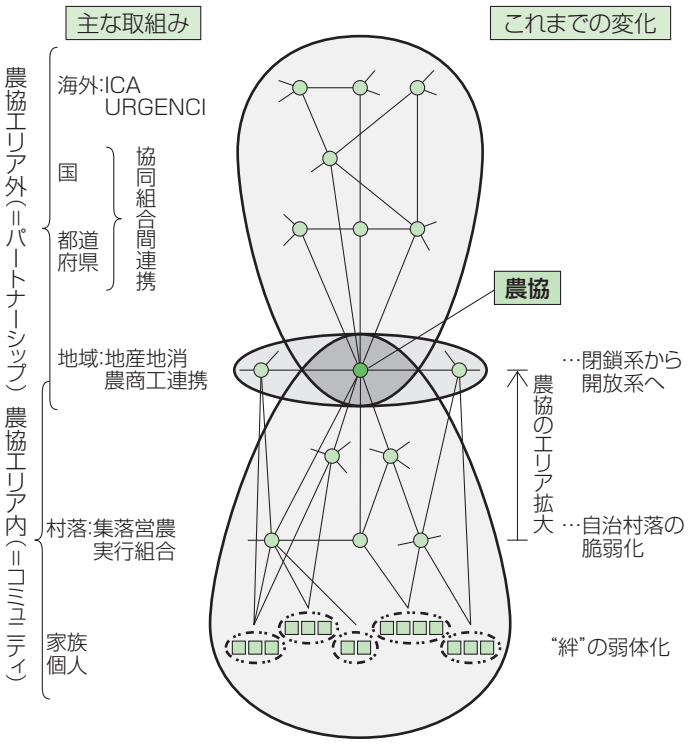

資料　筆者作成
（注）　ICA（the International Co-operative Alliance）は，国際協同組合同盟URGENCI（Urban-Rural Generating New Commitments Between Citizens）は生産者と消費者のパートナーシップを基礎に運動を展開する国際ネットワーク。

るのが集落営農である。

楠本（2010）は，集落営農の持つ潜在力・可能性は大きいとして，あらためて「集落営農とは，農業をはじめ地域が直面している諸問題を解決し，人びとが張り合いをもって働き，いきいきと暮らし続けることができるようにするため，地域や集落で相談し，話合い，知恵を出し合って取り組む協同活動である[注28]」とする。すなわち集落営農が持つ地域環境の維持保全の協同，生産の協同，暮らしの協同という３つの分野の協同活動をあげ，これが「分割することができない『三位一体構造』で結合[注29]」している。したがって集落営農は，「私的利益を追求する『私的資本』とは異なる，地域社会の公益を目的に拠出され蓄積・管理される『社会資本』によって，持続的に『経営体』として運営される自治組織[注30]」であるところの「社会的協同経営体」と位置づけている。そして「本質は社会的資本，コミュニティビジネスであったはずなのに，変質してしまった[注31]」農協に対しては，「農協が社会的に必要とされる組織になることができるのは，その原点である社会資本に，時間をかけて生まれ変わるしか方法はない」として，「その具体的第一歩は，・・・集落営農のネットワークを育てて，その事務局役を担うことである[注32]」としている。

（注28）楠本（2010）49頁
（注29）前同50頁
（注30）前同50頁
（注31）前同280頁
（注32）前同280頁

（2）　協同組合間提携の拡大強化

次に農協外であるが，農協外は管轄地域内と管轄地域外とに二分される。管轄地域内でのネットワークの相手方は，消費者，漁協，森林組合，商工業者，役場等となる。地産地消は消費者とのパートナーシップが前提となる。漁協，森林組合とのパートナーシップは協同組合間提携となる。さらには農商工連携や第六次産業化は商工業者とパートナーシップを組んでいくことになる。

管轄地域外では，生協，漁協，森林組合さらにはその連合会，食品メーカー・量販

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

店，県・国等とパートナーシップを組んでいくことになるが，国境を越えて海外の協同組合等との国際的なパートナーシップを形成していくことも視野に置いていくことが必要な時代となってきている。

7　必要な３つの整理と共生の原理

協同組合内協同の創造や協同組合間提携の推進を具体的に展開していくためには，地域コミュニティ，地域社会農業，そして内発的発展論について整理しておくことがきわめて重要であると考える。さらには農協を取り巻く状況の変化に対応して相互扶助を発展させた概念が求められる。

(1)　地域コミュニティ

産業組合がスタートした時点では，産業組合は基本的に村落単位で設けられ，村落内の各種コミュニティと密接な関係を有する一方で，外部とは行政や連合会等との限られた接触を持つにとどまっていた。

これが経済更生運動に対応しての１町村１産業組合の推進，さらには戦後，農協となり，大型合併がすすむにつれ，農協の管轄地域は拡大し，村落レベルを越えた多様で多層なコミュニティを抱えるようになった。あわせて地域内，地域外の多様なコミュニティとのパートナーシップも大きな広がりを持つようになった。

農協の大型合併は，農協と組合員や村落レベルでの関係性の希薄化をもたらしたという意味でのデメリットはあるものの，一方では地域内外の多様なコミュニティとのパートナーシップを形成する可能性を有するというメリットを獲得したということでもある。農協の大型合併は既成事実として前提すれば，合併自体をうんぬんするよりは，今後の農協活動の展開は村落共同体に代わるあらたな協同組織としての協同組合内協同の創造に注力すると同時に，管轄地域内外の多様なコミュニティとのパートナーシップを形成し，これを生かした活動としていくことが求められる。

(2)　地域社会農業

地域社会農業については本稿の1で触れたことから繰り返しは避けるが，地域農業から地域社会農業へと脱皮していくことが，日本農業の再生のためには絶対に欠かすわけにはいかない最重要ポイントとなることを強調しておきたい。

(3)　内発的発展論

ここでの内発的発展論は，国連経済特別総会（1975年）に提出されたダグ・ハマーショルド財団の報告書の流れをくむものではなく，社会学者の鶴見和子が独自に展開した内発的発展論である。

鶴見の内発的発展論の核心は，「近代化論は，地球上すべての社会に適用することのできる『一般論』として構築された。これに対して，内発的発展論は，それぞれ多様な個性を持つ複数の小地域の事例を記述し，比較することをとおして，一般化の度

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

合いの低い仮説あるいは類型を作っていく試みである」[注33]とするところにある。あくまでそれぞれの地域は他所にはない独自の地域であり，安易に他所からのモデルをもって適応させていくことを厳しく排除している。

内発的発展論の基本的特徴を凝縮すれば次のようになろう[注34]。

①内発的発展論は，地域を単位とする。

②生命はその本質において自律的であり，人間は社会的自立・精神的自律によってアイデンティティを確認しながら成長をめざす存在である。

③外的要素と自己との緊張関係をとおして，うちにある可能性を創発していく。

④危機を克服していくためには危機に敏感で，感性が豊かで，知性が鋭く，倫理の高い指導者の存在を必要とする。

⑤多様な地域性をはじめとする価値多元論を尊重する。

⑥地球志向をもち，全体性を視野に入れて地域を見つめていくことが重要である。

⑦閉じられた体系ではなく，生成する体系であり，時間とともに生成発展していくものである。

ここであわせて鶴見が柳田国男の地域論をもとに，地域の範囲について述べているところを引用しておく。「市というのは市場の市ですが，経済圏として相対的に独立できる一つの範囲である。そしてそこで文化としては古代から現代に至るまで，地層のようにそれぞれの時代の文化が代々受け継がれて，しかもそれらが捨てられないで，集積している場，そういうふうに設定しているんです。つまり文化的な特徴を共有し，自然の地形的な特徴を共有し，そして行政的な一つの単位をなしている。そこで住民が自分たちの意思で，この町，この村々をどうやっていくかということを決めることに参加することができる。それが自治です[注35]。」

大規模合併により農協の管轄はここでの「市」の範囲を超えてしまっているものも多い。それだけに協同組合内協同により，村落レベルで組合員が主体となって活動可能な集落営農等の地域コミュニティの創造を農協がリードしていくことが必要である。

（注33）鶴見（1999）72頁
（注34）前同347～362頁
（注35）鶴見（1998）285頁

（4） 共生の原理

以上を踏まえれば，これまでは実質，相互扶助を原理として農協活動が展開されてきた。しかしながら村落共同体の脆弱化・空洞化が進展し，一方で農協は合併によって大型化し，その立ち位置を変化させてきた。これらを乗り越えていくために，多様な協同組合内協同との連携，管轄地域内外のコミュニティとの多様なパートナーシップを形成するとともに自然循環機能をも重視していくという意味では，これまでの相互扶助の原理をも包み込みながらも，あらたな時代環境にふさわしい原理，すなわち「共生の原理」を確立していくことが必要であると考える。持続的で循環型の地域社会づくりに向けて農協は，多様な内外のコ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ミュニティとのネットワークを積極的に生かし，それぞれのコミュニティの自立性を尊重していく。それぞれのコミュニティが主役であり，農協はプロモーター役，事務局であると同時に事業主体であるということからすれば「共生の原理(注36)」がふさわしいように思う。

（注36）経済評論家の内橋克人（1999）は，「協同・連帯・信頼を原理とする共生社会」の創造を強調している。

おわりに

農協論は間口が広いだけでなく奥行きが深く，多角的なアプローチが必要とされるが，本稿では農協の基盤として位置づけられる地域コミュニティに絞って整理を試みた。

明治以来，近代化が進行し，さらに戦後は市場化・自由化・国際化が加わって地域コミュニティの脆弱化は覆いようもない。ちまたでは企業あるいは法人による大規模農業の推進にその活路を求める向きが多いが，農業経営の面だけではある程度妥当するにしても，農地の維持をはかり，環境を保全するとともに，暮らしが可能な生活環境を確保していくためには家族農業経営を軸とした地域コミュニティが不可欠であり，その中心として集落営農が期待される。

これまでの多くの農協論は農協から組合員，地域にアプローチするものであったが，今必要とされるのは地域，組合員からアプローチする農協論である。地域，農業の主役は組合員であり，農協はこれを支援し誘導していくプロモーター役として機能していくのが本来の役割であり，このために事業活動があるといっていい。これまでと主客を転倒させたビジネスモデルを確立していくところに農協の存在意義が認められ，大転換期にふさわしい農協のあり方が見通されるということができよう。

なお，本稿では紙幅の関係からごく一面からのアプローチしかできなかったが，近刊予定の拙著『協同組合時代の農協の役割』（家の光）では，いま少し幅をもたせて多角的に論じている。関連して参照願いたい。

＜参考文献＞

・阿部信彦（2000）『協同組合“100年の軌跡”』協同組合懇話会
・一楽照雄（1984）『協同組合の使命と課題』農山漁村文化協会
・内橋克人（1999）『多元的経済社会のヴィジョン』岩波書店
・内山節（2010）『共同体の基礎理論』農山漁村文化協会
・小倉武一・打越顕太郎『農協法の成立過程』協同組合経営研究所
・梶井功「故小倉武一代表幹事の協同農業論」『記念会報』小倉武一記念協同農業研究会
・楠本雅弘（2010）『進化する集落営農』農山漁村文化協会
・児玉幸多（2006）『近世農民生活史・新版』吉川弘文館
・田中秀樹（2008）『地域づくりと協同組合運動』大月書店
・鶴見和子（1998）『鶴見和子曼荼羅Ⅳ・土の巻』藤原書店
・鶴見和子（1999）『鶴見和子曼荼羅Ⅸ・環の巻』藤原書店
・暉峻衆三編（2003）『日本の農業150年』有斐閣
・渡辺尚志（2008）『百姓の力』柏書房

（つたや　えいいち）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

談話室

漁業資源の管理と漁業者

最近，テレビのグルメ番組などでよく放映される漁業者，まさに広大な海の点でしかない魚群を追い求める「海の男」に多くの人々がロマンを感じるからだろう。私もその一人，母方の祖父が南氷洋捕鯨船の砲手であった血もあるのか魚と格闘する姿は私を熱くする。もっとも私は漁業の経験はなく，信漁連の役職員として40年，数多くの漁業者との邂逅（かいこう）があり，色々なことを学び，教えられてきただけである。

本稿では，個人的見解だがと断った上で私が受け止めた漁業の実態や漁業者の気質の一部を紹介しながらこれからの課題等につき考えてみたい。

現下の課題は，民主党政権下，農業と同様，新政策として水産業にも導入される「資源管理・漁業所得補償対策」に如何に対応してゆくかである。

海を泳いでいる魚は，法律上無主物，誰のものでもない。それを漁業者が手に入れた途端，経済的価値が生じ財となる。しかし，魚が生まれ育ち，財となる過程に漁業者が係わることは殆どなく，海と豊かな自然が全部やってくれる。そして，生産の場である海は漁業者個人のものではない。近年，種苗技術の進歩による稚魚の放流や人工の魚礁設置等様々な試みが行なわれているが，あの広大な海と天然の魚礁に優るものはない。漁業者の経営観と自由と独立の気質はこの海との係わりにあると思っている。

海は宝庫，魚を獲る努力と創意工夫次第で収入が増え，誰からの規制もなく，煩わしい社会とも無縁でいられる。このような海がもたらす恩恵への楽観と期待感が漁業者意識の根底にあり，なかでも主流の漁船漁業にその傾向が強い。しかし，沖合，沿岸を問わず現実の経営は年々厳しくなるばかり。漁船漁業は，今や漁獲が装備の優劣によって決まる，競争に打ち勝つための装置産業化しているからだ。例えば，20トンのイカ釣船は集魚灯，ＧＰＳ，レーダー，ソナー，魚群探知機等がズラリと並びそれらを集中管理するパソコン，まるで管制センターのコクピットと見粉うばかり，投資額は１億円を上回る。この投資を回収するための熾烈な漁業者同士の競争，その行為を「敵地に乗り込み攻撃する」「港を出たら全部敵（かたき）」と表現する漁業者もいるほど。技術の開発進歩に順応した管理能力の欠如を指摘する識者もいるが，漁業者は生き残るため魚を獲って収入

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

を増やす以外に方法はなく，資源を食い尽くす競争の中に身を置くしかないのが実態である。しかもこの状況は大戦後の動力化が発端となって60年，技術と装備の近代化を伴い今日に至った長い過程があり，漁業者自身の責任のみならず，資源と漁獲の調整にあまり力を入れず，個別経営の近代化政策をすすめてきた行政とその片棒を担いできた漁協系統組織にも責任がある。特に，漁業者の自立を促進し，計画的な経営のあり方を求める協同組合の最も大切な指導事業をなおざりにしてきたからだ。更にもう一つは，資本による不公正と格差である。米に対してかつてあったような公的管理もないまま，大手水産会社や商社による輸入魚の急増と経済の長期デフレが招いた魚価安，経営の死活を握る燃油の高騰等々市場原理優先の政策が今日の水産業衰退の構造的要因でもある。

そこで，冒頭の資源管理と所得補償のことである。もっと早くからあったらという思いもあるが，この政策が成功すれば日本の漁業を改革する出発点になり得るのではと期待している。ただ，漁業者の収入安定を確保する金銭面の手当も大切だがそれよりも前提となる計画的に資源管理に取り組む漁業者の意識改革がより重要であることを指摘したい。

言うまでもなく，漁業資源はリサイクル資源，人智による管理さえできれば再生産と維持が可能である。そのことにより資源の減少はくい止められ，漁業者同志の争いの元を断ち切ることもできよう。また，魚価安定のため水揚を調整することも可能，従って，資源管理は我が国漁業の持続的発展のためには避けて通れない課題だとの認識は水産界で共有されている。ところがいざ実行となると個々の漁業者の意識や実態とのギャップが大きく困難を伴う。

そうは言いながらも全国の一部の浦浜では多様な方法が実行されている例もある。そこに共通しているのは，その地域，あるいは同業者が全員参加していることだ。農業の所得補償の場合，参加自由とされているようだが，漁業の場合，一人でも抜けると漁業者同志の軋轢や争いの原因になりかねないから，資源管理は関係する全漁業者の合意と参加が何としても必要となる。そして，調整と合意形成の場は漁協となろう。特に，指導事業への人材投入と漁業者の意識改革のための学習活動の強化が喫緊の課題となってくる。行政も直接補償への対応にとどまらず，漁業者，地域，漁協が一体となった取り組みに意を注ぐべきだ。水産業界で長く続いてきた競争の時代から協同の時代へと変えるには長い時間も必要ということも肝に銘じてほしい。

（長崎県信用漁業協同組合連合会　代表理事会長　馬場元朝・ばばもとのり**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

条件不利地域の買い物難民と協同組合

研究員　一瀬裕一郎

〔要　　旨〕

1　近年，「買い物難民」という現代社会が抱える問題について世間の関心が高まっている。買い物難民とは「徒歩圏内に食料品店等がない地域に居住し，かつ自家用車や公共交通機関等の移動手段を持たないがゆえに，買い物に際して身体的・経済的・精神的な労苦を伴わざるを得ない高齢者」と定義できる。

2　買い物難民が発生した主な要因は，かつて地域に存在した商店が消滅したことにある。郊外型大型量販店の進出だけでなく，商店の後継者不足や，自動車に依存するライフスタイルの定着等の複数の要因が重なり，既存の商店街が衰退した。

3　買い物難民の問題を解決すべく行政が動き始めている。経済産業省が取りまとめた報告書では，買い物難民の問題を解決すべく，①宅配サービス，②移動販売，③店への移動手段の提供，④便利な店舗立地という４つの新たな流通形態を提案している。

4　本稿では買い物難民の問題を農村部の問題ととらえ，特に条件不利地域の協同組合が買い物難民の問題に取り組んでいる６つの事例を紹介する。取り上げる事例を条件不利地域の協同組合に絞り込んだ理由は，買い物難民という言葉が注目されるはるか以前から，この問題に直面してきた地域が条件不利地域であり，また協同組合はそこで暮らす人々のより良い生活のための相互扶助組織だからである。

5　協同組合が買い物難民の問題に対して移動販売等に取り組むことは，組合員の生活の維持に寄与する。相互扶助組織という協同組合の性格に照らして，協同組合の取組みには極めて高い妥当性があるといえる。しかし，決して協同組合の採算を等閑視してはならない。必要に応じて行政等の力を借りつつ，協同組合に余力のある範囲内で，買い物難民の問題に取り組むという姿勢が重要である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　買い物難民をめぐる状況
（1）　買い物難民とは
（2）　買い物難民が発生した背景
2　地域生活インフラを支える流通のあり方
（1）　小売店の現状と買い物難民
（2）　小売店の見通しと買い物難民
（3）　4つの新たな流通形態
3　買い物難民に対する協同組合の取組事例
（1）　JA今津町（滋賀県）
（2）　JA十日町（新潟県）
（3）　JAくにびき（島根県）
（4）　JA山口大島（山口県）
（5）　JA大北（長野県）
（6）　福井県民生活協同組合（福井県）
おわりに

はじめに

買い物難民への注目が高まっている。そのことを傍証するために，全国紙に掲載された「買い物難民」という言葉を含む記事の件数を年次別に集計した（第１図）。2004年に初めて１件の記事が掲載されたが，05年から08年までは０件であり，買い物難民は注目されてこなかった。09年にこの状況が一変し，19件の記事が掲載された。買い物難民への注目は10年になっても衰えず，10年８月17日時点で既に61件もの記事が掲載されている。このように買い物難民は近年にわかに注目を浴びることとなった。

第１図　「買い物難民」を含む新聞記事の件数

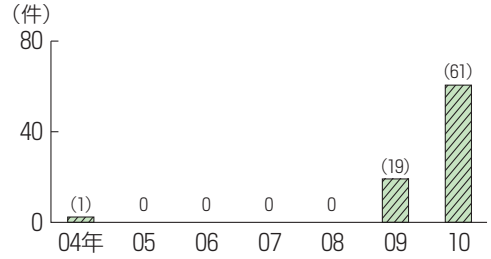

資料　日経テレコン検索結果
（注）　検索範囲は読売，朝日，日経，毎日，産経の5全国紙。検索日は10年8月17日。

本稿では，買い物難民について以下のような構成で論じる。まず，買い物難民の定義等について整理する。次に，経済産業省の研究会が打ち出した買い物難民の問題を克服するための方策について紹介する。その上で，条件不利地域(注1)の協同組合が買い物難民の問題に取り組んでいる事例について詳述する。本稿で事例を条件不利地域の協同組合に絞り込んだ理由は，買い物難民という言葉が注目されるはるか以前からこの問題に直面してきた地域が条件不利地域であり(注2)，また協同組合はそこで暮らす人々のより良い生活のための相互扶助組織だからである。最後に，条件不利地域の協同組合が買い物難民の問題解決に取り組む意義と課題を考察する。

（注１）本稿でいう条件不利地域とは農林水産省の農業地域類型コード第１次分類が３（中間農業地域）または４（山間農業地域）である地区を含む区市町村である。

（注２）笹井（2010）は「過疎化が進んだ農村部においては従来から同様の問題（筆者注：買い物難民の問題）が発生していた」と指摘している。一方で，笹井が論じている対象は，「大都市郊外の団地やかつてのニュータウン」における買い物難民の問題である。このように買い物難民の

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

問題は農村部ではなく都市部の問題ととらえられる傾向がある。

1　買い物難民をめぐる状況

(1)　買い物難民とは

買い物難民とは何か。関連分野の先行研究等を参考にして，その定義を試みたい。

岩間（2010）は，フードデザート（食の砂漠）[注3]について，「自家用車や公共交通機関を利用できないいわゆる社会的弱者が集住し，かつ生鮮食料品へのアクセスが極端に悪い地域」と定義している。

杉田（2008）は，「商店街の衰退・都市の変貌は，人に，なかでも最も弱い人々に，しわ寄せをもたらし」，その結果「買物に特別な苦労を感ずることなしに，日々の生活を送る」ことのできない「『買物難民層』が広範に生まれた」とする。そして買い物難民の「筆頭に属すのは，高齢者である」と述べている。

また，新聞記事では，「商店街の衰退に，消費の冷え込みによる大型店の撤退が追い打ちをかけ，高齢者が日々の買い物に困るようになってきた。まさに『買い物難民』という事態が全国で生まれている。」（読売新聞09年６月２日付）と論じられている。

これらの指摘を踏まえれば，買い物難民とは，「徒歩圏内に食料品店等がない地域に居住し，かつ自家用車や公共交通機関等の移動手段を持たないがゆえに，買い物に際して身体的・経済的・精神的な労苦を伴わざるを得ない高齢者」と定義できるだろう。

（注３）「フードデザート（food desert）」という買い物難民の類語を含む新聞記事も09年ごろから散見されるようになった。

(2)　買い物難民が発生した背景

買い物難民が発生した主な要因は，かつて地域に存在した商店が消滅したことにある。第２図は経済産業省の商業統計から飲食料品店数の推移をまとめたものであるが，85年には全国に671千事業所存在した飲食料品小売業が，07年には390千事業所まで減少した。この期間に281千事業所，割合にして約42％の事業所が消滅したのである。

00年に大規模小売店舗法（大店法）が廃止され，郊外への大型量販店の進出が加速した。また，大型量販店の進出だけでなく，商店の後継者不足や，自動車に依存するライフスタイルの定着等の複数の要因が重なり，既存の商店街が衰退したのである。

高齢者が買い物難民となるか否かの重要な分かれ目は，移動手段の有無である。近隣に商店のない地域に居住している高齢者でも，移動手段さえあれば買い物難民とならずに済む可能性が高い。そこで，高齢者の移動手段の有無を運転免許の保有状況からみると，65歳以上の保有率は上昇してい

第2図　飲食料品小売業の事業所数の推移

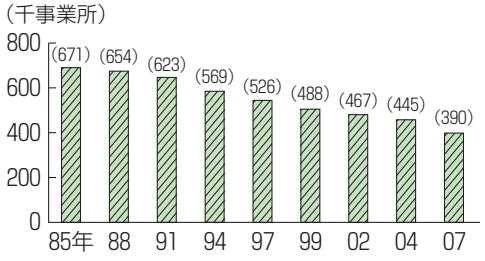

資料　経済産業省『商業統計』

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第3図　運転免許保有状況

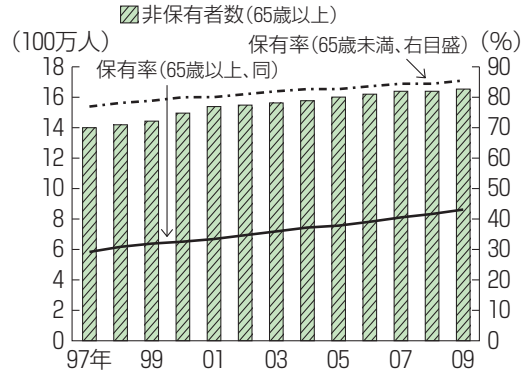

資料　警察庁『警察白書』

るが，65歳未満の保有率よりも大幅に低い（第３図）。また，65歳以上の免許非保有者数は増加している。それゆえ，買い物難民となる高齢者の割合は今後低下する可能性がある一方で，高齢化の進展により買い物難民の絶対数は増加するとみられる。

また，家族構成という観点から考えると，今後も進むと予想される核家族化は高齢世帯(注4)の増加を引き起こし，買い物難民を増加させる可能性がある。

（注４）高齢世帯とは，高齢単身世帯（65歳以上の者１人のみの一般世帯＜他の世帯員がいないもの＞），および高齢夫婦世帯（夫65歳以上，妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯＜他の世帯員がいないもの＞）を指す。

2　地域生活インフラを支える流通のあり方

買い物難民の問題を解決すべく行政が動き始めている。経済産業省では09年11月に「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会」を設置し，10年４月まで集中的に議論を行った。そしてこの議論を踏まえて，同研究会は10年５月に報告書を取りまとめた。その内容を簡単に紹介する。

(1)　小売店の現状と買い物難民

同報告書では，流通と買い物難民の状況を農村部と都市郊外に分けて整理している。

農村部では，過疎化が進展し，商圏人口の確保が難しくなったため，地元の商店の経営が困難になっている。また，住民の多数を占める高齢者の食料消費量が少ないことや，車を保有する若年層が郊外型量販店へ買い物に行くことも，地元の商店が営業を続けていくだけの需要の確保を難しくしている。このような事情によって，農村部では地元の商店が消滅し，買い物難民が発生しているとする。

都市郊外では，団塊の世代が定年を迎え，高齢化や人口減少が急激に生じており，それらの現象に対する対策が後手に回っている。スーパーが撤退した団地等で買い物に関して既に深刻な問題が生じつつある。都市郊外の高齢化が進むにつれ，かつては容易であった店舗にアクセスすることが困難になる人の数が急速に増大する。それゆえ，都市郊外では買い物難民の問題に対して喫緊の対策を講じる必要があるとする。

(2)　小売店の見通しと買い物難民

同報告書では，今後の小売店の見通しを示している。近年，小売店では売上が伸び悩む一方で，売り場面積の拡大が続き，面積当たりの売上が減少している。このような環境下では，競争力の劣る小売店は淘汰され，閉店が増えることが予想される。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

実際，中小小売業者を中心として，小売店の閉店や撤退は始まっている。今後，高齢化と人口減少によって，小売業の売上は中長期的に減少し，撤退や閉店が一層増加する可能性がある。高齢化が進む下で小売店の撤退や閉店が続くならば，買い物難民の問題は一層深刻化すると懸念される。

(3)　4つの新たな流通形態

同報告書では，買い物難民の問題を解決すべく，①宅配サービス，②移動販売，③店への移動手段の提供，④便利な店舗立地，という4つの新たな流通形態をその特徴と課題とともに提示している。

これら4つの新たな流通形態を持続可能なものとするために，行政，商店街，NPO等の多様な組織による官民協働の重要性や，社会インフラを維持する観点から行政が補助金を交付する必要性を指摘している。

3　買い物難民に対する協同組合の取組事例

以下では，飲食料品店が存在しない空白地域が生まれている条件不利地域において，買い物難民の問題に取り組んでいる協同組合の事例を6つ紹介したい。

(1)　JA今津町（滋賀県）

a　地域の概要

JA今津町は，滋賀県北西部の高島市今津町を管内とする。管内の65歳以上の人口

第4図　人口と高齢化率の推移
—JA今津町管内—

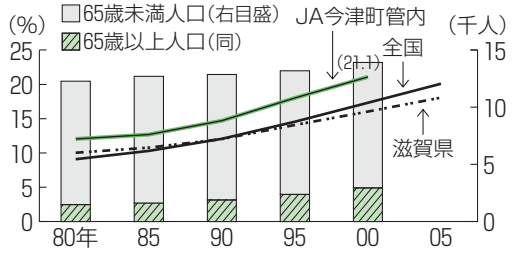

資料　総務省『国勢調査』
(注)　市町村合併により今津町が消滅したため，05年のJA今津町管内の値は不明。

第5図　飲食料品小売業の事業所数・販売額の推移　—JA今津町管内—

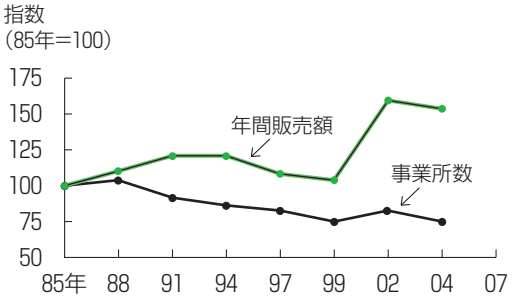

資料　経済産業省『商業統計』
(注)　市町村合併により今津町が消滅したため，07年のJA今津町管内の値は不明。

をみると，80年の1,480人から00年の2,935人へと倍増し，高齢化率は12.1％から21.1％へと上昇した。

また，管内の飲食料品小売業の状況についてみると，事業所数は85年を100とすると04年には75へと減少し，年間商品販売額は85年を100とすると04年には153へと増加しており，事業所数の減少と年間商品販売額の増加がみられる。つまり，小規模な事業所の淘汰と大規模な事業所への集約が進んでいる。

b　取組開始の契機

JA今津町が経営するAコープ今津町店では，利用者から電話で注文を受けた食料品

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

を翌日に利用者の自宅へと配達する食材宅配サービスを行っている。

Aコープ今津町店では，従前から老人福祉施設や学校給食などＢ to Ｂ（企業と企業の取引）の食材配達を行ってきた。そして約10年前から，Aコープ今津町店に来店した利用者が購入した重い荷物を利用者の自宅へ配達するＢ to Ｃ（企業と個人の取引）のサービスを始めた。そしてその取組みを発展させ，06年から電話注文を受けて食材を宅配するサービスを開始した。

c　取組みの内容

食材宅配サービスの対象地域は，今津町全域およびAコープ今津町店から半径15㎞圏内の地域である。

食材宅配サービスの利用者は186人が登録しており，そのうち恒常的な利用者は20～30名である。車がなく，かつ子ども世代と同居していない世帯の高齢者が食材宅配サービスの中心的な利用者である。

一度に2,000円以上購入すれば宅配料が無料となるので，利用者の購入単価は2,000～3,000円である。代金決済は現金決済と口座振替が選択できるが，口座振替の利用者のほうが多い。口座振替ではJAにある利用者の貯金口座から決済している。

食材宅配サービスでは専属宅配員として３人を雇用しており，宅配は冷蔵車と軽貨物車によって行っている。

d　取組みの特徴

食材宅配サービスは，組合員として農協事業を支えてこられた方への高齢化対策の一環であり，併せて35年前に開店してから現在まで長期間Aコープ今津町店で利用のあった利用者への利益還元という性格が強い。

食材宅配サービスの対象となるのは，集落組織を通じて月１回配布されるJA今津町の広報に挟み込むチラシや，１か月に１回の新聞折込みチラシに載せている商品だけでなく，Aコープ今津町店が取り扱っているすべての商品である。

また，利用者から電話注文を受けるスタッフは，利用頻度の高い利用者の嗜好を熟知するようになり，例えば「何かお昼に食べるものを持ってきて」等の漠然とした注文に対しても，きめ細やかな対応ができている。

e　取組みの課題

Aコープ今津町店から最も離れている今津町西地区の４つの集落までは片道30分を要する。これらの集落には飲食料品店がないため，食材宅配サービスへの期待は大きい。しかし，これら辺縁部の集落に居住する利用者は少数であり，食材宅配サービスの売上高は小さい。一方で，食材宅配サービスに要する人件費などのコストは多大である。従って，食材宅配サービスのみから収益を上げるのが困難である。今後は，食材だけでなく他の日用品等へも範囲を広げること等により，利用者の宅配サービスの利用率を向上させ，収益構造を多少なりとも改善させることが課題となっている。

現在，行政から補助金等は交付を受けて

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

いないので，今後は利用できる行政支援があれば，それを利用することも視野に入れる必要があろう。

(2) JA十日町（新潟県）

a 地域の概要

JA十日町は，新潟県南部の十日町市を管内とするJAである。管内の65歳以上の人口をみると，80年の10,262人から05年の18,398人へと1.8倍に増え，高齢化率は13.0%から29.6%へと上昇した（第６図）。

また，管内の飲食料品小売業の状況についてみると，事業所数は85年を100とすると07年には59へと減少し，年間商品販売額は85年を100とすると，94年に128まで増加したものの，07年には100へと戻った（第７図）。管内の飲食料品小売業は，94年以降，事業所数と年間商品販売額の双方の減少がみられる。

第6図 人口と高齢化率の推移
—JA十日町管内—

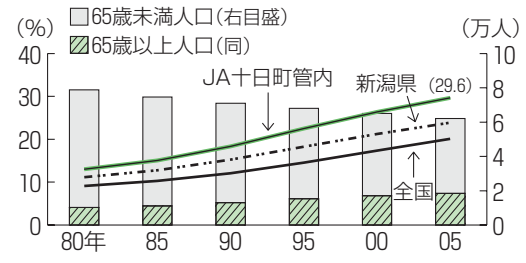

資料 第4図に同じ

第7図 飲食料品小売業の事業所数・販売額の推移 —JA十日町管内—

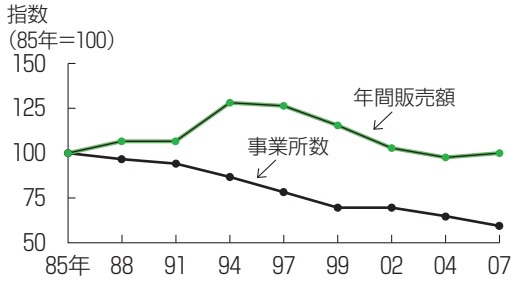

資料 第5図に同じ

b 取組開始の契機

JA十日町は，車を保有している人が今より少なかった約30年前に，車を持たない人や，農作業が忙しく買い物に行く余裕のない人のために移動購買車の運行を始めた。現在では，JA十日町の子会社でAコープを経営している株式会社ラポート十日町が，３台の移動購買車（ラポート号１号，ラポート号２号(注5)，ひまわり号）を運行している。

c 取組みの内容

移動購買車が巡回する地区は，十日町市中心街から離れた松代地区，松之山地区，中里地区，および十日町吉田地区，川西仙田地区，白倉地区である。

３台の移動購買車はＡコープ松代店，松之山店，中里店から飲食料品を積み込み，飲食料品店がない集落を巡回する。移動購買車は月曜から土曜まで週６日運行し，１つの集落を週２回訪れるコースで巡回する。

１台の移動購買車は１日に10～12か所（午前５～６か所，午後５～６か所）を巡回し，１か所当たり５名前後の利用者がいる。利用者は高齢単身世帯の70歳代の人が多い。移動購買車の利用者の購入単価は2,000円程度であり，Ａコープ店舗の利用者の購入単価（約1,700円）よりも高い。代金決済は現金のみである。なお，１台当たりの年間売上高は2,000～2,500万円である。

移動購買車の車両はマイクロバスを使用している。車内には通常の商品棚だけでな

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

く，精肉や鮮魚用の冷蔵ケースも据え付けられている。利用者は車両後方の入口から乗り，商品を選び，レジで精算を済ませて，車両前方の出口から降りる。

それぞれの移動購買車には専従職員が１人ずつ配置され，商品の積込み，バスの運転，レジ打ちまで１人ですべての業務を行う。移動購買車に積み込まれる商品は生鮮品の割合が若干低いが，Aコープ店舗の商品構成に準拠したものとなっており，アイテム数は500種類程度である。

d　取組みの特徴

JA十日町では10年４月から「高齢者支援事業」を実施している。支援の対象はJAに年金受取口座を持つ70歳以上の人であり，会員証を交付している。利用者が移動購買車で会員証を提示すると買い物代金が５％引きになる特典を受けられる。

移動購買車の巡回ルートは，JAの支店長や地域の組合員の意見を汲み上げて決めている。飲食料品店が存在している地域は移動購買車で買い物支援を行う必要がないため巡回せず，移動購買車を切実に必要としている集落を重点的に巡回コースに組み入れている。移動購買車は既存の飲食料品店と役割を分担して，地域の買い物インフラを維持しているといえよう。

e　取組みの課題

組合員の生活の質を維持・向上させることが協同組合の使命であることから，営利を目的とする事業者のように，大きな売上がある大規模な集落のみを巡回するわけには行かず，売上が少ない小規模な集落もまた巡回せざるをえない。当然の結果として費用がかさむ割に利益が見込めない。従って，移動購買車の事業を安定的に継続していくには，収益構造の改善が課題となろう(注6)。

移動購買車の利用者には，食材を購入して自分で調理するよりも，多種類の調理済み総菜を少量ずつ購入したいというニーズがある。現時点ではこのニーズに十分にこたえられていない状況である。そこで，コンビニや量販店等と提携して，それらの業態が取り扱っている総菜を移動購買車に積み込んで販売する等の解決策を模索している。

（注５）ラポート号２号は，Aコープ店舗の閉鎖に際して，地域の買い物インフラを維持する代替策として09年４月に導入された。

（注６）（株）ラポート十日町が手掛ける冠婚葬祭事業は黒字であり，移動購買車が赤字でも事業を継続できる環境にある。

(3)　JAくにびき（島根県）

a　地域の概要

JAくにびきは，島根県東部の松江市と東出雲町を管内とする。管内の65歳以上の人口をみると，80年の20,652人から05年の46,650人へと2.3倍に増え，高齢化率は10.6％から22.1％へと上昇した（第８図）。

また，管内の飲食料品小売業の状況についてみると，事業所数は85年を100とすると07年には66へと減少し，年間商品販売額は85年を100とすると 07年には127へと増加した（第９図）。管内の飲食料品小売業では，事業所数の減少と年間商品販売額の増

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第8図　人口と高齢化率の推移
―JAくにびき管内―

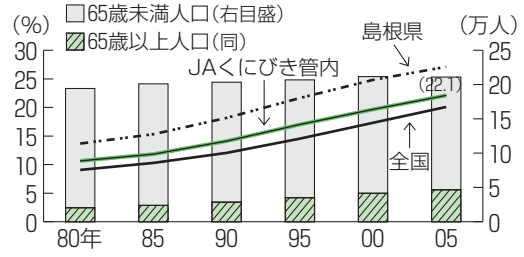

資料　第4図に同じ

第9図　飲食料品小売業の事業所数・販売額の推移　―JAくにびき管内―

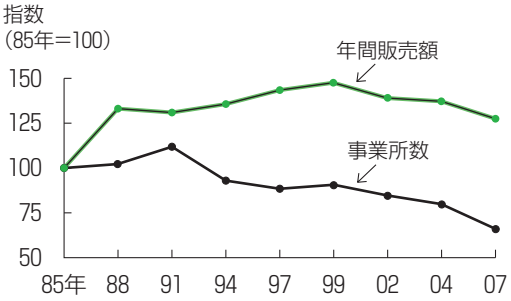

資料　第5図に同じ

加がみられる。

b　取組開始の契機

JAくにびきでは，組合員の利便性を損なうことなく金融店舗の統廃合を進めるために，08年９月に移動金融購買車「サンサン号」を導入した。この導入により，かつては金融サービスのみを提供していた地域において，組合員は金融だけでなく，購買のサービスを享受できることとなった。

c　取組みの内容

「サンサン号」はＡコープから飲食料品を積み込み，金融店舗を廃止した地区や，飲食料品店がない地区を，月曜から金曜の週５日巡回する。

巡回コースは北部コース，南部コース，島根半島コースの３コースがあり，いずれも管内の辺縁部である。曜日によってどのコースを巡回するかが決められている。それぞれのコースの巡回場所は５か所程度であり，１か所当たり６人程度の利用者がいる。利用者は年金を受給できる年齢の女性が多く，子ども世代と同居していない世帯の人が目立つ。

「サンサン号」の車両は低床３トントラックであり，営業する際には車幅が広がる仕組みになっている。車内は商品棚，冷蔵・冷凍ケースがある購買店舗部分と，金融端末がある金融店舗部分に分かれている。また，事故防止を図るための諸設備も搭載している。「サンサン号」には，運転手，金融事業のテラー，購買事業のレジ係の３人が乗務している。

金融事業では普通貯金の入出金，定期貯金の出金，公共料金の収納を行っている。購買事業では小型店舗並みのアイテム数の商品を積み込んでいるが，利用者から積み込んでいない商品の注文を受けた場合には次回の巡回時に届ける体制を整えている。なお，購買事業の代金決済は現金のみであり，購入単価は1,000円前後である。

d　取組みの特徴

「サンサン号」の巡回コースには他業態金融機関が撤退した地域が含まれている。その地域を巡回することによって，JAは年金口座の獲得で大きな成果を挙げられた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

e　取組みの課題

金融事業については，金融店舗の維持と比べて，「サンサン号」はコスト削減に寄与した。一方で，利用者数が導入計画を下回っているため，組合員の利便性を損なわず，かつJAにとって効率的な巡回ルートの構築が課題である。

購買事業については，夏期に冷蔵・冷凍ケースの結露によって商品が濡れたり，高温でチョコレートが溶けたりする等の想定外の問題が生じた。また，コースによって購買単価や売れ筋商品が異なることも判明した。そのため，商品特性や地域特性に応じたノウハウの蓄積が課題である。

(4)　JA山口大島（山口県）

a　地域の概要

JA山口大島は，山口県の南東部の瀬戸内海に浮かぶ島にある周防大島町を管内とする。04年２月に島の東部にあった旧JAマルトウ東和町を統合して現在のJAとなった。管内の65歳以上の人口をみると，80年の7,767人から05年の9,502人へと1.2倍に増え，高齢化率は24.3％から44.4％へと上昇した（第10図）。

また，管内の飲食料品小売業の状況についてみると，事業所数は85年を100とすると07年には51へと減少し，年間商品販売額は85年を100とすると97年に110となったものの，07年には78へと減少した（第11図）。管内の飲食料品小売業は，97年以降に事業所数と年間商品販売額の双方の減少がみられる。

第10図　人口と高齢化率の推移
―JA山口大島管内―

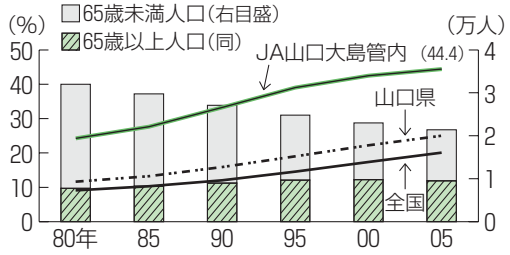

資料　第4図に同じ

第11図　飲食料品小売業の事業所数・販売額の推移　―JA山口大島管内―

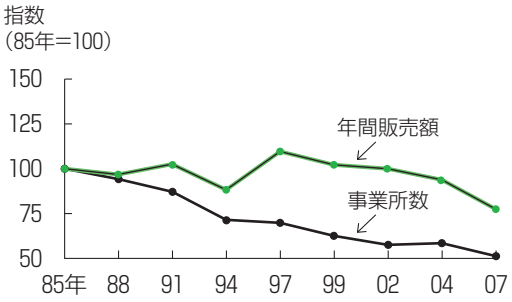

資料　第5図に同じ

b　取組開始の契機

周防大島は入り江ごとに集落が点在し，入り江の間は山で隔てられている。飲食料品店やJAの店舗がない集落からそれらがある集落へと移動するのは，高齢者にとって非常に困難を伴う。厳しい状況に置かれた高齢者の利便性を向上させることを目的として，JA山口大島は01年11月にJAで初めて移動金融購買車ふれあい号を導入した。JAの店舗再編のために，ふれあい号を導入したわけではない。

また，JA山口大島はふれあい号だけでなく，旧JAマルトウ東和町が01年７月に導入したマイクロバス型の移動購買車のんた号も運行している。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

c　取組みの内容

ふれあい号は，Aコープから食料品を積み込み，飲食料品店がほとんどない地区を月曜から土曜まで週５日巡回する。１日の巡回場所は最大９か所であり，１か所の巡回場所を週１回もしくは２回巡回する。ふれあい号には，運転手，金融事業のテラー，購買事業のレジ係の３人が乗務している。のんた号は，旧JAマルトウ東和町管内にあるAコープ店舗から食料品を積み込み，運転手兼レジ係１名で同様に巡回する。

ふれあい号・のんた号の利用者は80歳前後の高齢者の女性が多い。購買事業の利用者は１か所の巡回場所につき６～９人であり，購入単価は約1,500円である。代金決済は現金のみである。09年度の購買事業の売上高は，ふれあい号が約2,600万円，のんた号が約2,700万円であった。

d　取組みの特徴

ふれあい号・のんた号では，精肉，鮮魚，青果の生鮮食料品をすべて取りそろえている。また，JA山口大島には総菜センターがあり，自家製の総菜やお弁当も，ふれあい号・のんた号で販売し，利用者に好評を博している。地域の祭事や盆正月には，お酒や仕出し料理の注文販売を受け付ける等，ふれあい号・のんた号では地域の利用者の生活に密着したサービスを提供している。なお，商品の価格は基本的にAコープ店舗の通常価格となっている。

JA山口大島では，ふれあい号・のんた号の運行に関して，行政からの補助を全く受けていない。中途半端な金額の補助を受けることによって，行政の意向を汲まざるを得なくなり，経営の自由度が制限される可能性を排除できないからだというが，行政が車両購入費や人件費を全額負担する等，十分な金額の補助ならば，JA山口大島はその受給を検討するという。

e　取組みの課題

ふれあい号の導入から10年近くが経過し，車両の老朽化が進んでいる。一方，周防大島町では年間約600名が亡くなることから，利用者数が減少している。そのため新たな車両を導入するわけにはいかず，既存の車両を保守・点検して稼働を続けている状況にある。

また，ふれあい号・のんた号の事業から利益を挙げることは難しいので，地域住民や組合員の生活に貢献するためと割り切った姿勢で取り組むことが必要となる。

(5)　JA大北（長野県）

a　地域の概要

JA大北は，長野県北西部の大町市と北安曇郡（池田町，松川村，白馬村，小谷村）を管内とするJAである。JA大北管内の65歳以上の人口をみると，80年の8,332人から05年の17,192人へと2.1倍に増え，高齢化率は12.5％から25.9％へと上昇した（第12図）。

また，管内の飲食料品小売業の状況についてみると，事業所数は85年を100とすると07年には53へと減少し，年間商品販売額は85年を100とすると99年に137となったも

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第12図　人口と高齢化率の推移
―JA大北管内―

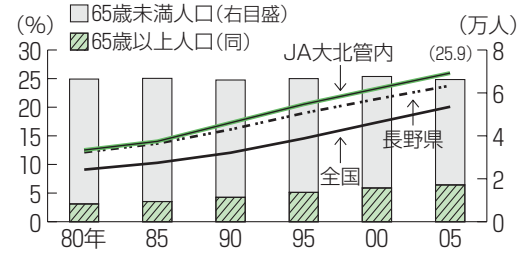

資料　第4図に同じ

第13図　飲食料品小売業の事業所数・販売額の推移　―JA大北管内―

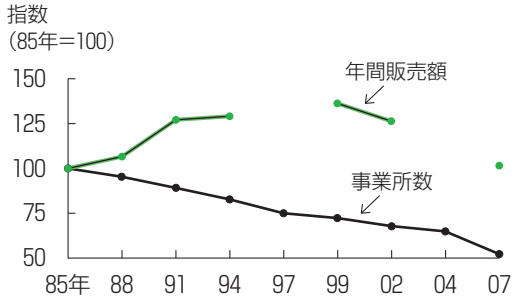

資料　第5図に同じ
（注）　85年=100とした指数である。なお，年間販売額については，97年の大町市，及び04年の八坂村の値が統計表に記載されていないため，線をつなぐことができない。

のの，07年には102へと戻った（第13図）。管内の飲食料品小売業は，99年以降に事業所数と年間商品販売額の双方の減少がみられる。

b　取組開始の契機

JA大北における移動購買車には長い歴史がある。1966年３月１日にJA大北が誕生し，同年８月10日に最初の移動購買車の運行が始まり，同年中に３台へ増車した。なお，この時の車両はマイクロバスを使用していた(注8)。移動購買車導入の目的は中山間地の小集落に居住する組合員家庭の生活の便を図ることであった。現在，JA大北では大町市八坂地区と小谷村で移動購買車を運行している。

c　取組みの内容

以下では，ヒアリングした大町市八坂地区で運行している移動購買車について述べる。

八坂地区には生鮮食料品を販売している店舗がない。また，八坂地区は非常に高齢化が進んでおり，80歳代以上の高齢者が多く居住している。そのため，移動手段を持たない高齢者は日々の買い物をJA大北の移動購買車に依存している。

移動購買車はAコープときわ店から商品を積み込み，火曜から金曜の週４回運行している。なお，商品の積込み，運転，レジ打ちを１人のスタッフが担当している。

移動購買車の巡回ルートは曜日ごとに決まっており，１日に10～16か所を巡回する。巡回場所は集会所のような公共の場所だけでなく，個人の庭先へも巡回する。巡回場所ごとの巡回時刻を一応決めているが，移動購買車のスタッフと会話を楽しみたい高齢者が多いため，各巡回場所で予定以上の時間を要することが多く，巡回時刻が後ろ倒しになる傾向がある。

移動購買車では豆腐，納豆，牛乳等の日配品，精肉，鮮魚，青果の生鮮３品を中心とした品揃えで，アイテム数は約300種類である。なお，弁当や総菜は販売してない。移動販売車の販売価格はAコープ店頭の通常価格である。利用者の購入単価は約2,000円であり，移動購買車の年間売上高は約1,000万円である。代金決済は現金払いが大

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

宗を占めるが，一部の利用者は口座引き落としを利用している。

d　取組みの特徴

組合員の生活のためというJA大北が移動購買車に取り組む目的は，現在でも変わっていない。移動購買車は単に高齢の組合員に買い物の場を提供するのみならず，スタッフと利用者の対面コミュニケーションを通じて利用者の安否確認という社会福祉的な役割も果たしている。

移動購買車では利用者の生活に合わせ，巡回時刻等を柔軟に変更している。例えば，敬老会等の行事が催される日には，利用者が家を離れ，移動購買車を利用できないため，運行を別の日に振り替える等の対応をしている。

e　取組みの課題

移動購買車の利用者には巡回の頻度を増やして欲しいと思っている人がいるが，その要望にこたえることはスケジュール的に難しい。移動購買車の車検や修理に備えて予備日として空けてある月曜や土曜に稼働させなければならないからである。

かといって増車することも難しい。死亡によって移動購買車の利用者数が減少しており，売上が増加することは望みにくい。それに加えて，移動購買車の収支は赤字であり，赤字幅を縮小させなければ，事業の継続自体が困難に直面するからである。

（注８）08年からJA大北では1.5トントラックを大町市八坂地区の移動購買車として運用している。この車両の導入に際して大町市から金銭面での支援を受けた。

(6)　福井県民生活協同組合（福井県）

a　地域の概要

福井県民生活協同組合（以下「県民生協」という）は福井県全域を事業地域とする生協である。県民生協は，食料品スーパー業態の店舗「Hearts（ハーツ）」を，福井市，鯖江市，越前市，敦賀市，坂井市に計６店展開しているが，県民生協の組合員は福井県全域に居住している。Heartsが出店していない郡部等に居住している組合員は，県民生協の無店舗事業（共同購入，個配）を利用してきた。

福井県の65歳以上の人口をみると，80年の91,595人から05年の185,501人へと2.0倍に増え，高齢化率は11.5％から22.6％へと上

第14図　人口と高齢化率の推移
―県民生協管内―

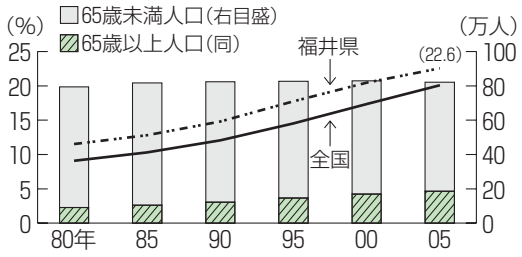

資料　第4図に同じ

第15図　飲食料品小売業の事業所数・販売額の推移　―県民生協管内―

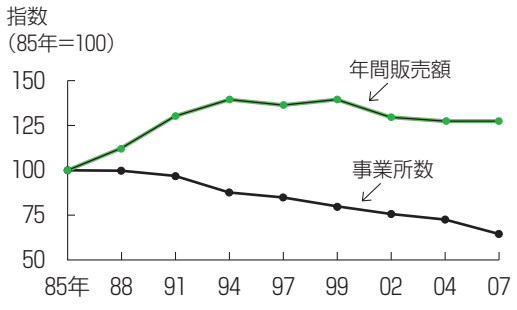

資料　第5図に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

昇した（第14図）。

また，福井県の飲食料品小売業の状況についてみると，事業所数は85年を100とすると07年には65へと減少し，年間商品販売額は85年を100とすると99年に141となったものの，07年には128へと戻った（第15図）。福井県の飲食料品小売業では，99年以降に事業所数と年間商品販売額の双方の減少がみられる。

b　取組開始の契機

県民生協には，店舗の無いエリアの組合員から出店を期待する声が寄せられていた。組合員へ公平なサービスを提供する観点から，それらの声へ対応すべきだが，新規出店には多大な費用を要し容易ではない。

また，県民生協は，郡部を中心とした中山間地域には生協や他の飲食料品店がなく，高齢化が進んでいるため，買い物に困っている多くの組合員がいると考えていた。

そこで，県民生協は，新規出店に比べて少ない費用で組合員に買い物の機会を提供するために，トラック型の移動店舗であるハーツ便の運行を09年10月に開始した。

運行開始時にはハーツ便は３台だったが，組合員や地域住民から圧倒的な支持があり，10年８月時点で既に８台まで増車している。県民生協では，急成長を遂げるハーツ便を，店舗事業，無店舗事業に続く第３の柱と位置づけ，その一層の拡充に努めている。(注9)

c　取組みの内容

ハーツ便は３つのエリア（福井，丹南，嶺南）にある４つのHearts店舗（羽水店，はるえ店，たけふ店，つるが店）に２台ずつ配置されている。それぞれの所属する店舗から食料品を積み込み，曜日ごとに決められた地域を巡回する。

Hearts店舗から巡回する地域まで移動するのに30～40分要するが，それぞれの巡回場所間の距離は短いので効率的な巡回が可能である。県民生協が限界集落のある地域も含めて短期間に効率的な巡回ルートを構築できたのは，無店舗事業で培われた配送インフラが基盤にあったからである。(注10)

ハーツ便１台の１日当たりの利用者は60～70人で，巡回場所は約10か所である。利用者の購入単価は約2,000円で，Hearts店舗よりも高い。ハーツ便の利用者は高齢の女性が中心であり，水産物や惣菜を購入する割合がHearts店舗よりも大きい。

ハーツ便の売上が特に好調な日には，巡回の途中でHearts店舗から商品の補充を受ける。商品の補充はHearts店舗のアイドルタイムである13～15時に行われる。

d　取組みの特徴

ハーツ便は単に食料品を組合員へ供給するだけではない。ハーツ便の巡回が地域コミュニティ維持に寄与している。ハーツ便の巡回時刻になると，地域の高齢者が巡回場所に集まってくる。その場で自然と井戸端会議が始まり，ハーツ便をきっかけとして住民同士の交流が深まっている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

ハーツ便はPOSレジと売上情報の蓄積システムを搭載している。これによって販売状況を逐次把握でき，巡回途中での商品の補充や，売れ筋を分析して地域ごとに商品構成を変更することが可能となる。

県民生協は，福井県の「集落移動販売システム整備モデル事業」を利用し，福井市川西地区でハーツ便を巡回させている。福井県は川西地区を巡回するハーツ便の人件費を支援しており，県民生協は行政の支援を上手に利用しながら，地域住民の生活に資するハーツ便を運行しているといえよう。

e　取組みの課題

生協の店舗事業は全国的にみて赤字である一方，無店舗事業は黒字である。県民生協も例外ではなく，店舗事業は他のスーパーとの価格競争にさらされている。しかし，県民生協の移動店舗ハーツ便は他のスーパーと差別化を図る有力なツールとなりうる。それゆえ，導入後数年間は減価償却費の負担が重くのしかかるけれども，ハーツ便を新たな収益事業として確立することが，県民生協にとっての当面の課題である。

（注９）15年までにハーツ便を20台へ増車する計画である。

（注10）10年現在，福井県には限界集落が103集落あるが，そのうち37集落をハーツ便が巡回する。年に４～５集落のペースで限界集落が増加しているが，県民生協では将来的にはすべての限界集落をハーツ便が巡回する体制を構築したいと考えている。

おわりに

経済産業省の報告書が指摘するように，補助金がなければ，買い物難民の問題に対して移動販売等の取組みを持続的に行うことは困難な面がある。つまり，これらの取組みから利益を上げることは難しく，営利を第一義とする事業者はこれらの取組みへ参入しづらいといえる。

一方，JAや生協は営利企業ではなく，組合員間の相互扶助を旨とする協同組合である。協同組合が買い物難民の問題に対して移動販売等に取り組むことは，組合員の生活の維持に寄与する。それゆえ，協同組合による取組みには，組織の性格に照らして極めて高い妥当性があるといえる。(注11)

とはいえ，協同組合は採算を等閑視してはならない。幾つかの事例でみられたように，必要に応じて行政等の力を借りつつ，協同組合に余力のある範囲内で買い物難民の問題に取り組むという姿勢が重要である。これらの取組みを継続するには，協同組合の安定した経営が不可欠だからである。

買い物難民の問題は地域ごとにその相貌(そうぼう)を異にする。従って，問題に対する適切な対応策もおのずと異なる。JAや生協のように地域に根ざした協同組合が，これからも地域の買い物難民の問題に対して適切な対応策を打ち出せる可能性は大きいだろう。

杉田（2008）の題名にある通り，買い物難民の問題は高齢社会が抱える問題の一つの断面である。わが国では今後も高齢者が

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

増えていくため，買い物難民の問題はより深刻な様相を呈するだろう。とはいえ，問題の深刻化を座視せず，適切な取組みを実施すれば，問題の解決は難しくとも，状況を改善させることは可能かもしれない。

買い物難民の問題に対する適切な取組みの萌芽を見いだしたいと考え，本稿では６つの事例を取り上げた。６つとも全国よりも高齢化率が高い地域の事例である。

いずれの事例にも共通することは，買い物難民の問題への取組みが単に食料品を供給するだけにとどまらず，地域社会のつながりの維持や高齢者福祉への寄与という性格を伴っていることである。高齢社会の波頭に位置するこれら６つの地域の取組みは，きずなの希薄化を起因とする行方不明の高齢者についての報道がなされる世相の下で，これから高齢者が増える地域にとって示唆に富むのではなかろうか。

（注11）小坂田ほか（2004）は，行政が移動販売の委託先としてJA，社会福祉協議会，生協を最も多く挙げていることを明らかにしている。

＜主要参考文献＞

・岩間信之（2010）「地方都市に広がる『食の砂漠』」『季刊地域』第1号
・岩間信之・駒木伸比古・田中耕市・佐々木緑・池田真志（2010）「特集 食の砂漠:フードデザート」『地理』第55号第８号
・小坂田稔・佐藤豊信・駄田井久（2004）「中山間地における地域福祉型移動販売確立に関する考察―岡山県におけるアンケート調査から―」『農村生活研究』第47巻第３・４号合併号
・経済産業省（2010）『地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告書～地域社会とともに生きる流通～』
・笹井かおり（2010）「『買い物難民』問題～その現状と解決に向けた取組～」『立法と調査』第307号
・杉田聡（2008）『買物難民―もうひとつの高齢者問題』大月書店

（いちのせ　ゆういちろう）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

発刊のお知らせ

よくわかる経済金融ハンドブック

農林中金総合研究所　編著

B5判160頁　定価1,890円（税込）家の光協会

日本と世界の経済・金融事情は多くの要素が複雑に関連し日々，新たな局面を示している。こうした動向を的確に判断するには，経済・金融に対する基本的な事項を理解し，相互の関連性をとらえることが求められている。

本書は，難解と思われがちな各種の経済・金融に関する62テーマについて豊富な図表を活用してわかりやすく解説し，あわせて用語解説集も収録した。ワンテーマを２ページの見開きで解説しているため，経済・金融を理解するうえで，多くの方々にとって参考になると思われる。関心のある方々に是非ご高覧いただきたい。

主　要　目　次

第１章　わが国の経済の見方
○ 日本経済の動向　○ 国内総生産(GDP)の見方　○ 国際収支の動き など
第２章　海外経済の見方
○ 世界経済の動き　○ 米国経済の概要　○ 欧州経済の概要 など
第３章　財政政策の見方
○ 財政政策の役割　○ わが国の財政運営，予算編成　○ 高齢化と財政 など
第４章　金融政策の見方
○ 中央銀行の役割　○ 日本銀行の仕組み　○ 金融政策運営の枠組み など
第５章　金融市場の見方
○ 金融の果たす役割・機能　○ 金融市場と金融機関　○ わが国をめぐるマネーの動き など
第６章　金融規制の見方
○ 自己資本比率規制　○ 預・貯金保険制度　○ 監督当局による金融検査 など
巻末　用語解説集

購入申込先……（社）家の光協会　TEL 03-3266-9029
お問い合わせ……（株）農林中金総合研究所　TEL 03-3233-7760
調査第二部　FAX 03-3233-7795

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

本棚

生源寺眞一　著

『農業がわかると，社会のしくみが見えてくる』

「農業問題」とは，実に様々な要素を含む複雑な問題である。それは，国民の(質的･量的な)食料安全保障と密接な関連を有する。また，産業政策の観点からは，農業の競争力をいかに高めるかという議論も必要であり，そのことは国際的な貿易体制の問題，さらには途上国の飢餓の問題などとも関連していく。また，農業という産業が地域における主要な産業であり，農村の共同的な営みとも結びついたものであることから，地域社会の維持という観点からの議論も欠かせない。環境政策の観点からは，農業の有する様々な「外部経済」(また時には外部不経済) 効果という問題も議論されなければならない。

こうした複雑な問題を丹念に検討することは極めて根気のいる作業である。現在の社会においては，ややもすると，こうした面倒な議論を好まず，単純明快な主張に人気が集中するといった風潮も見られ，最近の農業関係の書籍にも，少なからずそうした傾向が見られる。しかし，本書は，複雑な農業問題の様々な側面を切り捨てることなく正面から取り上げ，さらに，一方的な見方に偏ることなく，異なる見方も存在することを丁寧にたどっていく。その語り口は平易であるが（本書の副題は「高校生からの食と農の経済学入門」である），語られる内容は極めて意味深い。

農業問題に限らず，現実の社会における問題は，多かれ少なかれ複雑な諸側面を有しているものであろう。そうした社会的問題を一刀両断するような解決策は本来ありえない。本書のアプローチは，様々な社会的問題を考える際にあるべき誠実な姿勢を示すものであり，そうした意味において，まさに「社会のしくみが見えてくる」ものといえよう。

本書の構成は，「五限」(授業形式である) からなっている。一限目では，現代の世界の「食料問題」とはいったいどのようなものであるかが俯瞰(ふかん)される。二限目では，そうした世界の食料問題が歴史的にどのように形成されてきたかが，先進国，途上国それぞれの立場から述べられている。三限目からはそうした歴史的，世界的な食料問題の中で，わが国がどのような状況にあるかの講義に移っていく。三限目では，わが国の食料自給率，食料安全保障の問題が，四限目ではわが国農業の構造的な問題が様々な角度から論じられる。最後の授業である五限目では，これまでの議論を踏まえ，「食料は安価な外国産に任せて本当によいのか？」という問いかけがなされる。

著者自身があとがきで触れているように，この本には，農業政策はこうあるべきだ，といった「解答」のようなものは述べられていない。しかし，そこには，著者自身のもつ，農業・農村への愛情とともに，政策を立案する際に必要不可欠な，幅広く，公正な視点という立場が貫かれている。本書の意図した「若者」だけではなく，できるだけ多くの国民に読んでもらいたい一冊である。

――家の光協会　2010年10月

1,200円(税別)　205頁――

(代表取締役社長　佐藤純二・さとうじゅんじ**)**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

住宅市場の現状と長期展望

理事研究員　渡部喜智

〔要　　旨〕

1　2009年度の新設住宅着工戸数は45年ぶりに80万戸を割り込む歴史的低水準となった。中期的に持ち直しが期待されるが，人口・世帯数などの要因や住宅ストックの充足など長期的に見て新規の住宅需要にとっては逆風となるものが多い。それらの環境要因を検討しながら，住宅着工など住宅市場の長期展望を行うこととしたい。

2　30～44歳層は主要な住宅取得年齢層であり，新設住宅では取得全体の半分程度を占める。したがって，この年齢層の人口動向は住宅市場に重要な影響を与える。

3　しかし，この年齢層から「団塊ジュニア」世代が抜けて行く一方，新たにこの年齢層に入ってくる人口は少子化により減少するため，30～44歳層人口は今後10年間で約15%減少する。また，少子高齢化の進行に伴い，世帯数も10年代半ばから小幅ながら減少に転じると推計されている。

4　持ち家系の空き家だけでも300万戸を超すなど住宅ストックはすでに充足状況にあるが，世帯数のピークアウトなどに伴い新たな住宅需要は減少し，住宅ストック純増の必要性は低下する。

5　一方，建替え時期に差し掛かっている住宅は増大し，住宅着工の下支え要因となることが期待されるが，現状の建替えの動きは鈍い。これは住宅の耐久性向上で建替え時期が先送り可能となっていることのほか，所得環境の悪化や高齢者世帯の増加も影響していると思われる。

6　また，住居を移動する人口移動は賃貸住宅を中心に住宅需要に影響するが，80年代から90年代半ばに650万人前後で推移していた人口移動は，09年に530万人まで減少。若年人口の減少等により10年代後半には500万人を割り込むと見込まれる。

7　以上のように，住宅市場をめぐる人口・世帯数などの環境要因は逆風となるものが多い。「新成長戦略」に盛り込まれたこともあり，制度整備や取引情報の拡充などにより中古（既存）住宅の流通・売買が促進されることが期待されるが，新築・中古を合わせた全体的な住宅取得数の低迷は避けられないだろう。

8　前述の環境要因や景気（成長）・金利を説明変数とする回帰分析の推計式に基づいたシミュレーションでも，10年代後半は人口要因のマイナス作用が大きいほか，成長率の再低下やローン金利の上昇などもあり，2019年には70万戸割れの69万戸という試算結果となる。建替えの顕在化により住宅着工が底上げされる期待はあるが，長期的な見通しは厳しい数値となっている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　高度成長期以降の住宅市場の推移
（1）09年度着工は45年ぶりの低水準へ落ち込み
（2）民間借入は増加しているが総住宅借入金残高は伸び止まる
2　住宅市場（需要）の影響要因
（1）30～44歳層が住宅取得の主要年齢層
（2）主要取得年齢層の人口減少に加え世帯数も減少へ
（3）住宅ストック（戸数や空き家）等の動向
（4）建替えニーズの動向
（5）人口移動の減少見通し
3　住宅市場の長期展望（試算）
（1）回帰分析による影響要因の統計的検証
（2）住宅着工のシミュレーション等住宅市場の見通し
おわりに

はじめに

2009年度（09年４月～10年３月）の新設住宅着工の戸数は77.5万戸にとどまった。80万戸を下回ったのは1964年度以来45年ぶりのことだ。住宅着工は用途別に，①建替えや所有地への新築などの持家住宅，②マンションや建売などの分譲住宅，③賃貸目的の貸家，および④社宅等の給与住宅に分けられる。このうち，「持家」と「分譲」がおおむね個人の自己居住用住宅となり住宅ローンの取組対象となるが，これら両用途の合計着工戸数も09年度は45万戸と66年度以来の低さとなった。

この落ち込みには，世界同時不況に伴い収入が減少するなか，家計の心理が悪化し新築・購入・建替えという「住宅取得(注1)」についての慎重姿勢が強まったことが影響したことは確かだ。景気の持ち直しが持続し，所得・雇用環境が改善することにより，家計の心理も好転し住宅の取得に踏み切る前向きの判断が後押しされることへの期待は大きい。

ただし，住宅市場をめぐる環境・背景は長期的に見て2010年代に入り，さらに厳しい方向へ変化している。人口・世帯数要因や住宅ストックの蓄積など，長期的な住宅需要にとって逆風となるものが多い。景気循環的な圧迫要因が解消すれば，住宅需要もかなりの水準まで回復するという見方をするには，厳しい要素があることを注視すべきだろう。

「新設住宅」に「中古（既存）住宅」の取得を合わせたものが，住宅市場の動きとなるが，本稿では主に新設住宅着工の動きを追うこととし，住宅市場の現状とその環境要因を検討しながら，住宅市場と住宅ローンの需要についての長期展望を行うこととしたい。

（注１）以下，住宅取得とは新築・購入・建替えを合わせたものを基本的に指す。中古の取得も含む。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

1　高度成長期以降の住宅市場の推移

(1)　09年度着工は45年ぶりの低水準へ落ち込み

まず，新設住宅着工（以下「住宅着工」という）の長期動向を振り返ることとする（第１図）。

住宅着工戸数は，高度成長期末期の72年度にピーク（年間着工戸数187万戸）を付けた後，第１次オイルショックで急減した。その後70年代後半は150万戸前後の水準へ回復したが，80年代前半には120万戸を割り込んだ時期があった。それを経て，「バブル」に駆け上がる80年代後半以降は再び盛り返し，160万戸台を超す高水準の時期が続いた。

90年代に入りバブル崩壊後には全体の住宅着工は減少を見せたものの，住宅価格の下落進行や景気対策として住宅ローン減税が逐次拡充されたこと，加えて阪神大震災などの復興に伴う着工や消費税率引上げ前の駆け込み需要もあったことから，96年度には全体着工が163万戸に回復。そのうち自己居住用住宅となる「持家」と「分譲」の合計も100万戸に迫るなど底固く推移した。

しかし，90年代末からは住宅着工の減少傾向が続いた。主要な住宅取得年齢層である30～44歳層の人口が「団塊ジュニア」(注2)のこの年齢層への流入により反転していたものの，経済の長期低迷などに伴う家計の所得環境悪化や住宅ストックが充足に向かったことが要因としてあげられよう。このような人口要因や住宅ストックの変化については後述する。

その後は03年度から景気回復期だった06年度まで，貸家や分譲住宅がリード役となり４年連続で増加し，住宅着工は129万戸まで持ち直した。しかし，07年度には，耐震偽装事件等を受けた07年６月の改正建築基準法の施行によって建築確認事務の大混乱という問題が起こり，103.5万戸へ急減。08年度も景気の急速な悪化のもとで103.9万戸と低迷する結果となった後，09年度は前述のような歴史的な住宅着工の不振・低水準に直面したわけである。

09年度の住宅着工は，夏場（09年７～９月期）には一時，年率ペースで70万戸強の低レベルまで減少した。ここを最悪期に立ち直りを見せ，10年１～３月期の住宅着工は年率ペースで83.7万戸へ回復したが，年度明け後の10年４～６月期の住宅着工は年率ペースで76.0万戸と不調であり底離れとは言いがたい厳しい状況

第1図　住宅着工戸数（利用用途別）の長期推移

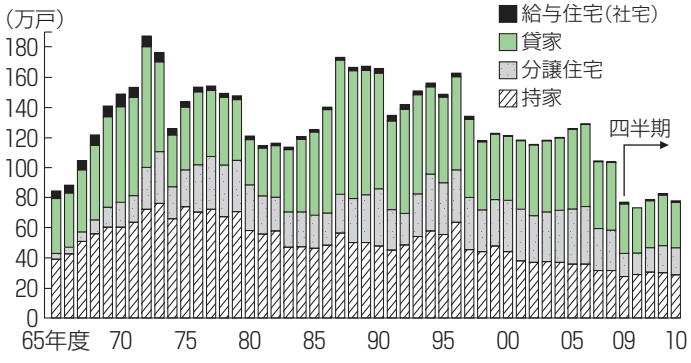

資料　日経NEEEDS FQ(国土交通省)データから作成
(注)　09, 10年度のみ四半期データ, ほかは年度データ。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

である。

また，中古（既存）住宅市場についてであるが，その動向把握を目的とする統計は基本的にはない。そのためもあり，中古市場の規模・動向は見えにくい。そこで５年ごとに行われる総務省『住宅・土地統計調査』の中古住宅入居の世帯数のデータを参照する(注3)。それを踏まえれば，過去10年の中古住宅取得は15万戸から18万戸程度の間で推移してきたとみなされる（第２図）。

中古住宅ストックの蓄積が進み，かつ中古住宅の質も向上してきた一方，新築に比べれば価格は低い。また，利用はきわめて限定的だったが，02年度ごろから住宅性能表示制度や既存住宅保証制度など中古住宅流通の制度的な改善が行われ，中古住宅購入者の安心感を高める方向への行政サイドの動きもあった。このような要因が，前述のように新設住宅着工が低迷したことに比べ，中古住宅の取得が底固く推移した背景になったと考えられる。

なお，着工の変化の背景として，住宅価格・地価の変動に対する住宅取得者の心理面での反応も存在する。本稿では人口・世帯数を住宅需要の要因として重視しているが，住宅価格の先行き見通しや中期的な住宅価格変動に基づく割安・割高感の感覚により住宅取得の盛り上がりと逆に買い控えが形成される。そこにマンションや建売などの分譲住宅を中心に仮需（需要過大視の着工増加）や過剰在庫の発生もあったと認識しておくべきだろう。

第2図　中古住宅の取得戸数の推移

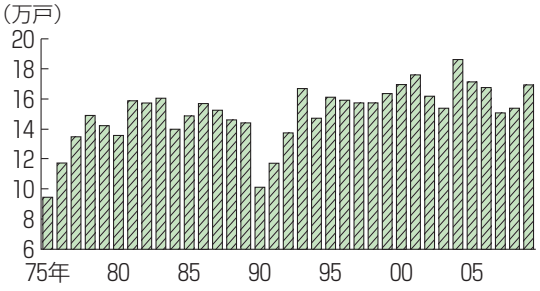

資料　総務省『住宅･土地統計調査』から作成
（注）「住宅･土地統計調査」（5年ごと）の調査年数値（1～9月）は単純年率換算。また，09年は指定流通（レインズ）住宅売買成約数の伸びを基に算出。

（注２）戦後の1947～49年前後に生まれた団塊世代の子供の世代を指して「団塊ジュニア」と称する。明確な生年等の定義はないが，70年代前半に生まれた世代層が一般的に言われる。

（注３）法務省『登記統計』の売買による建物の移転登記件数も参照されるデータの一つである。近年は27～28万件で推移しているが，これには個人の中古住宅取得に該当する登記以外に，①非住宅不動産の登記，②業者・法人間の売買と個人から業者等へ売却が含まれる。一定の前提に基づき①，②を除くと，近年の個人による中古住宅取得に該当する登記は22万件程度と試算される。本稿では「住宅・土地統計調査」のデータを用いる。

（2）　民間借入は増加しているが総住宅借入金残高は伸び止まる

以上のような住宅着工の推移のもとで，家計（個人）の住宅借入金残高がどのように推移したかを見ることとしたい。なお，日銀『資金循環統計』の住宅借入金データ関係から79年以降のものとなる（第３図）。

第3図　家計の住宅借入金残高の推移（公的・民間別）

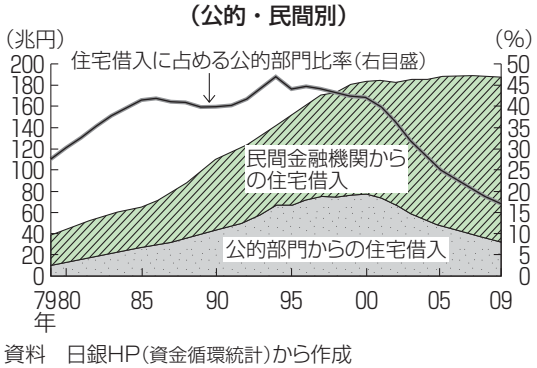

資料　日銀HP（資金循環統計）から作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

住宅借入金残高は，住宅ストックの積み上がりと住宅価格の上昇に沿って増えてきた。

80年度の家計の住宅借入金残高は43.8兆円だったが，85年度には65.1兆円へ増加し，90年度には109.6兆円と100兆円台に乗った。さらに95年度150.8兆円となり，00年度には183.3兆円へと至った。ちなみに，家計の住宅借入金残高の対名目GDP比率は，80年度には17.7％だったのが，00年度には36.4％へ倍増した。

しかし，前述のように00年代に入ると，住宅着工が低位の時期が多かったことに加え，１戸当たりの住宅建築予定額が比較的安定していたこと，および土地価格の下落が続き，マンション等分譲住宅の販売価格も低下したことなどに伴い，新設住宅のローン需要額はそれまでと比べれば弱かった。そのため，住宅借入金残高は180兆円台前半で推移し，伸び悩みを見せた。特に，08，09年度は住宅着工の大幅減少を受け，金融機関は新設住宅にかかるローンの実行で約定弁済分を吸収できなかった。この結果，住宅借入金残高は２年連続で減少した。(注4)

次に，以上の住宅借入金残高の動向を民間金融機関と公的部門に分けて見ることとしたい。

民間金融機関は90年代から個人（リテール）金融戦略を強化し，その柱に住宅ローンを据えた。住宅ローンセンターなど専担チャネルの増設や人員の増員配置などへ経営資源の配分を行い，金利面を含め多様な住宅ローン商品を開発・販売していった。民間金融機関による固定金利型商品の品揃え拡充に加え，政策金利の低下（90年代末から日銀が政策的に誘導するコール翌日物金利が「ゼロ金利」に近い水準で推移する期間が長期化）のもとで民間金融機関が提供する変動金利型住宅ローンの選好増加も家計サイドで見られた。

このような動きを受け，80年度に30.6兆円だった民間金融機関からの住宅借入金残高は一貫して増加を続けた。99年度に100兆円台（103.8兆円）に乗った後，00年度以降も旧住宅金融公庫からの借換えも積極的に取り込みながら残高は純増を続け，09年度末には155.7兆円となっている。

一方，旧住宅金融公庫を中心とする公的部門の住宅貸付の金利条件の優位性は80年代まできわめて大きかった。たとえば，住宅金融公庫の個人向け基準金利は民間住宅ローン金利（固定金利型）に比べ2.5％以上低いことが常態であった。また，90年代に入っても金利条件の優位性が残っていたことに加え，郵便貯金等の「財政投融資」資金が膨張していたもとで景気対策の一環として貸付枠が拡大されることが多く，(注5)その公的部門からの住宅借入金残高は増加基調をたどった。その結果，家計の住宅借入金残高に占める公的部門の比率は94年度には47％台まで上昇した後ピークアウトしたが，その借入金残高は00年度の76.9兆円まで増加を続けた。

しかし，その後は高金利時に取り組まれた住宅金融公庫借入金の借換えが行われ繰上償還が進む一方，01年度からの「財政投

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

融資改革」の流れのもとで，「特殊法人合理化計画（01年12月に閣議決定）」で業務縮小・住宅金融公庫廃止（06年度末）が明確になったことから，公的部門からの住宅借入金残高は00年度の76.9兆円をピークに連続して減少してきた。09年度末には31.5兆円となっており，家計の住宅借入金に占める公的部門の比率は16.8％まで低下した（前掲第３図）。

（注４）（株）不動産経済研究所の調べでは，首都圏・近畿圏を合計したマンション販売価格は90年代が平均4,426万円だったのに対し，00～05年度は3,804万円へ14%低下した。

（注５）93年度から00年４月にかけ「ゆとり償還」に改称し制度運用。貸出当初５年間の元利金返済を軽減するため返済期間を本来より長期にして計算，６年目以降に本来償還期間に戻して計算するため返済額が増加。また11年目以降は金利が引き上げられる商品内容であった。また，98年２月から02年３月にかけ自己資金２割の原則を撤廃し，実質上頭金ゼロを認めることとなった。

なお，旧住宅金融公庫は逆ザヤ等による損失を埋めるため，補給金＋交付金を受けた。81～00年度の累計は8.4兆円にのぼる。

2　住宅市場（需要）の影響要因

（1）　30～44歳層が住宅取得の主要年齢層

ここでは，住宅取得の年齢構成や住宅ストックの蓄積，建替えニーズ，人口移動の状況など，住宅市場に影響すると思われる環境要因の内容について見ていく。

住宅市場は新設住宅と中古住宅に分けられるが，その両者において30歳代（30～39歳）層，およびその年齢層を上に５歳広げた30～44歳層は，主要な取得年齢層となっている。

『住宅・土地統計調査』のデータによれば，調査時点で若干の相違はあるものの，新設住宅の取得において30～44歳層の占めるウェイトはおおむね45～50％程度となっている（第４図）。

また，中古住宅の取得では，50歳代以降の構成比が新設住宅に比べて大きい。これは中古住宅の取得を通じた住み替え需要を反映している部分があると思われるが，30～44歳層の比率も全体の４割強を占め，主要な取得年齢層であることに変わりはない。

したがって，30歳代およびその年齢層を上に５歳広げた30～44歳層の人口動向が，新設と中古の住宅取得に影響を与えることが理解されよう。

また，時系列で比較すれば，住宅取得は若齢化の傾向にある。

世帯主年齢が30歳代前半（30～34歳）の取得者の構成比が上昇し，35～39歳層がピークの年齢層となっている。03年調査では20歳代を含む30歳代層までの構成比が29.6％

第4図　住宅の取得（新築・購入・建替え）世帯の世帯主年齢の分布（構成比）

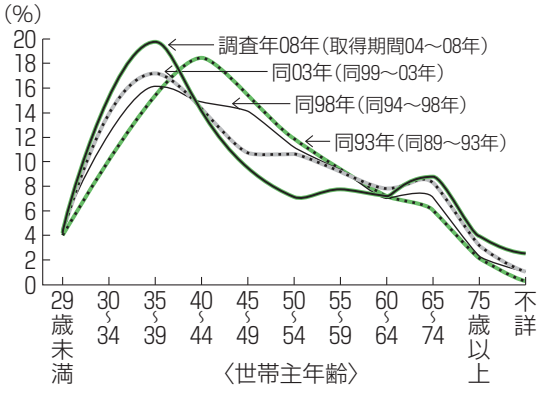

資料　第2図に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

だったのが，08年調査では39.1％へ10ポイント近く上昇している[注6]。また，このような若齢化だけが理由ではないが，雇用者所得の減少もあり，住宅取得者の年収の分布は低年収方向へシフトする傾向が見られる。

（注６）住宅産業団体連合会の「戸建注文住宅の顧客実態調査」でも，世帯主の年齢層では30歳代層の増加傾向が示されている。08年度調査では45.3%を占めており，01年度比13.5%上昇している。

（2） 主要取得年齢層の人口減少に加え世帯数も減少へ

前項で述べたように30～44歳層は住宅取得の主要年齢層であり，住宅需要を考える場合に注目すべきものである。

しかし，先行き10年の間，30～44歳層の人口は減少をたどる。この年齢層から，人口構成上のボリューム・ゾーンの一つとなっている「団塊ジュニア」と言われる世代が，その年齢上昇に伴い抜けて行く。その一方で，80年代からの少子化の影響[注7]が反映され，新たにこの年齢層に入ってくる人口は少ない。この結果，30～44歳層の人口は大きく減少する。

バブル崩壊後の過去20年間の30～44歳層の人口動向を振り返ると，「団塊ジュニア」のこの年齢層への流入によって90年代半ばに増加に転じ，00年度以降の10年間でも約200万人増えたと推計される。

しかし，国立社会保障・人口問題研究所の予測によれば，それが今後10年間は30～44歳層の人口が大幅減少に向かう。すでに減少が始まっている30～39歳層の人口は，09年度の1,839万人から19年度には1,444万人へ２割超，実数にして400万人近く減少する。同様に，30～44歳層の人口も30歳代人口の減少を主因に，09年度の2,700万人から19年度には2,298万人へ約15％，実数にして400万人程度減少すると予測されている（第５図）。

また，世帯数も10年代半ばからピークアウトし減少に転じると予測されている。現状は親世帯からの独立が依然多く増加基調を維持しているが，世帯数の増加率は鈍化している。国勢調査によれば，1960年に2,254万世帯だった一般世帯数[注8]は，05年には4,906万世帯へ約2.2倍弱増加（この間の年平均増加率は1.7％）した。ただし，年間の増加率は90年代前半に団塊ジュニア世代の世帯独立の増加に伴い一時1.5％前後にいったん高まった後，近年は１％程度まで下がってきたと推計[注9]される。国立社会保障・人口問題研究所の予測によれば，一般世帯数の増加の鈍化傾向が続いた後，15年の5,060万世帯をピークに小幅ながら減少に転じると見込まれる（同図）。

このような人口構成の変化や世帯数減少

第5図　30～44歳人口と世帯数の推移と推計

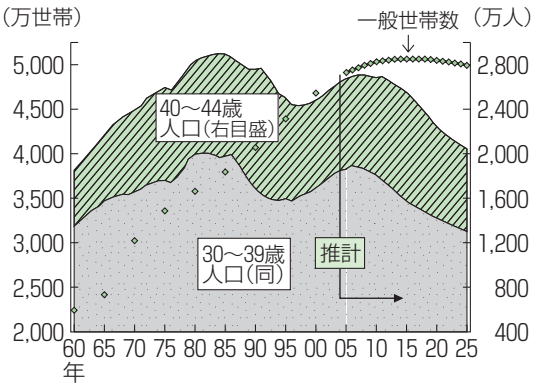

資料　総務省「国勢調査」「人口推計」，推計値は国立社会保障･人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」から作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

による住宅需要への悪影響は避けられない。特に10年代後半以降は，主要な住宅取得年代層である30～44歳層人口の減少が大きくなるとともに，世帯数も減少に転じるという見通しを踏まえれば，住宅取得数の低迷傾向が強くなる可能性は大きいと考える。

（注７）出生数は，「団塊ジュニア」が属する70年代の平均189.4万人から，80年代は平均143.4万人へ46万人減少。さらに90年代は平均120.5万人へ減少し00年代は平均111.6万人となっている。

（注８）一般世帯は居住と生計を一緒にしている集まりおよび単身者で外国人世帯を含む。なお，病院・自衛隊宿舎・矯正施設・寄宿舎等に居住する者は含まない。現在の住民基本台帳法に基づく世帯数は外国人を含まない。

（注９）総務省発表の「住民基本台帳に基づく世帯数」の増加率は直近09年でも1.3%である。これを踏まえれば，国立社会保障・人口問題研究所の予測よりも一般世帯数が減少に転じるのはもう少し先になる可能性がある。

（3） 住宅ストック（戸数や空き家）等の動向

『住宅・土地統計調査』（５年ごとの調査実施）により，高度成長期以来の住宅戸数や空き家などマクロ的な住宅ストックの動向を見てみよう（第１表）。

68年調査で2,559万戸だった全国の住宅戸数は，世帯数の増加を背景に，08年調査では5,759万戸へ2.25倍の増加となった。これに対し一時的現住者等を除く居住戸数は68年の2,420万戸から4,961万戸へ増加したが，住宅戸数の増加が居住戸数を上回り空き家戸数(注10)は増える形となっている。

68年，73年の調査には持家と賃貸住宅等に分けた空き家戸数の調査データがないが，その当時に全体で５％台だった住宅全体の「空き家率＝空き家÷総住宅戸数」は08年には13.1％へ上昇している。

持ち家等の空き家率も緩やかな上昇をたどっており，試算できる78年調査以降で見ると，78年には3.4％だったのが，08年には6.2％となっており，持家等の空き家も300

第1表　住宅戸数や空き家などの住宅事情推移

（単位　万戸，%）

	総住宅数	空き家住宅						居住世帯数				
				うち持家等		うち賃貸・売却用住宅			うち持ち家		うち賃貸住宅	
	戸数	戸数	空き家比率	戸数	空き家比率	戸数	空き家比率	戸数	戸数	持ち家比率	戸数	賃貸比率
68年	2,559	103	5.5	-	-	-	-	2,420	1,459	60.3	960	39.7
73	3,106	172	5.5	-	-	-	-	2,873	1,701	59.2	1,172	40.8
78	3,545	268	7.6	110	3.4	157	11.0	3,219	1,943	60.4	1,269	39.4
83	3,861	330	8.6	140	4.0	183	12.4	3,471	2,165	62.4	1,295	37.3
88	4,201	394	9.4	150	4.0	234	14.3	3,741	2,295	61.3	1,401	37.5
93	4,588	448	9.8	170	4.2	262	14.3	4,077	2,438	59.8	1,569	38.5
98	5,025	576	11.5	211	4.8	352	17.4	4,392	2,647	60.3	1,673	38.1
03	5,389	659	12.2	242	5.2	398	18.8	4,684	2,866	61.2	1,716	36.6
08	5,759	756	13.1	306	6.2	443	20.0	4,961	3,037	61.2	1,774	35.8

資料　第2図に同じ
（注）・空き家比率＝空き家÷総住宅戸数
・持ち家等空き家比率＝持ち家等住宅空き家÷（持ち家世帯数＋持ち家等住宅空き家）
・賃貸･売却用住宅空き家比率＝賃貸･売却用住宅空き家÷（借家世帯数＋賃貸･売却用住宅空き家）
・持ち家比率＝持ち家÷居住世帯数
・賃貸比率＝賃貸住宅戸数÷居住戸数
なお，所有関係不詳の戸数が増えている。
・総住宅数－（空き家＋居住世帯数）の差は，一時的現住者および建築中住宅。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

万戸を超えている。

08年調査と前回（03年，以下同じ）を比べると，居住戸数は277万戸増加したが，住宅戸数はそれを上回る370万戸増えた。その結果，空き家数は前回に比べ97万戸増加し，約756万戸となり，計算上，空き家比率は前回12.2％から一段上昇し，前述のように13.1％となった。ちなみに，賃貸・売却用住宅は08年調査で443万戸となり，同空き家比率＝「空き家÷（借家世帯数＋賃貸・売却住宅空き家）」は20.0％。そのうち賃貸住宅の空き家に限れば409万戸であり，その空き家率は前回より1.0ポイント強上がり18.7％となった。このような２割近い空き家率は，入退居のタイミングのズレを考えても，賃貸住宅の経営採算ラインを割り込む水準である。個別経営での差異は大きいものの，平均的に見て空き家率の上昇傾向は，賃貸住宅経営のマクロ的な需給悪化を示している。

以上の推移から見て，住宅戸数の面に限れば，わが国の住宅ストックは充足状況を迎えているといえよう。

当面は，人口構成上のボリューム・ゾーンとなっている団塊ジュニア世代の住宅取得需要が残存することから，住宅着工を下支えすると考えられる。しかし，15年以降には少子化等の影響から世帯数が減少に転じると予想される。したがって，親世帯からの独立→単身世帯生活（賃貸住宅居住）→結婚・家族増加などによる住宅ニーズの強まり→自己住宅の取得という，これまでの図式に当てはまるような住宅需要は減少していくと見るのが妥当だろう。

住宅余剰の到来と単純には言えないとしても，人口や世帯数の減少により長期的に住宅ストック純増の必要性は低下していく。一方，中古住宅ストックが今後も着実に増えていることにより，その流通が国民経済的にも資源と資産の有効活用という点から重要課題となる。

（注10）当調査には空き家に関する建築経過年数や設備等の情報がないので設備・居住性などから実際に居住可能か，は不明。また，実地調査での誤謬，推計上の誤差もある。

（4） 建替えニーズの動向

各種調査によれば，戸建住宅の建替え前築年数は平均30年強と言われてきた。したがって，鉄骨系を除き築後30年を経年した住宅が増えることは一般的に潜在的建替えニーズの増大につながると考えられてきた。

『住宅・土地統計調査』によれば，築後30年を経過した住宅戸数の増加がうかがわれる。たとえば，98年調査時点においては70年以前に建築され築後28年以上を経た住宅戸数は合計で9.7百万戸，そのうち築後38年以上経た住宅戸数は4.2百万戸だった（建築年不詳は含まない）。それが，直近調査の08年調査時点では80年以前に建築され築後28年以上を経た住宅戸数は15.9百万戸，そのうち築後38年以上を経た住宅戸数は6.9百万戸となっている（第６図）。

以上から，これまでの見方からすれば，建替え時期に差しかかると思われる住宅ストックは増大しているわけであるが，建替えの動きは現状きわめて鈍い。たとえば，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第6図　建築時期別住宅戸数

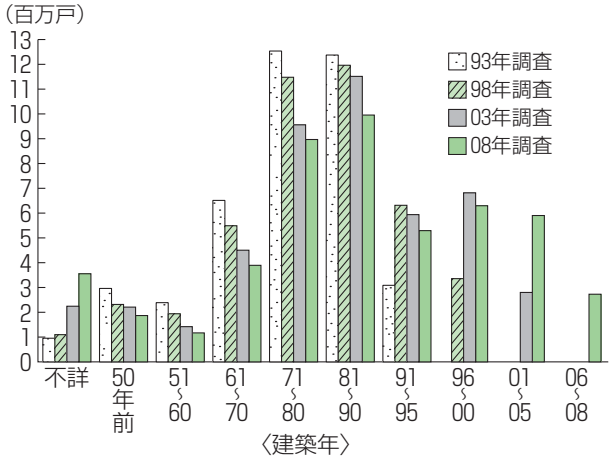

資料　第2図に同じ
（注）　調査年は1～9月累計。

国土交通省『住宅着工による再建築状況の概要』[(注11)]によれば，住宅を新設するにあたって同一敷地内で建替えのため従前の住宅を取り壊し（除却）着工する「再建築」戸数，建替え戸数は減少傾向にある。よって，再建築住宅の住宅着工戸数に占める割合である「再建築率」も低下している。

全体の再建築戸数は90年度に36.1万戸あり，同再建築率も90年代前半まで2割台前半で推移していた。しかし，08年度の再建築戸数は11.2万戸へ減少し，同再建築率も10.8％へ下がっている。持家の再建築に限って見ても，同再建築戸数は90年度前半では16～22万戸という高い水準で推移し同再建築率も3割台半ばだったが，08年度は5.7万戸，同再建築率も18.4％となっている。築後30年以上を経過した住宅ストックは増加しているものの，必ずしも再建築，建替えに結び付いていない。

以上の建替え減少の背景に，建替え前住宅の築後経過年数の長期化があげられる。かつては住宅性能の向上にしたがってスクラップ・アンド・ビルドのペースが速かった住宅建築において変化が生じている可能性がある。㈳住宅生産団体連合会の『戸建注文住宅の顧客実態調査』で見ても，00年度に29.6年だった建替え前住宅の築年数は，07年度には33.3年まで延び，08年度も33.0年と高止まりしている[(注12)]。また，築後40年以上経過の建替えのウェイトが増え，その割合は４分の１を上回っている。

建替え前住宅の築後経過年数が長期化している理由として，耐久性向上により建替え時期の繰延べ・先送りが可能になっている傾向があげられるだろう。

また，所得の長期低迷，高齢化の進行に伴う高齢者（夫婦ないし単独）居住世帯の増加も建替えを顕在化させない要因になっていると思われる。

『賃金構造基本調査』によれば，正社員層に当たる「一般労働者」の年収平均は00年の498万円から09年は471万円へ5.5％減少した。また，『住宅・土地統計調査』によれば，持ち家世帯のなかで世帯主が65歳以上である夫婦および単独の世帯比率は88年に13.6％だったのが，98年は16.9％へ上昇し，さらに08年は23.1％へ２割を超えてきた。

前述のように築後30年以上を経過している住宅ストックの増加により，建替えの潜在的ニーズは増大しているはずである。長期的には高度成長期以降に建築されたマンション等の集合住宅の建替えニーズも顕在化すると予想される。中期的には所得環境に多く影響されるところも大きいが，景気

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

回復に伴い繰り延べされた建替えニーズが顕在化することも期待される。とはいえ，前述の住宅の耐久性向上や高齢化の進行などの面からは建替えの顕在化は慎重に見ていくべきだろう。

逆に居住住宅を耐久資産として維持管理していく必要性は強まる。その点で，ライフステージ・家族構成の変化などに合わせ住宅リフォームのニーズ(注13)もさらに高まっていくと思われる。それは賃貸住宅でも同様である。08年実施の『住宅・土地統計調査』によれば，居住住宅のなかで何らかの腐朽・破損のある住宅は438万戸，全体の8.8％（持ち家では7.1％，賃貸住宅では11.6％）ある。また，過去５年間で増改築・改修工事等を行った住宅は全体の６割超（3,032万戸）にのぼる。腐朽・破損の有無にかかわらず，リフォーム工事が行われていることが分かる。小規模改修も多いと思われるが，住み続けるための一定規模以上のリフォームは増えてくると想定され，リフォーム・ローンは一層重要な貸出機会となると見るべきだろう。

（注11） 住宅の取り壊しのため除却申請後，時間を置いて建築確認を申請した場合には，この再建築の統計に入ってこないと考えられ，除却――新築のタイムラグの差も影響する。

（注12） また，やや古いが，住宅金融公庫・利用者調査の02年度（新築融資編）での建替え前住宅の築年数は31.7年だった。

（注13） 国土交通省が08年度から開始した『建築物リフォーム・リニューアル調査』では，住宅リフォームにかかる受注額は約3.15兆円と推計している。また，同市場規模について菅政権の「新成長戦略」では家具・内装替えを含め６兆円という数字を置いている。

（5） 人口移動の減少見通し

持ち家（自己所有）住宅需要への影響は中期的に少ないが，賃貸住宅への直接的影響を含め，長期的には住宅需要全体に影響することから，住居を変更する人口移動の動向について見ておくこととしたい（第７図）（参考１：推計方法）。

人口移動数は，高度成長期末期の70年代前半に年間850万人レベルへ増加した後，減少傾向をたどったが，80年代半ばから90年代半ばにかけては年間650万人前後で安定推移の時期が続いた。しかし，90年代後半からは再び減少傾向となり，02年に年間600万人を下回り，09年には同530万人へ減少してきた。人口移動数が人口全体に占める割合である移動率（＝人口移動数÷人口）も90年代は５％台前半だったが，09年は4.2％へ低下した。

人口移動は進学・就転職・結婚・住宅取得など様々な要因があげられるが，それには若年人口の変化と景気動向が影響を与えていると考えられる。

そこで，若年人口の指標として新成人（20歳）人口の動向を見ると，01～05年平

第7図　人口移動と新成人（20歳）人口の推移

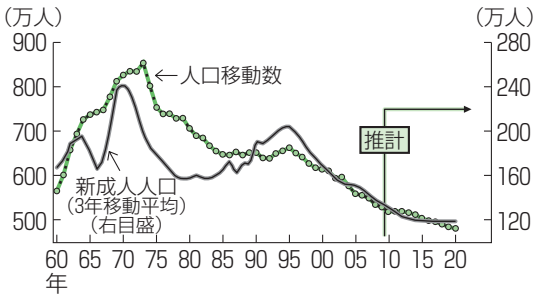

資料　総務省「住民基本台帳・人口移動報告」「国勢調査」「新成人推計」，厚生労働省「生命表」から作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

（参考１）　人口移動の推計

人口移動を回帰分析するに当たり，人口要因として新成人人口（３年移動平均）の前期数値，景気要因として当期と一期前の実質GDP成長率と，一期前の人口移動数を説明変数とする。推計期間は61～09年度で行う。

人口移動数＝定数項＋ａ×一期前の人口移動数＋ｂ×一期前の新成人人口（３年移動平均）＋ｃ
＋ｄ×一期前の実質GDP成長率

時系列変数の変数間に「共和分」の関係（１％有意）が示されたことから，通常の回帰分析を行うことが出来ることが確認された。

推計結果については，各係数の正負は想定されるものであり，ｔ値がそれぞれ有意である。Wald検定により複数回帰係数の統計的信頼性（線形制約）についての問題も小さいことを確認できた。

D.W.比の数値は，1.75であり系列相関の可能性は小さくないが，決定係数や残差項・標準偏差（σ）からは一定の信頼性を置くことができると思われる。

人口移動の推計式結果

被説明変数	推計期間:70～09年度	
	係数	t値
定数項	34.888	△2.44**
一期前の人口移動数	0.814	30.70***
新成人人口(3年移動平均)	0.393	4.57***
実質GDP成長率	2.22	3.49***
一期前の実質GDP成長率	2.364	3.70***
調整済決定係数 D.W.比 ／ Wald検定 残差項･標準偏差(σ)	0.985(F検定=717.3***) 17.5 ／ 96.79*** 10.558	

（注）　***, **, *は，それぞれ1%水準，5%水準，10%水準で有意（帰無仮説が棄却）であることを示す。

均が152万人だった新成人（20歳）人口は，06～10年は平均138万人へ減少。さらに，10年代は120万人台前半から緩やかな減少が続き，10年代後半は120万人を割り込む見通しである。

新成人人口や成長率（景気）を説明変数とする回帰式を基に，シミュレーションすると，景気が持ち直して成長率が高まれば人口移動が促される側面もあるが，前述のような若年人口の減少により人口移動の低下傾向はさらに進行すると予測される。

経済成長率が大きく回復しない限り，若年人口の減少の影響を受け，人口移動数は低迷し，10年代後半以降は500万人を割り込む水準（480万人前後）まで減少すると試算される。

3　住宅市場の長期展望（試算）

(1)　回帰分析による影響要因の統計的検証

高度成長期以降の住宅着工戸数を，人口的要因，景気要因，金利コスト要因等から回帰分析し，それら要因の影響力を検証する。それを踏まえ，シミュレーション（将来推計）を参考までに行う。(注14)

推計式は，人口的要因として，①主要な住宅取得年齢層である30～44歳層の人口，②居住戸数を規定する一般世帯数の変化（５年前との差），景気要因として，③実質GDP成長率，住宅取得コスト要因として，④住宅ローン金利（旧住宅金融公庫の個人向け基準金利および都銀・変動性住宅ローン金

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

利），および07年度の改正建築基準法施工の影響と09年度の世界同時不況の影響（ダミー変数）を説明変数とする。また，住宅着工の慣性的性質を考え，⑤一期前の住宅着工戸数を説明変数として入れる。

「住宅着工戸数」

＝定数項＋ａ×一期前の住宅着工戸数＋ｂ×30～44歳層の人口＋ｃ×一般世帯数の変化＋ｄ×実質GDP成長率＋ｅ×住宅ローン金利＋ダミー変数

簡単に推計の過程と結果を説明する。

「見せかけの回帰分析(Spurious Regression)」の可能性を検証するため，前述の変数の「単位根テスト」(注15)を行った。ディッキー・フラー（Dickey―Fuller）検定により，30～44歳層人口は１％基準で有意であり単位根仮説が棄却され定常変数であることが結論されたものの，他の住宅着工戸数，世帯数変化，実質GDP成長率，住宅ローン金利は単位根を持つ非定常変数であることが示された。そこで推計式に用いる変数間に「共和分」の関係が見られるかを複合仮説検定すると，弱いながら共和分の関係（10％有意）にあることが示された。これにより，通常の回帰分析を行うことが出来ることが確認された。

推計期間は1961～09年度を行うとともに，高度成長期が終わった後の80～09年度でも行った（第２表）。

推計結果の表の①，②については成長率，住宅ローン金利や二つのダミー変数の係数のｔ値がやや低いものの，各係数の正負は想定されるものであり，かつ有意である。よって，その個別の説明変数の係数が

第２表　住宅着工戸数の回帰分析の推計結果

非説明変数	推計期間:60～09年度=①		推計期間:80～90年度=②	
	係数	t値	係数	t値
定数項	−72.190	−2.99***	−321.361	−4.88***
前年度住宅着工戸数	0.623	7.25***	0.404	3.53***
30～44歳人口(5年移動平均)	0.043	4.01***	0.140	5.50***
世帯数変化(5年前比)	0.676	2.67**	2.753	4.16***
実質経済成長率	2.717	3.87***	2.837	2.68**
住宅ローン金利	−4.625	−2.55**	−13.004	−4.95***
07年度ダミー（改正建築基準法ショック）	−26.461	−2.20**	−21.284	−2.30**
09年度ダミー(不況ショック)	−25.874	−2.30**	−24.838	−2.39**
調整済決定係数 D.W.比　／WALD検定 残差項標準偏差(σ)	0.888(F検定=46.57**) 1.88　／　39.09*** 10.98		0.902(F検定=29.18**) 2.50　／　62.46*** 8.06	
被説明変数	推計期間:60～09年度=③		推計期間:80～90年度=④	
	係数	t値	係数	t値
定数項	−162.932	−5.29***	−389.182	−5.05***
30～44歳人口(5年移動平均)	0.0982	8.96***	0.171	5.08***
世帯数変化(5年前比)	1.894	6.68***	0.440	7.66***
実質経済成長率	1.441	1.42*	2.913	2.91***
住宅ローン金利	−3.944	−1.46**	−12.823	−4.01**
2007年度ダミー（建築基準法ショック）	−22.890	−1.34	−12.882	−1.18
09年度ダミー(不況ショック)	−39.367	−2.27**	−17.915	−1.44
調整済決定係数 D.W.比　／WALD検定 残差項標準偏差(σ)	0.745(F検定=20.46**) 1.83　／　122.77*** 16.39		0.847(F検定=21.33**) 1.50　／　127.951*** 9.87	

資料　筆者作成
（注）　***、**、*はそれぞれ1%水準，5%水準，10%水準で有意(帰無仮説が棄却)であることを示す。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

示す影響度には一定の信頼性を置くことができると思われる。また，Wald検定により複数回帰係数の統計的信頼性（線形制約）についての問題も小さいことを確認できた。D.W.比の数値は，②に比べ，①においては系列相関の可能性が小さいことを示している。

しかし，残差項・標準偏差（σ）は両者の期間ともに，かなり大きい値となっている。前者の期間に比べて後者の期間の方が小さいが，95％信頼区間（$\pm 2\sigma$）は前者で45.8万戸，後者でも35.4万戸と大きい。

なお，07～09年度に住宅着工は急激に落ち込んだが，07年度の建築基準法改正に伴う混乱や09年度は世界同時不況に伴うショックの影響をダミー変数の係数によって見ると，建築基準法改正に伴う混乱のショックが26.4万戸，世界同時不況に伴うショックが25.8万戸と，下振れの効果がそれぞれあったと理解される。

表面的な推計結果は，前者①の期間の推計より後者②の期間の推計には良い面があるように思われる。しかし，後者期間の推計結果では定数項がきわめて大きいマイナス数値となっているため，人口要因がマイナスに作用するようになると，シミュレーションで予測数値がマイナスに転じてしまうなど，実際には起こりえない問題が見受けられる。

次に，一期前のラグ変数である前年度住宅着工戸数を除いた形で推計③，④を行った。係数についてのｔ値が低下ないし有意でない結果となるなど，その推計式の信頼性は低い。

以上から参考として行うシミュレーションでは61～09年度の期間での推計式①を使うこととする。(注16)

（注14） 計量分析ソフトウエアは，OxMetrics 社のPcGiveを使用。

（注15） 単位根がある時系列変数は平均や分散などの確率的性質が時間経過とともに変化し，一定の値から離れていくトレンドを持つ。このため回帰分析を行った場合，見せかけの当てはまりの良さなどを示す問題が生じる。ただし，単位根がある変数でも変数間の長期的関係が安定均衡的で時間経過でも乖離が拡大しない＝「共和分」であれば，回帰分析を行うことが許容される。「PcGiveによる時系列分析入門」参照。

（注16） 表中には出していないが，88年度，96年度の消費税導入および税率引上げ前の駆け込み需要の可能性についてダミー変数を入れた推計を行ったが，想定に反して，そのｔ値は有意でなかった。よって，第２表には消費税率引上げ前の駆け込み着工のダミー変数は推計式には入れていない。

（2） 住宅着工のシミュレーション等住宅市場の見通し

以上を踏まえ，先行き10年の30～44歳年齢層の人口や世帯数，経済・金融見通しを前提に回帰分析の推計式に基づくシミュレーションなどを行う（第８図）。

第8図　新設住宅着工の推計と予測

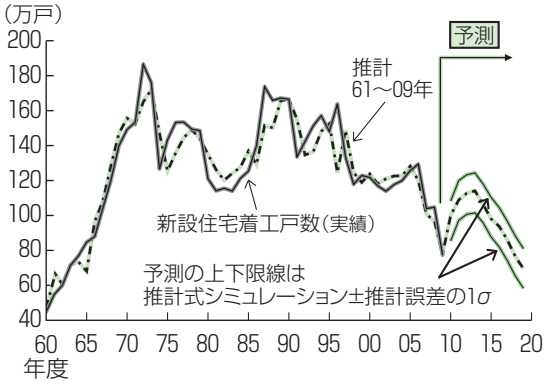

資料　推計式に，国立社会保障･人口問題研究所の人口･世帯数予測，成長･金利シナリオを外挿し予測。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

住宅着工戸数のシミュレーションを行うにあたって，その前提となる経済・金融の見通しのシナリオ（数値）は第３表のとおりである（参考２）。

シミュレーションでは，中期的に110万戸台のレベルへ回復すると予測される。しかし，10年代後半からは30～44歳人口の減少継続と一般世帯数などの人口要因がマイナス作用として働くとともに，成長率の低迷や金利が現在より上昇することが影響し，19年度には70万戸割れの69万戸という試算結果となる。

推計誤差（±1σ）を勘案しその上下の幅を見ても，10年代後半は不況によるショックの影響を受ける現状を下回る可能性がかなり大きいと考えられる。

以上が推計式に基づくシミュレーション結果ではあるが，住宅着工の長期見通しは厳しいものとなっている。

なお，上記のシミュレーションでは建替え需要の顕在化は織り込まれていない。70年代後半以降に建てられた木造住宅のほ

（参考２） 経済・金融の見通し

１　マクロ経済シナリオ

中期的（３～４年間）に，日本経済は需給ギャップ（５％程度）解消の過程で潜在成長率（１％程度）を上回る２％台の成長が続くシナリオをベース・ライン予測とする。

世界経済は景気回復過程をたどってきており，日本経済も海外需要の回復の好影響により持ち直しの過程にある。景気回復ペースの鈍化・踊場形成の観測も見られるが，金融，財政の両面でのてこ入れもあり，景気回復が大きく崩れることはないということを基本的な想定とする。

とはいえ，企業は雇用拡大に慎重であり，中期的な雇用姿勢は弱い。これは，海外展開の進展やコスト管理強化，IT利用等による労働の効率化などの経営戦略に基づくものであり，労働市場は冷え込みから脱しきれないという見方にならざるをえない。雇用の好転は限定的と見ておくべきだろう。また，アジアなど新興国経済の成長の取り込みによる外需拡大の期待はあるが，国内生産・輸出の形態から海外生産へのシフトが進行すると見込まれることは，日本経済へのマイナス作用として認識しておく必要がある。

以上から内需主導の安定成長軌道に乗るには雇用・所得の回復を後押しする材料が乏しく力強さに欠け，中期的に２％台の低成長の水準にとどまるという想定になる。

長期的な潜在成長力へ影響・懸念される要因として，主要な働き手層である15～64歳層人口である「生産年齢人口」の減少がある。生産年齢人口は95年をピークに09年までに累計ですでに6.7％の減少となっているが，今後10年間に関しては，さらに１割近い減少が見込まれる。生産年齢人口の大幅減少に伴い労働力人口の減少は避けられないが，就業環境や制度の整備・改善による労働力率の引上げで補える部分もあり，経済成長の決定的なボトルネックにはならないと想定する。

一方，企業の設備投資は世界同時不況に伴う急減から底打ちしつつあるものの，依然低迷状態にある。しかし，中長期的には省力化・コスト節減・高機能化などの投資に加え環境規制対応・省エネルギー指向の投資が増加し，資本ストックの更新が日本経済の成長と生産性向上の両面について寄与をすると想

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第3表　マクロ経済と金利の前提（シナリオ）

				08年度	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
						見通し									
(実質)GDP 前年比		上限	(%)	-	-	3.0	3.2	3.5	3.5	2.5	1.5	2.5	2.0	1.5	1.5
		ベース	(%)	△3.7	△1.9	2.3	2.6	2.5	2.5	1.5	1.0	2.0	1.5	1.0	1.0
		下限	(%)	-	-	1.0	1.2	1.5	1.5	0.5	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0
金利見通しとその前提	短期プライムレート（期中平均）	上限	(%)	-	-	1.475	1.675	1.875	2.375	2.625	2.625	2.625	2.625	2.625	2.625
		ベース	(%)	1.742	1.475	1.475	1.475	1.675	1.875	2.125	2.375	2.375	2.375	2.375	2.375
		下限	(%)	-	-	1.475	1.475	1.475	1.475	1.675	1.875	1.875	1.875	1.875	1.875
	新発10年国債利回り（期中平均）	上限	(%)	-	-	1.60	1.80	2.00	2.20	2.40	2.60	2.80	3.00	2.80	2.80
		ベース	(%)	1.46	1.36	1.43	1.59	1.75	2.00	2.20	2.40	2.50	2.50	2.25	2.25
		下限	(%)	-	-	1.20	1.30	1.40	1.50	1.60	1.70	1.80	1.90	1.90	1.90
	無担保コールレート	ベース	(%)	0.31	0.10	0.10	0.10	0.25	0.50	0.75	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	コアCPI	ベース	(%)	△1.2	△1.6	△1.3	△0.7	0.2	0.5	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

定する。したがって，2010年代半ば以降にかけても，１％程度の潜在成長率の水準の成長はかろうじて維持できるものと考える。

なお，財政悪化に歯止めをかけるため，歳出の緊縮と税収引上げが中期的に具体化される可能性が大きい。景気への悪影響が懸念されるとともに，住宅減税の圧縮や消費税率引上げなどを通じ住宅取得意欲への影響もあろうが，本稿ではその実施時期が不透明であることもあり，その影響を織り込まない。また，本文１（1）で述べたように住宅価格，地価の変動に伴い住宅購入の盛り上がりと逆に買い控えが形成され，それによって住宅需要の動きが拡幅される可能性は見通し上織り込まない。

2　金利環境

金融政策に影響する物価の状況については，需給ギャップを背景に，デフレ圧力は強い。また，円高の高進・定着によるデフレの下押し作用も懸念される。

このような状況を受け，日銀は10年10月の金融決定会合で，消費者物価の１％程度までの上昇が見通せるまで政策金利を「0～0.1％」とする等の追加緩和策を決めたが，消費者物価（全体から生鮮食料品を除く）が前記水準までに戻るには３年前後要すると予測する。したがって，現行の政策金利が少なくとも12年度中までは継続すると見込む。

13年度以降は，低成長ながら成長率が盛り返し安定化するとともに消費者物価がプラスに浮上することから，政策金利の引上げプロセスに入っていくと予測する。これに伴い，長短市場金利も緩やかに上昇していくことから，住宅ローン金利も小幅上昇することが想定する。

日本の財政状況の悪化は当面進行するが，日本国債への信認が崩れ国内投資家に支えられた需給が極度に不安定化して，長期金利が大きく跳ね上がるリスク・シナリオは想定しない。

2010年代後半は，デフレ状態からは脱するが，低い潜在成長率近辺での景気にとどまることから，政策金利は横ばい圏内で推移すると想定する。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

か，それ以前の高度成長期の建築のマンション等の集合住宅の建替えも進むと想定されることは，住宅着工の底上げ要因として期待される。

一方，「新成長戦略」に明記されたような制度の改善・整備などが進むことに伴う中古住宅の流通増大，リフォーム工事の活発化による住宅寿命（耐用年数）の長期化は，個人住宅の需要・投資という点では同じ面があるにせよ，新築住宅から中古住宅のシフトをもたらし住宅着工の抑制要因になる可能性もある。

以上のような上振れ・下振れの要素はあるが，住宅取得の主要年齢層人口や一般世帯数の減少などの人口的要因に照らして考えれば住宅需要の低迷は避けられないし，さらに所得・雇用創出に関係する景気（成長）低迷要因も住宅投資を抑制する方向に作用すると考えるのが妥当だろう。

おわりに

すでに90年代半ばから主要な働き手層である15～64歳の生産年齢人口の減少は始まっており，マクロ的実証分析の上から成長抑制要因として作用していたといわれる。しかし，少子・高齢化の進行が目に見える形で日本経済へのダメージとして強く表れてくるのは本当のところ，これからである。その一つとして，住宅市場も無縁ではない。

住宅取得の主要年齢層である30～44歳層人口が大幅減少へ向かうとともに，世帯数は頭打ちから10年代半ばからは減少に転じると予測されている。これらによって住宅需要の低迷は避けられないだろう。現状の住宅着工の落ち込みは世界同時不況のショックに伴う異例のものであり，中期的に住宅市場には回復の動きが見込まれるようが，10年代後半は再び低迷を迎える懸念が大きい。

住宅ローン需要も中期的には立ち直りを見せるものの，10年代後半は再び縮小すると考えられる。とはいえ，新築，中古を合わせた住宅ローンの取組みニーズは長期的にも15～20兆円規模を維持する大きな貸出マーケットであり，良質な住宅ローンを獲得するための推進は引き続き重要である。

一方，一定の耐久性・質を持つ中古住宅ストックは着実に増えている。それを資源・資産として維持管理し，流通（売買）を活性化して有効活用していくことが求められている。菅政権の新成長戦略にも取り上げられたように，中古住宅ストックの活用に向けて行政サイドの支援は強化されることは明らかであり，それにあわせた中古住宅ローンやリフォーム・ローンの取組強化がリテール金融の一つの課題として認識する必要があろう。

住宅ローンは顧客との生涯取引の収益獲得に欠かせない商品である。住宅ローンを獲得することが出来るか否かが，その後の取引深耕の可能性に大きな影響を与える。

住宅ローン市場ではさらなる競合激化が予想されるが，長期にわたる住宅ローン取引からの他金融取引への波及・総合取引へ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の展開のメリットも大きく，今後も重要なリテール推進のかなめであることは間違いない。

＜参考資料・参考文献＞

・D.F.ヘンドリー，J.A.ドーニック（2006）『Pc Giveによる時系列分析入門（訳・解説　市川博也）』日本評論社
・佐藤和男，大垣晏己，高頭秀雄（2009-2010）「戦後住宅税制史概説」『土地総合研究』2009年夏号，2009年秋号，2010年冬号
・沼上幹（2009）『経営戦略の思考法』日本経済新聞出版社
・渡部喜智「中古（既存）の現状と課題」『金融市場』2010年10月号
・総務省『住宅・土地統計調査』
・国土交通省「住宅着工統計による再建築状況の概要」
・国土交通省「住宅市場動向調査」
・「特殊法人等改革推進本部参与会議」（8回，9回）資料
・（社）住宅生産団体連合会「戸建注文住宅の顧客実態調査」
・2010年6月18日付閣議決定「新成長戦略について」
・農林中金総合研究所「2010～11年度経済見通し」

（わたなべ　のぶとも）

発刊予定のお知らせ

農林漁業金融統計2010

A4判，160頁
頒価　2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

〈頒布取扱方法〉

編　　集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794
発　　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2
頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8　TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

〈発行予定〉　2011年1月

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(69)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(69)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(69)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(70)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定……(70)
6. 農業協同組合　主要勘定……(70)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(72)
8. 漁業協同組合　主要勘定……(73)
9. 金融機関別預貯金残高……(73)
10. 金融機関別貸出金残高……(74)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3233）7746
ＦＡＸ 03（3233）7794

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2005. 8	**40,691,335**	**4,680,045**	**15,473,295**	**1,216,944**	**37,482,258**	**14,813,201**	**7,332,272**	**60,844,675**
2006. 8	**38,382,943**	**4,703,024**	**22,746,266**	**399,648**	**45,535,772**	**9,523,532**	**10,373,281**	**65,832,233**
2007. 8	**39,060,453**	**4,630,189**	**17,683,308**	**1,085,300**	**37,692,214**	**11,713,325**	**10,883,111**	**61,373,950**
2008. 8	**38,980,254**	**4,999,290**	**14,638,497**	**1,410,575**	**35,820,998**	**8,220,788**	**13,165,680**	**58,618,041**
2009. 8	**38,044,485**	**5,409,377**	**23,530,676**	**1,216,001**	**44,007,072**	**11,549,728**	**10,211,737**	**66,984,538**
2010. 3	38,885,629	5,611,743	23,457,306	1,932,159	43,991,315	12,844,462	9,186,742	67,954,678
2010. 4	39,395,304	5,603,308	22,629,084	776,125	45,260,995	12,627,366	8,963,210	67,627,696
2010. 5	39,511,639	5,601,422	22,264,619	1,275,136	44,086,413	12,737,175	9,278,956	67,377,680
2010. 6	39,057,853	5,598,980	23,934,260	915,435	46,318,082	12,413,549	8,944,027	68,591,093
2010. 7	39,288,746	5,600,945	24,403,686	1,242,430	46,091,540	13,040,874	8,918,533	69,293,377
2010. 8	39,331,362	5,590,377	24,351,961	1,102,348	46,834,763	12,312,959	9,023,630	69,273,700

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2010年8月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	32,132,244	-	424,195	62	122,020	-	32,678,520
水産団体	1,160,380	-	69,524	2	2,394	-	1,232,299
森林団体	6,171	9	6,543	16	90	-	12,829
その他会員	1,181	-	1,673	0	-	-	2,854
会員計	33,299,975	9	501,935	79	124,503	-	33,926,502
会員以外の者計	709,111	82,667	237,728	109,046	4,252,205	14,104	5,404,861
合計	**34,009,086**	**82,677**	**739,662**	**109,125**	**4,376,708**	**14,104**	**39,331,363**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計 348,699百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2010年8月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	61,380	4,001	76,942	-	142,323
	開拓団体	162	18	-	-	180
	水産団体	11,031	2,824	9,714	37	23,606
	森林団体	2,376	6,408	1,622	20	10,427
	その他会員	619	207	40	-	866
	会員小計	75,568	13,459	88,318	57	177,403
	その他系統団体等小計	105,624	23,108	34,207	16	162,955
	計	181,192	36,567	122,525	73	340,358
関連産業		1,954,122	41,198	1,146,104	4,914	3,146,338
その他		8,646,584	4,632	174,997	50	8,826,263
合計		**10,781,898**	**82,397**	**1,443,626**	**5,037**	**12,312,959**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

4. 農林中央金

（貸方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2010. 3	5,442,439	33,443,190	38,885,629	-	5,611,743
4	5,716,341	33,678,963	39,395,304	-	5,603,308
5	5,752,946	33,758,693	39,511,639	-	5,601,422
6	5,093,145	33,964,708	39,057,853	-	5,598,980
7	5,200,479	34,088,267	39,288,746	-	5,600,945
8	5,312,968	34,018,394	39,331,362	3,000	5,590,377
2009. 8	5,492,261	32,552,224	38,044,485	2,000	5,409,377

（借方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2010. 3	153,643	1,778,516	43,991,315	14,117,244	78	-	88,795
4	71,378	704,747	45,260,995	15,007,995	89	-	81,933
5	114,322	1,160,813	44,086,413	15,366,934	2,102	-	77,998
6	88,071	827,363	46,318,082	18,282,757	2,125	-	76,569
7	60,279	1,182,150	46,091,540	17,834,475	6,191	-	82,525
8	101,683	1,000,664	46,834,763	17,202,779	7,768	-	82,397
2009. 8	119,429	1,096,571	44,007,072	13,479,369	1,038	-	91,148

（注） 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2010. 3	51,187,035	49,746,594	727,652	714,927	1,635,997
4	51,623,015	50,088,102	800,818	764,926	1,647,119
5	51,821,748	50,323,828	755,733	764,927	1,647,119
6	52,846,306	50,953,440	718,340	764,927	1,660,670
7	52,843,971	51,119,420	861,280	764,928	1,677,703
8	53,073,215	51,236,811	810,745	764,924	1,685,337
2009. 8	52,017,617	50,018,731	656,713	580,989	1,505,687

（注） 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2010. 2	25,625,521	59,379,248	85,004,769	526,531	355,694
3	25,572,759	58,904,439	84,477,198	536,325	362,370
4	25,793,575	59,010,039	84,803,614	534,027	358,580
5	25,567,311	59,275,836	84,843,147	548,739	371,229
6	25,912,834	60,073,481	85,986,315	525,078	346,693
7	25,449,314	60,394,440	85,843,754	531,306	352,887
2009. 7	24,837,854	59,643,166	84,481,020	547,646	379,927

（注） 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
935,900	4,277,171	3,425,909	14,818,326	67,954,678
772,921	5,097,513	3,425,909	13,332,741	67,627,696
855,100	5,271,018	3,425,909	12,712,592	67,377,680
765,300	6,358,902	3,425,909	13,384,149	68,591,093
820,702	6,137,303	3,425,909	14,019,772	69,293,377
686,842	6,230,810	3,425,909	14,005,400	69,273,700
741,000	5,056,487	3,421,370	14,309,819	66,984,538

貸出金				コール・ローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
11,167,417	1,581,423	6,824	12,844,462	1,302,550	7,884,114	67,954,678
11,017,025	1,522,372	6,035	12,627,366	1,175,883	7,787,238	67,627,696
11,104,928	1,548,434	5,815	12,737,175	1,181,023	8,095,832	67,377,680
10,822,230	1,508,792	5,956	12,413,549	1,020,128	7,921,775	68,591,093
11,450,510	1,501,606	6,231	13,040,874	1,020,924	7,891,419	69,293,377
10,781,898	1,443,626	5,037	12,312,959	1,002,335	8,013,528	69,273,700
9,810,584	1,640,924	7,070	11,549,728	1,226,897	8,983,803	66,984,538

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
65,048	28,933,832	28,832,497	-	353,324	17,241,244	7,123,102	1,531,531
71,864	29,668,554	29,570,897	2,000	385,208	16,658,045	7,026,618	1,526,794
61,328	30,016,864	29,921,883	2,000	396,637	16,562,099	7,045,773	1,515,241
61,789	31,086,527	30,986,274	12,000	397,089	16,480,567	6,929,170	1,498,824
63,401	31,062,848	30,963,814	2,000	396,174	16,550,194	6,934,112	1,488,386
61,293	31,284,443	31,182,886	2,000	402,053	16,556,034	6,934,599	1,488,900
58,995	29,191,612	29,083,035	6,000	409,003	16,892,374	7,058,792	1,535,773

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
357,462	57,220,898	57,015,898	4,990,689	1,644,639	23,766,166	254,900	733
373,061	56,597,322	56,368,801	5,021,101	1,681,442	24,016,461	254,756	727
394,641	56,998,711	56,782,807	4,937,102	1,621,155	23,975,001	255,984	722
388,730	56,967,217	56,748,776	4,854,359	1,548,076	24,128,873	256,044	722
390,619	58,145,376	57,930,539	4,790,861	1,505,437	24,114,110	256,149	722
385,525	58,079,310	57,863,915	4,784,333	1,505,159	24,135,452	255,763	722
384,863	57,008,735	56,768,959	4,898,780	1,567,576	23,881,916	270,285	740

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2010．5	2,006,642	1,371,979	3,417	56,420	13,693	1,260,847	1,238,122	160,685	594,196
6	2,031,610	1,393,133	3,417	56,422	13,636	1,284,052	1,261,370	158,387	598,025
7	2,029,222	1,398,172	3,416	56,449	13,556	1,280,472	1,256,935	158,007	599,739
8	2,021,114	1,394,698	3,416	56,554	14,306	1,275,391	1,251,610	154,771	599,120
2009．8	2,004,776	1,372,955	3,539	55,305	13,791	1,246,579	1,221,491	161,452	603,088

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2010．3	893,720	504,724	146,413	115,061	118,504	8,164	849,363	838,349	4,802	219,233	7,431	162
4	878,741	503,151	149,181	116,539	118,575	7,060	833,654	821,304	4,796	221,828	8,471	162
5	878,853	502,884	151,917	118,197	118,619	7,549	828,112	815,824	4,796	223,181	8,452	162
6	883,170	502,538	155,380	119,700	118,669	8,275	829,631	817,550	4,776	224,150	8,556	162
2009．6	885,948	505,846	158,471	118,298	118,077	8,132	837,307	825,576	4,200	224,933	8,746	163

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。（2009年4月より共済借入金を含まない）
3 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金。（2009年4月より共済貸付金を含まない）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2007. 3**	**801,890**	**496,044**	**2,487,565**	**1,936,818**	**546,219**	**1,113,773**	**160,673**
	2008. 3	**820,756**	**509,860**	**2,525,751**	**1,956,991**	**555,619**	**1,137,275**	**163,300**
	2009. 3	**833,096**	**508,917**	**2,575,584**	**2,002,165**	**560,995**	**1,154,531**	**163,634**
	2009. 8	847,338	520,176	2,523,539	2,016,436	567,263	1,175,029	165,932
	9	841,264	512,134	2,536,077	2,016,367	568,845	1,173,981	166,372
	10	845,741	514,248	2,496,707	2,016,193	568,561	1,175,306	166,267
	11	844,375	512,717	2,545,976	2,023,462	568,507	1,173,422	166,063
	12	853,057	520,050	2,534,595	2,043,112	577,352	1,185,688	168,005
	2010. 1	847,735	515,434	2,541,101	2,028,975	572,000	1,177,279	167,212
	2	850,048	517,091	2,550,103	2,043,890	574,687	1,183,145	168,014
	3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336
	4	848,037	516,230	2,615,920	2,073,746	569,910	1,188,482	168,807
	5	848,431	518,217	2,639,017	2,077,071	568,402	1,185,709	168,756
	6	859,863	528,463	2,627,392	2,089,368	573,245	1,196,877	170,676
	7	858,437	528,440	2,583,335	2,073,691	569,539	1,192,613	170,448
	8	P 859,469	530,732	2,591,522	2,072,321	567,893	1,196,705	P 170,940
前年同月比増減率	**2007. 3**	**1.7**	**1.9**	**△0.8**	**2.5**	**0.9**	**2.0**	**0.8**
	2008. 3	**2.4**	**2.8**	**1.5**	**1.0**	**1.7**	**2.1**	**1.6**
	2009. 3	**1.5**	**△0.2**	**2.0**	**2.3**	**1.0**	**1.5**	**0.2**
	2009. 8	1.7	0.5	2.3	2.2	1.7	1.6	0.6
	9	1.6	0.4	1.7	2.9	2.3	1.7	0.7
	10	1.7	0.5	0.7	3.8	3.2	2.3	1.3
	11	1.5	0.2	1.2	3.1	2.5	2.0	1.4
	12	1.7	0.7	1.8	2.8	2.7	1.8	1.6
	2010. 1	1.7	0.5	1.8	3.1	2.7	2.0	1.8
	2	1.5	0.3	1.6	2.9	2.6	1.8	2.1
	3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3
	4	1.3	0.9	2.3	3.0	1.0	1.8	2.4
	5	1.3	1.5	3.7	2.9	0.7	1.8	2.5
	6	1.4	1.5	2.2	2.6	0.7	1.8	2.9
	7	1.6	1.7	1.8	3.1	0.7	2.0	3.1
	8	P 1.4	2.0	2.7	2.8	0.1	1.8	P 3.0

（注）1 農協，信農連は農林中央金庫，信用金庫は信金中央金庫調べ，信用組合は全国信用組合中央協会，その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は，月次数値の公表が行われなくなったため，掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2007. 3**	**212,166**	**51,529**	**1,808,753**	**1,442,604**	**416,504**	**634,955**	**93,670**
	2008. 3	**215,985**	**52,468**	**1,804,791**	**1,480,672**	**426,428**	**635,433**	**93,828**
	2009. 3	**223,750**	**56,420**	**1,897,811**	**1,544,616**	**432,999**	**648,785**	**94,073**
	2009. 8	226,780	55,230	1,825,420	1,522,732	429,783	641,254	93,400
	9	226,289	55,180	1,820,787	1,531,553	434,298	644,596	93,802
	10	226,077	57,354	1,813,169	1,528,779	432,084	642,985	93,764
	11	226,095	56,773	1,811,129	1,523,166	430,611	640,200	93,733
	12	225,258	56,714	1,819,008	1,537,588	436,304	646,571	94,401
	2010. 1	225,004	57,004	1,806,900	1,533,707	434,297	641,725	94,100
	2	225,035	56,437	1,803,743	1,532,833	434,000	640,894	94,186
	3	226,773	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025
	4	225,826	54,998	1,777,889	1,531,534	428,340	635,021	93,768
	5	227,369	55,306	1,766,880	1,530,272	427,572	634,292	93,495
	6	227,205	54,304	1,774,424	1,529,096	427,186	634,261	93,405
	7	227,403	54,457	1,762,812	1,539,053	428,740	636,198	93,669
	8	P 227,218	54,457	1,758,107	1,534,496	426,945	633,071	P 93,505
前年同月比増減率	**2007. 3**	**2.3**	**3.0**	**△3.0**	**3.0**	**1.6**	**1.3**	**0.6**
	2008. 3	**1.8**	**1.8**	**△0.2**	**2.6**	**2.4**	**0.1**	**0.2**
	2009. 3	**3.6**	**7.5**	**5.2**	**4.3**	**1.5**	**2.1**	**0.3**
	2009. 8	3.6	4.9	1.0	2.5	1.2	1.2	0.1
	9	3.0	4.1	1.1	2.6	1.6	1.0	0.1
	10	2.9	5.0	△1.2	2.2	1.5	1.1	0.4
	11	2.8	3.1	△2.6	0.9	0.7	0.2	0.1
	12	2.7	1.1	△4.5	0.0	0.6	△0.4	△0.1
	2010. 1	2.6	0.3	△4.2	0.1	0.6	△0.7	△0.4
	2	2.5	△0.5	△4.8	△0.0	0.6	△0.9	0.1
	3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1
	4	1.2	△1.1	△5.7	0.1	△0.4	△1.3	0.2
	5	0.6	△0.6	△5.9	△0.0	△0.8	△1.6	△0.1
	6	0.5	△1.4	△4.6	0.3	△0.6	△1.3	0.1
	7	0.3	△1.2	△4.6	0.9	△0.4	△1.0	0.2
	8	P 0.2	△1.4	△3.7	0.8	△0.7	△1.3	P 0.1

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は，月次数値の公表が行われなくなったため，掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林金融11月号

読者の声

本誌に対するご意見・ご感想を聞かせてください！

勤務先：

ＴＥＬ（自）　（　）
ＴＥＬ（勤）　（　）
ＦＡＸ　（　）
Ｅメール

氏　名：

1．今月号のなかで，良かったレポートをあげてください。

2．今後，取り上げて欲しいテーマは何ですか。

3．本誌に対するご意見をお聞かせください。

このままＦＡＸか郵送でお送りください。
なお，Ｅメールでもご意見をお受けします。

送り先はココ　〒100－0047　東京都千代田区内神田１－１－12　農林中金総合研究所
FAX　０３－３２３３－７７９５
Ｅメール　suzukiemiko @ nochuri. co. jp

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農中総研ホームページの全面リニューアルについて（ご案内）

この度，当農林中金総合研究所のホームページ (http://www.nochuri.co.jp/) を刷新いたしました。「必要な情報が見つけやすい」「レポートを柔軟に検索できる」そして「提供情報がさらに充実した」ホームページを目指しております。

そのため，使いやすさに配慮してレイアウトやデザインを全面的に見直すとともに，新たな機能を数多く加えました。どうぞご活用ください。

農林中金総合研究所は，農林漁業・環境問題などの中長期的な研究，農林漁業・協同組合の実践的研究，そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など，幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

本誌に掲載の論文，資料，データ等の無断転載を禁止いたします。

http://www.nochuri.co.jp/

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2010年11月号第63巻第11号〈通巻777号〉11月１日発行

編　集

株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7795

発　行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

株式会社えいらく／〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7579 FAX 03-5295-1916

定　価

400円（税込み）１年分4,800円（送料共）

印刷所

永井印刷工業株式会社